

令和4年度 市税の概要



加東市マスコット
加東 伝の助
どうでんのすけ



兵庫県加東市

加東市民憲章

わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る
加東の市民として、この憲章を定めます。

一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

(平成23年3月20日制定)

目 次

第 1 章 加東市の概要

1	市のプロフィール	01
2	世帯数及び人口の年度別推移	02
3	税務機構その他	03
4	令和4年度一般会計歳入・歳出当初予算額	04
5	令和3年度一般会計歳入・歳出決算額	05
6	市税収入済額及び構成比の年度別推移	06
7	住民一人当たりの市税額	08
8	市税1万円のつかいみち	08

第 2 章 わたしたちの市税

1	市税の種類	09
2	市民税	10
3	固定資産税・都市計画税	17
4	軽自動車税(環境性能割)・(種別割)	25
5	国民健康保険税	30
6	市たばこ税・鉱産税・入湯税	33
7	市税の納付について	37
8	納期限までに納付しなかった場合について	39
9	滞納処分について	40
10	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について	42
11	市税の証明などと手数料について	43

第 3 章 税務統計

1	市民税	
(1)	個人市民税納税義務者数の年度別推移	45
(2)	個人市民税額の年度別推移	46
(3)	納税義務者一人当たりの個人市民税額の年度別推移	46
(4)	退職所得の分離課税に係る所得割額など	47
(5)	個人市民税所得者区分別所得割額などの内訳	48
(6)	個人市民税課税標準額段階別納税義務者数の年度別推移	50
(7)	個人市民税課税標準額段階別所得割額の年度別推移	51
(8)	令和4年度個人市民税課税標準額段階別構成比	52

(9)	加東市へのふるさと納税額と寄附金税額控除額の内訳	54
(10)	住宅借入金等特別税額控除の年度別推移	54
(11)	法人市民税納税義務者数の年度別推移	55
(12)	法人市民税調定額の年度別推移	56
(13)	法人市民税月別調定額の年度別推移	56
(14)	ゴルフ場に関する法人市民税調定額の年度別推移	58
2 固定資産税・都市計画税		
(1)	固定資産税納税義務者数の年度別推移	59
(2)	固定資産税調定額の年度別推移	59
(3)	土地について	60
(4)	令和4年度 土地に関する概要調書	62
(5)	家屋について	64
(6)	令和4年度 家屋に関する概要調書	66
(7)	償却資産について	68
(8)	都市計画税納付義務者の年度別推移	69
(9)	都市計画税調定額の年度別推移	69
(10)	国有資産等所在市町村交付金の年度別推移	70
3 諸税		
(1)	軽自動車税(環境性能割)	71
(2)	軽自動車税(種別割)	72
(3)	国民健康保険税	74
(4)	市たばこ税	78
(5)	鉱産税	78
4 徴収		
(1)	税目別収納状況(現年度課税分)	79
(2)	税目別収納状況(滞納繰越分)	81
(3)	督促手数料の年度別収入済額	83
(4)	延滞金の年度別収入済額	84
(5)	収納方法別の年度別収入済額	85
(6)	不納欠損	86
(7)	執行停止	87
(8)	滞納者数・滞納金額の年度別推移	88
(9)	滞納処分(差押え、換価)状況	89
(10)	公売状況	91

第1章 加東市の概要

1 市のプロフィール

■ 位置と面積

兵庫県中央部やや南よりに位置する加東市は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて、比較的温暖な気候に恵まれています。

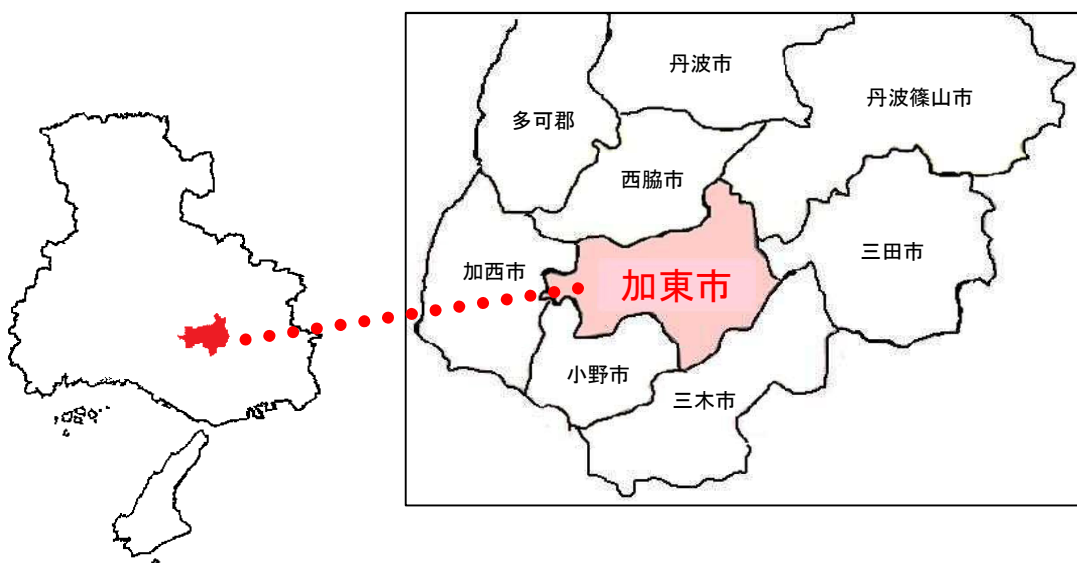
東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、総面積は157.55km²です。

■ 地形・地勢

北部から北東部にかけて、中国山地の支脈がのび、これに連なって御嶽山や三草山、五峰山などがあります。

加古川の支流である東条川や出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れています。

多数のため池が築造されており、農業用水として活用されるとともに、自然環境との接点として幾多の生物に生息の場を与えています。



加東市章は、加東市の頭文字「K」を合併数を配して図案化したもので、豊かな自然と共生する人々の伸びやかな、活力に満ちたふれあいの田園都市を表しています。

■ 市マスコット:加東伝の助(かとうでんのすけ)



「加東伝の助」は、加東市に釣り針を伝えた「小寺彦兵衛」さんの想いを受け継いで誕生しました。

「伝の助」は、
昔の伝統文化を今に伝えます。
今の良いものを未来に伝えます。
いろんな情報を伝えます。
夢と元気を伝えます。

加東市の良いところを全国に伝えるために頑張っています。

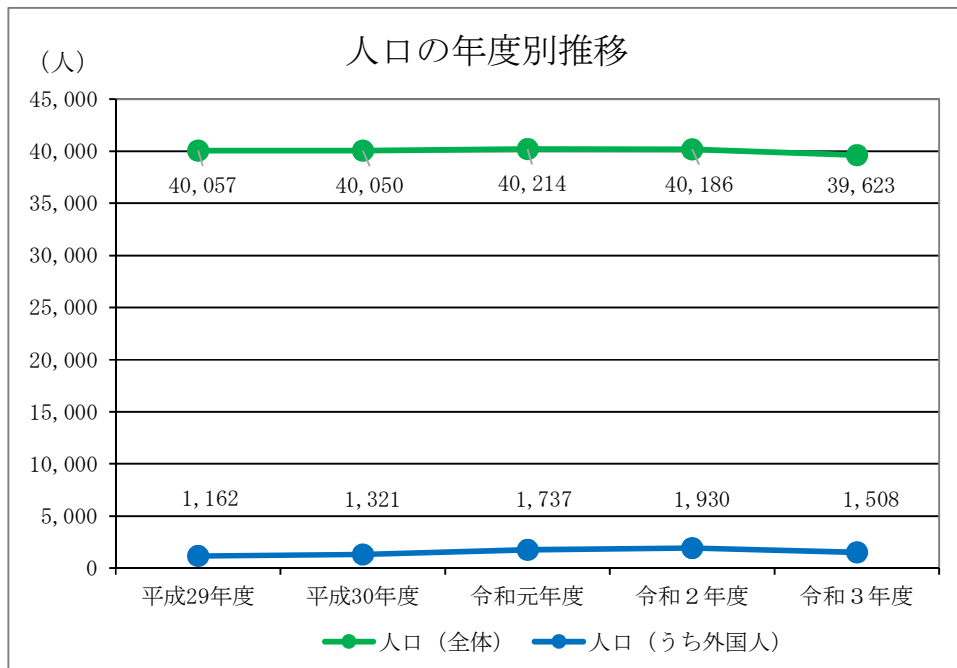
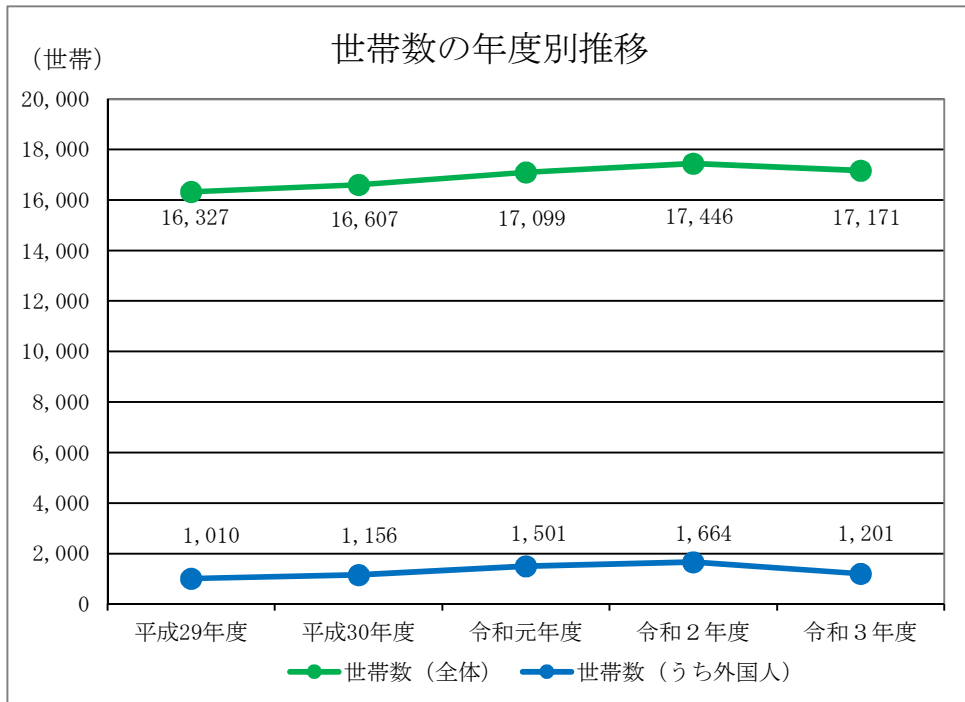
2 世帯数及び人口の年度別推移

各年度3月末日現在（単位：世帯、人）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数		16,327 (1,010)	16,607 (1,156)	17,099 (1,501)	17,446 (1,664)	17,171 (1,201)
人 口	男	19,546 (445)	19,681 (668)	19,783 (842)	19,774 (960)	19,527 (755)
	女	20,511 (717)	20,369 (653)	20,431 (895)	20,412 (970)	20,096 (753)
	合計	40,057 (1,162)	40,050 (1,321)	40,214 (1,737)	40,186 (1,930)	39,623 (1,508)

資料：加東市人口統計（地区別人口世帯数統計表）

※ （）内は外国人数を表しています。



3 税務機構その他

(1) 税務課事務分掌

令和4年4月1日現在

部 名	課 名	係 名	分掌事務
総務 財政部	税務課	住民税係 資産税係 徴 収 係	(1) 市民税(個人県民税を含む。)の調査、賦課及び減免に関する こと。
			(2) 個人県民税の報告及び徴収事務委託金に関すること。
			(3) 法人市民税の調査、賦課及び減免に関すること。
			(4) 軽自動車税の調査、賦課及び減免に関すること。
			(5) 軽自動車の標識の交付に関すること。
			(6) 自動車臨時運行許可に関すること。
			(7) 市たばこ税の調査及び賦課に関すること。
			(8) 鉱産税の調査及び賦課に関すること。
			(9) 入湯税の調査及び賦課に関すること。
			(10) 国民健康保険税の調査及び賦課に関すること。
			(11) 税の証明の発行に関すること。
			(12) 固定資産税及び都市計画税の賦課及び減免に関すること。
			(13) 固定資産の調査及び評価に関すること。
			(14) 固定資産の価格等の決定及び修正に関すること。
			(15) 土地家屋の台帳及び名寄帳並びに償却資産台帳の整理に関する こと。
			(16) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
			(17) 市税及び国民健康保険税の収納に関すること。
			(18) 市税及び国民健康保険税の納付督促、納税相談並びに納税指導 に関すること。
			(19) 市税及び国民健康保険税の徴収並びに滞納処分に関すること。
			(20) 市税及び国民健康保険税の滞納処分の執行停止並びに不納欠損 に関すること。
			(21) 税収見込み及び税収決算に関すること。
			(22) 課の庶務に関すること。

(2) 税務課職員の内訳

職員数 19人

令和4年4月1日現在(単位:人)

		課 長	副課長	係長	主査	主事	係合計	会計年度任用職員	TEL
税務課	住民税係	1	1	(兼務)	3	2	5	3	43-0396
	資産税係			1	1	2	4		43-0395
	徴収係			1	2	2	5		43-0398

4 令和4年度一般会計歳入・歳出当初予算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
1 市 税	6,762,700	28.8	1 議会費	168,030	0.7
2 地方譲与税	175,000	0.7	2 総務費	3,672,125	15.7
3 利子割交付金	4,000	0.0	3 民生費	6,793,404	29.0
4 配当割交付金	30,000	0.1	4 衛生費	1,532,753	6.5
5 株式等譲渡所得割交付金	30,000	0.1	5 労働費	38,911	0.2
6 法人事業税交付金	90,000	0.4	6 農林水産業費	832,972	3.6
7 地方消費税交付金	960,000	4.1	7 商工費	420,122	1.8
8 ゴルフ場利用税交付金	290,000	1.2	8 土木費	1,840,809	7.8
9 環境性能割交付金	20,000	0.1	9 消防費	962,614	4.1
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	13,000	0.1	10 教育費	4,668,431	19.9
11 地方特例交付金	38,000	0.2	11 災害復旧費	35,423	0.2
12 地方交付税	3,800,000	16.2	12 公債費	2,434,406	10.4
13 交通安全対策特別交付金	5,000	0.0	14 予備費	50,000	0.2
14 分担金及び負担金	33,848	0.1			
15 使用料及び手数料	230,737	1.0			
16 国庫支出金	2,605,733	11.1			
17 県支出金	1,627,261	6.9			
18 財産収入	81,998	0.3			
19 寄附金	1,203,500	5.1			
20 繰入金	1,345,145	5.7			
21 繰越金	100,000	0.4			
22 諸収入	459,578	2.0			
23 市 債	3,544,500	15.1			
歳入合計	23,450,000	100.0	歳出合計	23,450,000	100.0

資料：令和4年度加東市予算書

※ 構成比については小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

5 令和3年度一般会計歳入・歳出決算額

(単位：千円、%)

歳 入			歳 出		
款	収入済額	構成比	款	支出済額	構成比
1 市 税	6,758,795	25.6	1 議会費	164,295	0.6
2 地方譲与税	177,059	0.7	2 総務費	2,602,885	10.1
3 利子割交付金	4,535	0.0	3 民生費	7,446,923	28.9
4 配当割交付金	45,879	0.2	4 衛生費	2,008,491	7.8
5 株式等譲渡所得割交付金	54,146	0.2	5 労働費	39,457	0.2
6 法人事業税交付金	104,138	0.4	6 農林水産業費	672,666	2.6
7 地方消費税交付金	970,398	3.7	7 商工費	672,846	2.6
8 ゴルフ場利用税交付金	324,653	1.2	8 土木費	2,333,910	9.0
9 環境性能割交付金	25,816	0.1	9 消防費	844,897	3.3
10 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	13,549	0.1	10 教育費	6,692,771	25.9
11 地方特例交付金	223,354	0.8	11 災害復旧費	24,555	0.1
12 地方交付税	4,385,144	16.6	12 公債費	2,291,928	8.9
13 交通安全対策特別交付金	5,898	0.0	14 予備費	0	0.0
14 分担金及び負担金	21,304	0.1			
15 使用料及び手数料	229,577	0.9			
16 国庫支出金	5,289,457	20.0			
17 県支出金	1,583,215	6.0			
18 財産収入	56,901	0.2			
19 寄附金	1,073,911	4.1			
20 繰入金	10,514	0.0			
21 繰越金	395,612	1.5			
22 諸収入	561,563	2.1			
23 市 債	4,117,000	15.6			
歳入合計	26,432,418	100.0	歳出合計	25,795,624	100.0

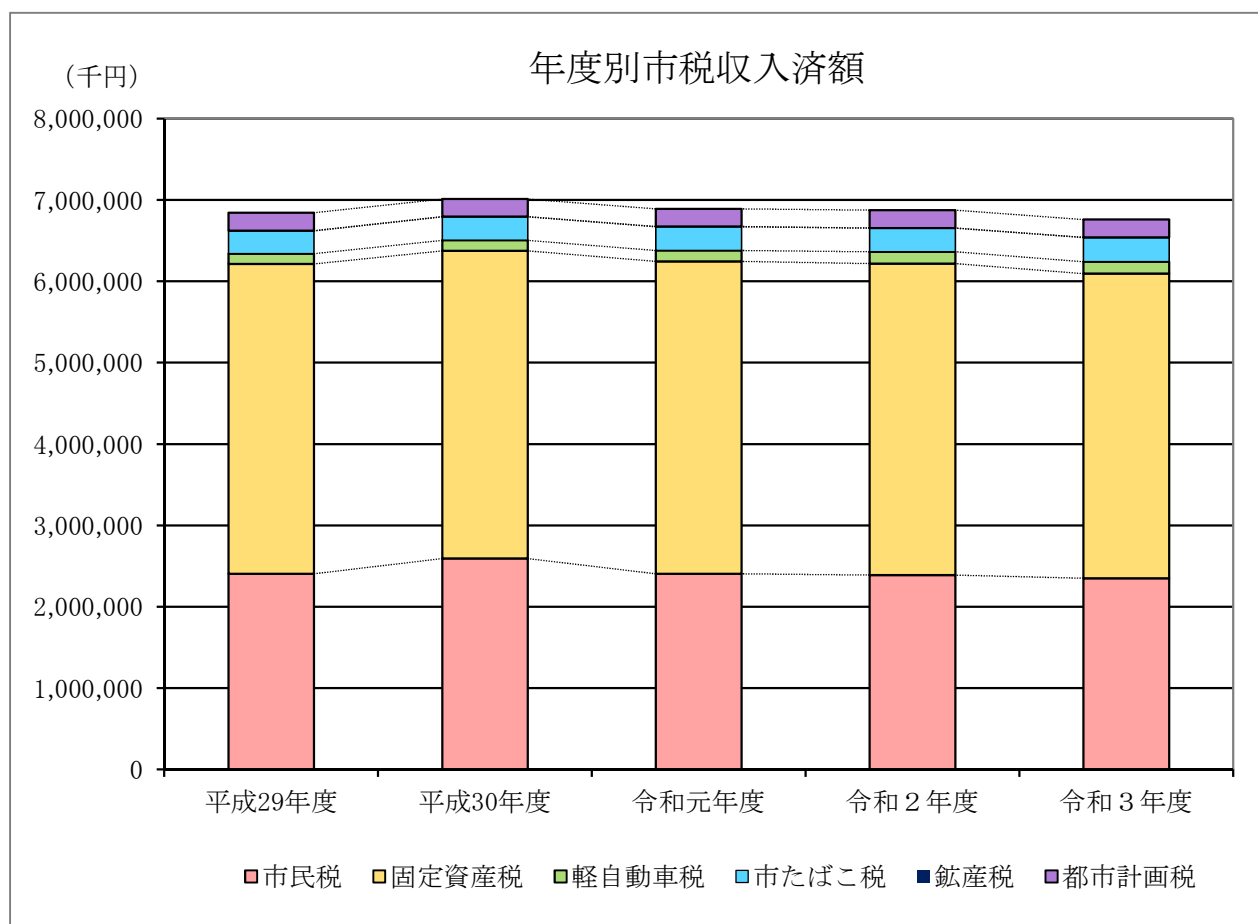
資料：令和3年度加東市歳入歳出決算書

※ 決算額については千円未満、構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

6 市税収入済額及び構成比の年度別推移

	平成29年度			平成30年度		
	収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比
1 市民税	2,405,100	—	35.1	2,591,321	107.7	37.0
(1) 個人	1,874,812	—	27.4	1,865,084	99.5	26.6
(2) 法人	530,288	—	7.7	726,237	137.0	10.4
2 固定資産税	3,809,857	—	55.6	3,783,049	99.3	54.0
(1) 固定資産税	3,804,180	—	55.5	3,777,619	99.3	53.9
(2) 固有資産等所在市町村交付金	5,677	—	0.1	5,430	95.6	0.1
3 軽自動車税	124,473	—	1.8	128,676	103.4	1.8
(1) 軽自動車税(環境性能割)	0	—	0.0	0	—	0.0
(2) 軽自動車税(種別割)	124,473	—	1.8	128,676	103.4	1.8
4 市たばこ税	289,145	—	4.2	289,195	100.0	4.1
5 鉱産税	3,426	—	0.1	3,234	94.4	0.0
6 都市計画税	219,152	—	3.2	215,259	98.2	3.1
合計	6,851,153	—	100.0	7,010,734	102.3	100.0

※ 決算額については千円未満、構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

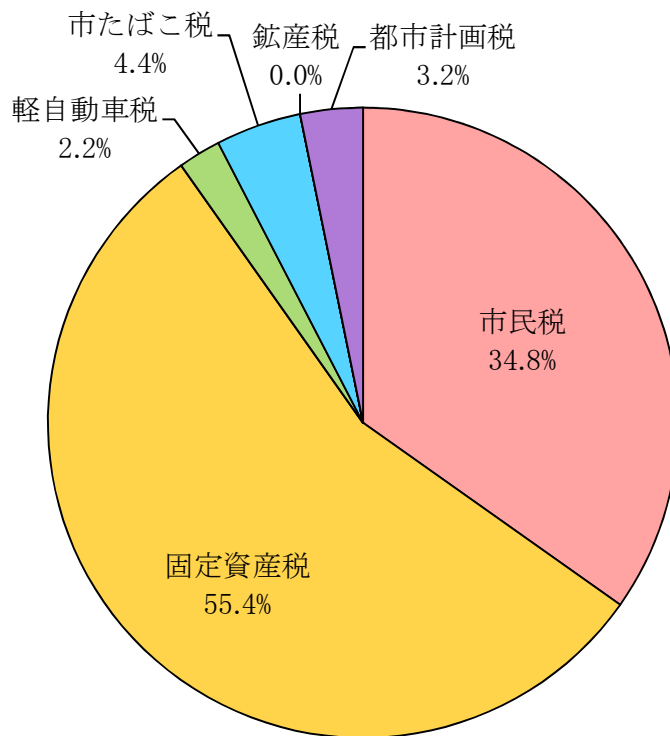


(単位：千円、%)

令和元年度			令和2年度			令和3年度		
収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比	収入済額	前年比	構成比
2,404,732	92.8	34.9	2,389,408	99.4	34.8	2,349,155	98.3	34.8
1,904,602	102.1	27.6	1,915,911	100.6	27.9	1,870,944	97.7	27.7
500,130	68.9	7.3	473,497	94.7	6.9	478,211	101.0	7.1
3,840,747	101.5	55.7	3,828,992	99.7	55.8	3,744,655	97.8	55.4
3,835,402	101.5	55.6	3,823,839	99.7	55.7	3,739,594	97.8	55.3
5,345	98.4	0.1	5,153	96.4	0.1	5,061	98.2	0.1
134,956	104.9	2.0	143,052	106.0	2.1	146,475	102.4	2.2
2,228	—	0.0	6,003	269.4	0.1	5,469	91.1	0.1
132,728	103.1	1.9	137,049	103.3	2.0	141,006	102.9	2.1
291,627	100.8	4.2	279,644	95.9	4.1	297,668	106.4	4.4
2,721	84.1	0.0	2,151	79.1	0.0	2,366	110.0	0.0
219,815	102.1	3.2	221,128	100.6	3.2	218,476	98.8	3.2
6,894,598	98.3	100.0	6,864,375	99.6	100.0	6,758,795	98.5	100.0

資料：加東市歳入歳出決算書

令和3年度市税収入済額に占める各税目の割合



7 住民一人当たりの市税額

みなさんに納めていただいた市税額を住民一人当たりに換算すると下記のとおりです。

令和4年4月1日現在（単位：円、人）

年 度	市税額	人 口	市税額／人口
令和4年度（当初予算）	6,762,700,000	39,623	170,676

資料：財政事情公表

8 市税1万円のつかいみち

みなさんに納めていただいた市税1万円のつかいみちは下記のとおりです。



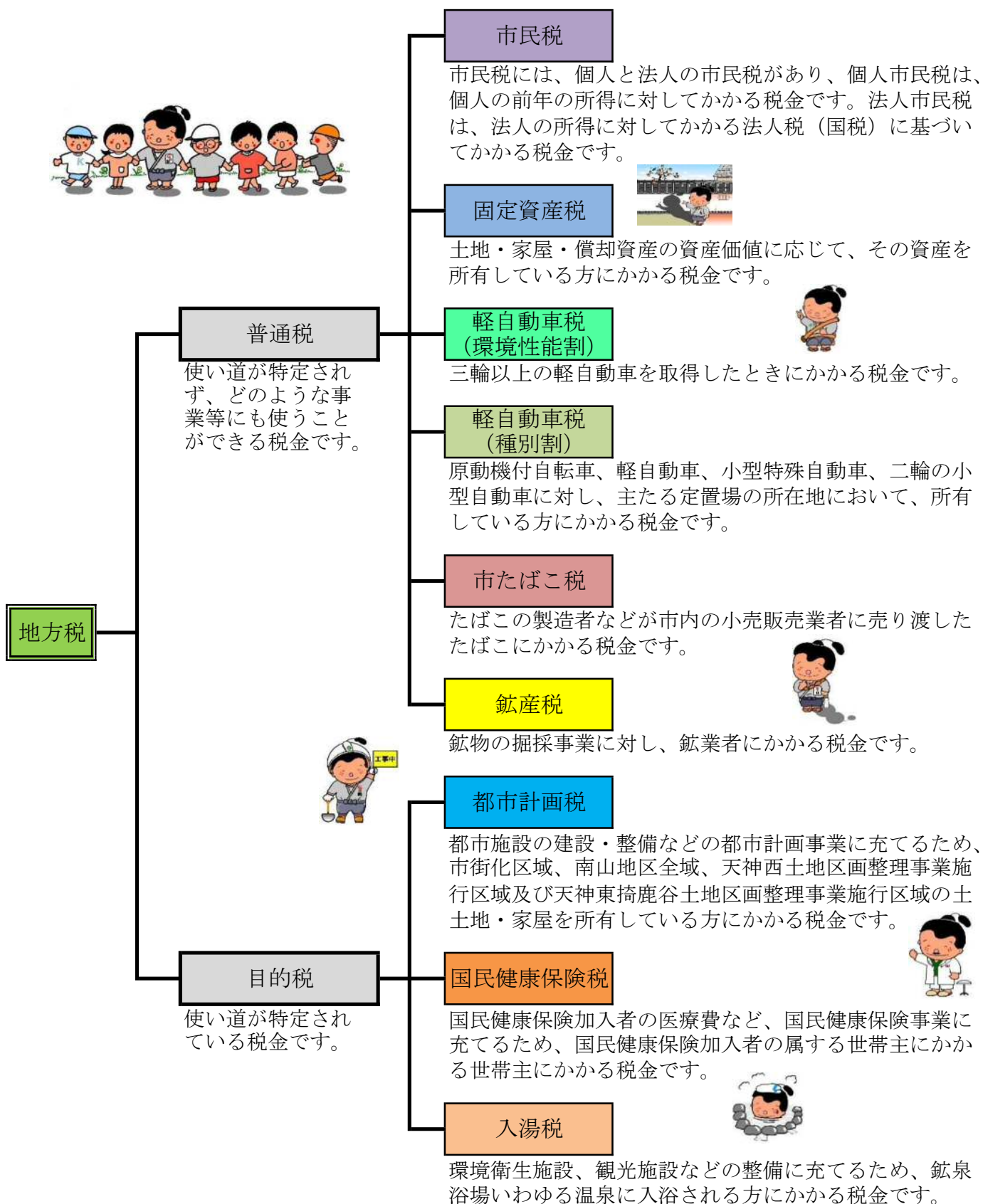
※ 令和4年度当初予算に対する一般財源の割合であん分計算しています。

第2章 わたしたちの市税

1 市税の種類

●市税の役割

みなさんに納めていただいた税金は、福祉や都市基盤の整備、教育、防災など様々な公共サービスを提供するために用いています。地域社会に必要な費用を、地域社会の住民のみなさんで負担するというかたちですが、税金はサービスを受けた割合に応じて負担していただくということではなく、その方に所得があるかないか、また所得や資産に応じて納めていただくことになっています。



2 市民税

●市民税とはどんな税金？

市民税は、所得などに応じて負担していただく税金で、個人市民税と法人市民税があります。

【個人市・県民税】

●個人市・県民税とはどんなもの？

個人市民税は、所得の額にかかわらず一定の額がかかる均等割と、前年の所得に応じてかかる所得割があります。

また、個人県民税は課税のしくみが個人市民税と同じであるため、税金を納めていただく方(以下「納税義務者」といいます。)が個人市民税とともに市へ納めていただいたものを市から兵庫県へ払い込んでいます。

個人市民税と個人県民税は、両方の税金をあわせて「住民税」または「市・県民税」と呼んでいます。

●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、次の表にあてはまる方です。

納 税 義 務 者	均 等 割	所 得 割
市内に住所のある方	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷がある方で 市内に住所がない方	○	

●個人市・県民税がかからないのはどんな方？

◎均等割・所得割どちらもかからない方（非課税）

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- ・前年の合計所得金額が次の算定で求めた額以下の方

$$28\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} \times 1) + 16\text{万8千円} \times 2 + 10\text{万円}$$

◎所得割だけがかからない方

- ・前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数} \times 1) + 32\text{万円} \times 3 + 10\text{万円}$$

※1 扶養親族の数は、16歳未満の年少者を含みます。

※2 16万8千円は同一生計配偶者または扶養親族のある方に対してのみ加算されます。

※3 32万円は同一生計配偶者または扶養親族のある方に対してのみ加算されます。

●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{均 等 割 額}} + \boxed{\text{所 得 割 額}}$$

◎均等割額

年 5, 8 0 0 円（個人市民税 3, 5 0 0 円 個人県民税 2, 3 0 0 円）

個人県民税のうち 8 0 0 円は県民緑税です。緑の保全や再生を支えるために平成 1 8 年度から導入されています。

また、東日本大震災を契機として、市や県で実施する防災事業に必要な財源を確保するため、平成 2 6 年度から令和 5 年度までの 1 0 年間、均等割の税率が個人市民税 5 0 0 円、個人県民税 5 0 0 円の計 1, 0 0 0 円引き上げられています。

◎所得割額の計算

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額（①所得金額 - ②所得控除額）} \times \text{③税率} - \text{④税額控除額}$$

①所得金額 一般に収入金額から必要経費を差し引いて計算します。

- ・ 利子所得 ・ 配当所得 ・ 不動産所得 ・ 事業所得 ・ 給与所得
- ・ 退職所得 ・ 山林所得 ・ 譲渡所得 ・ 一時所得 ・ 雑所得

②所得控除 配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などで臨時的な出費があったかどうかなど個人的な事情に応じて所得金額から差し引きます。

- ・ 雑損控除 ・ 医療費控除 ・ 社会保険料控除 ・ 生命保険料控除
- ・ 小規模企業共済等掛金控除 ・ 地震保険料控除 ・ 寡婦控除
- ・ ひとり親控除
- ・ 障害者控除・ 勤労学生控除 ・ 配偶者控除 ・ 配偶者特別控除
- ・ 扶養控除 ・ 基礎控除

③税 率 一律 1 0 %（個人市民税 6 % 個人県民税 4 %）

④税額控除 計算した税額から一定額を差し引きます。

- ・ 調整控除 ・ 配当控除 ・ 外国税額控除 ・ 住宅借入金等特別税額控除
- ・ 寄附金税額控除 ・ 配当割額控除 ・ 株式等譲渡所得割控除

●個人市・県民税の減免制度とはどんなもの？

個人市・県民税には、次のような減免制度があります。

◎対 象 者

①年の途中から生活保護法の規定による生活扶助を受けられた方

②所得皆無者及び激減者

退職、失業、休職などにより3か月以上無給の状態（事業の休業、廃業の状態にある場合を含む。）が続いており、申請日時点においても無給の状態にある方で、次の条件をすべて満たす方

- ・申請日において、納期末到来分の市・県民税があること
- ・前年の合計所得が400万円以下
- ・申請者、申請者の配偶者及び健康保険の扶養義務者の前年の合計所得金額の合計額が600万円以下
- ・本年の普通所得金額（非課税収入を含む。）の見込額及び本年に受給した退職手当などの収入金額の合計額が前年の普通所得金額（非課税収入を含まない。）の2分の1以下
- ・前年の退職手当などの収入金額が250万円以下
- ・申請者の申請日現在における預貯金の合計額が一定額以下

③学生または生徒

その年の1月1日現在、勤労学生控除の対象である学生または生徒（所得75万円以下かつ給与所得以外の所得が10万円以下）で、他の親族の健康保険の被扶養者となっていない方

◎減 免 額

上記の対象者のうち、

①または③の場合 ⇒ 個人市・県民税の均等割額、所得割額を全額免除します。

②の場合 ⇒ 下表のとおり減免します。

事由 前年合計 所得金額	非自発的事由による離職、 疾病・負傷による休職		その他の事由	
	前年普通所得の 1/4を超え 1/2以下	前年普通所得の 1/4以下	前年普通所得の 1/4を超え 1/2以下	前年普通所得の 1/4以下
150万円以下	所得割額の 80%	所得割額の 100%	所得割額の 70%	所得割額の 90%
250万円以下	所得割額の 60%	所得割額の 80%	所得割額の 50%	所得割額の 70%
400万円以下	所得割額の 30%	所得割額の 50%	所得割額の 20%	所得割額の 40%

※ 減免決定日の後に納期が到来する個人市・県民税が減免の対象となります。

●個人市・県民税はどのように納めるの？

特別徴収、普通徴収により納めていただきます。

特別徴収	給与からの特別徴収 会社などにお勤めの方の場合、市の通知に基づき、お勤め先が1年分の税額を12回に分けて給与から天引きし、市へ納入する方法。 年金からの特別徴収 年金を受けている方の場合、市の通知に基づき、年金支払者が1年分の税額を6回に分けて年金から天引きし、市へ納入する方法。 ※ 次の条件すべてに当てはまる方が対象です。 ① 4月1日現在、公的年金などを受給されている満65歳以上の方 ② 公的年金などにかかる所得に対して個人市・県民税が課税される方 ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金などを受給されている方 ④ 1月1日以降引き続き市内にお住まいの方 ⑤ 介護保険料が年金から天引きされている方 ⑥ 公的年金にかかる個人市・県民税が老齢基礎年金などの給付額の年額を超えない方
普通徴収	自営業の方などが、市から送付する納付書または口座振替で、自ら納付する方法。



【法人市民税】

●法人市民税とはどんな税金？

法人市民税は、市内に事務所や事業所または寮などがある法人にかかる税金で、法人の規模に応じて決まる均等割と、法人の所得（法人税の税額）に応じて決まる法人税割とがあります。

●誰に税金がかかるの？

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に事務所や事業所はないが、寮などがある法人	○	
市内に事務所や事業所などがある法人課税信託の引受けを行う個人		○

●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{均 等 割 額}} + \boxed{\text{法 人 税 割 額}}$$

◎均等割額

資本金などの額と算定期間（事業年度）末日現在の従業者の数によって決まります。決算が赤字であっても、事務所などがあれば均等割はかかります。事業年度の途中で事務所などを新設または廃止された場合は、事務所などのあった月数に応じて計算します。

資本金などの額	市内の従業者数	税 額	区 分
5 0 億円を超える	5 0 人を超える	年額 3 0 0 万円	第 9 号
1 0 億円を超え 5 0 億円以下	5 0 人を超える	年額 1 7 5 万円	第 8 号
5 0 億円を超える	5 0 人以下	年額 4 1 万円	第 7 号
1 0 億円を超え 5 0 億円以下			
1 億円を超え 1 0 億円以下	5 0 人を超える	年額 4 0 万円	第 6 号
	5 0 人以下	年額 1 6 万円	第 5 号
1 千万円を超え 1 億円以下	5 0 人を超える	年額 1 5 万円	第 4 号
	5 0 人以下	年額 1 3 万円	第 3 号
1 千万円以下	5 0 人を超える	年額 1 2 万円	第 2 号
	5 0 人以下	年額 5 万円	第 1 号
① 公共法人及び公益法人（地方税法 2 9 6 条第 1 項により非課税のものを除く。）			
② 人格のない社団など			
③ 一般社団法人及び一般財団法人（非営利型を除く。）			
④ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの（①～③の法人を除く。）			

◎法人税割額の計算

$$\boxed{\text{法人税割額}} = \boxed{\text{法人税額(国税)}} \times \boxed{\text{税率}}$$

2以上の市町村に事務所などがある法人は、法人税額を従業者数で均分して計算します。

事業年度の途中で事務所などを新設または廃止された場合は、事務所などのあった月数に応じて計算します。

□税率

平成26年9月30日以前に開始した事業年度	12.3%
平成26年10月1日以後に開始した事業年度	9.7%
令和元年10月1日以後に開始した事業年度	6.0%

●法人市民税の申告はどうするの？

事業年度が終了した日の翌日から2か月以内に申告し、納税する申告納税制度となっています。

申告区分		申告納付税額（A）＋（B）		申告・納付期限
		法人税割額（A）	均等割額（B）	
中間申告 ※1	予定申告	前事業年度の確定法人税割額×6÷前事業年度の月数	年税額×事務所などの所在月数÷12	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算による 中間申告	事業年度開始の日以後6か月の期間を1つの事業年度とみなして計算した法人税額を基に計算した額		
	確定申告	確定法人税割額－中間申告納付額	年税額－中間申告納付額	事業年度終了の日の翌日から2か月以内（原則）※2

※1 法人税（国税）において、中間申告をする必要のない法人は、法人市民税においても中間申告の必要はありません。

※2 法人税（国税）について税務署長から提出期限延長の承認を受けている場合は、法人市民税の提出期限も延長となります。

●どのような場合に届出が必要なの？

市内で法人を新たに設立または市外に本社がある法人が事務所などを開設した場合や、事務所などを移転または廃止した場合など、すでに市に届出をしている法人の内容に異動があった場合は届出が必要です。

●法人市民税の減免制度とはどんなもの？

法人市民税には、次のような減免制度があります。

◎対象となる法人

- ①収益事業を行わない公益社団法人及び公益財団法人
- ②収益事業を行わない特定非営利活動法人
- ③次の条件をすべて満たす自治会
 - ・収益事業による収入が、自治会が行う公益目的事業に全額使用されていること
 - ・法人税申告書の「所得金額または欠損金額」が「法人税額、法人税割額、均等割額」の合計額を下回っていること

◎減 免 額

上記の法人のうち、

- ①または②の法人の場合 ⇒ 均等割額を全額免除します。
- ③の場合 ⇒ 「法人税額、法人税割額、均等割額」の合計額から「所得金額または欠損金額（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）」を控除した額を均等割額から減免します。



3 固定資産税・都市計画税

【固定資産税】

●固定資産税とはどんな税金？

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（以下「固定資産」といいます。）が市町村に所在することによって受ける行政サービスと資産価値に着目して、相応の負担をしていただく税金です。具体的には、固定資産を所有している方に、その固定資産の価格を基に算定された税額を納めていただきます。

●どんなものが固定資産になるの？

土地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
家屋	住宅、店舗、倉庫、事務所、工場、その他の建物
償却資産	会社や個人が、事業のために用いる機械、器具、備品など

●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、市内に固定資産を所有している次の方です。

土地	登記簿または土地補充課税台帳	} にそれぞれ所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳	
償却資産	償却資産課税台帳	

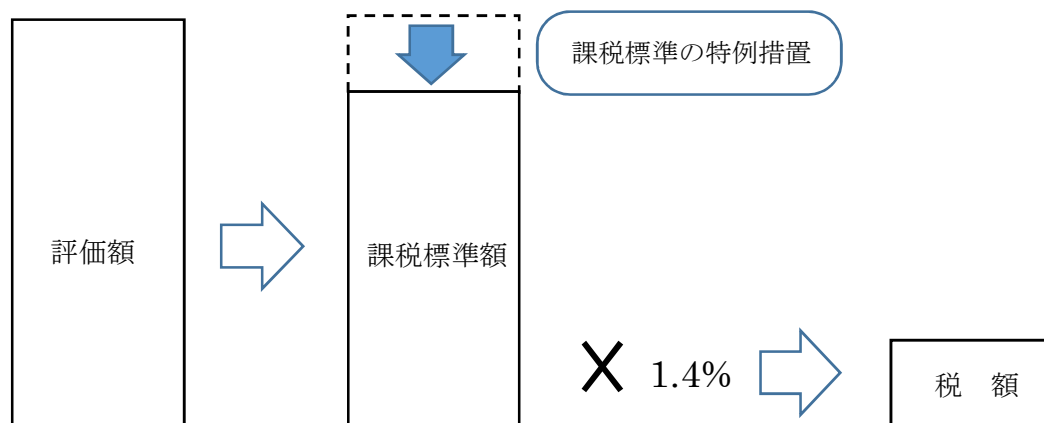
ただし、所有者として登記されている方が1月1日以前に死亡している場合には、1月1日現在でその固定資産を現に所有している方（相続人など）が納税義務者となります。

●税額はどのように決まるの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{課 税 標 準 額}} \times \boxed{\text{税 率 (1.4\%)}}$$

課税標準額は、固定資産の評価額から求めます。

◎固定資産税の基本的な計算方法（イメージ）



●固定資産の価格（評価額）はどのように決まるの？

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価・決定し、固定資産課税台帳に登録します。

土地及び家屋

基準年度（３年ごと）に価格を決定し、原則として次の基準年度までその価格を据え置きます。

ただし、新たに固定資産税の課税対象となった土地・家屋、土地の地目の変換、家屋の増築などがあれば、新たに評価して価格を決定します。

また、宅地の評価において地価の下落が認められる場合は、地価の下落を適切に反映するために簡易な方法により評価額を下落修正（時点修正）します。

償却資産

償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して価格を決定します。

●評価の方法を教えて！

土 地

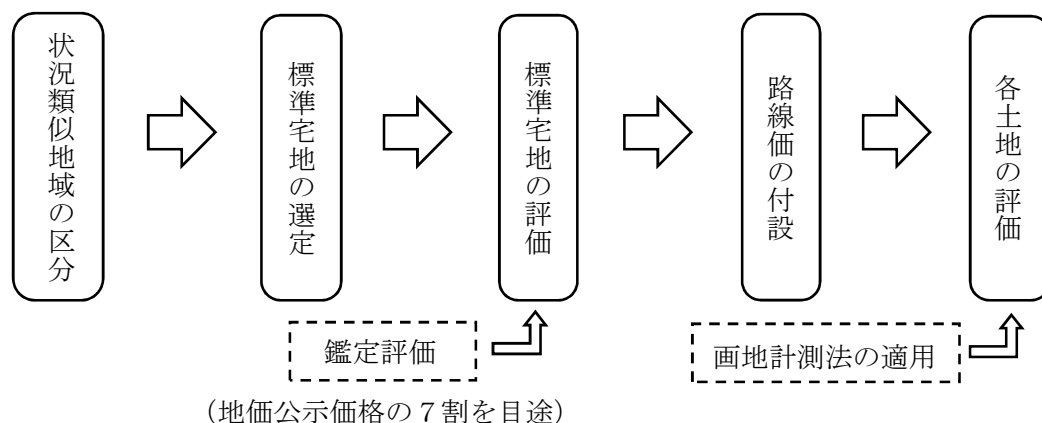
土地は利用形態によって価格形成要因が異なるため、現況の利用分類（地目）により評価します。現況地目は、土地の現況及び利用目的に重点を置き、状況が同一な範囲を一団の土地（画地）として認定します。

□固定資産評価基準における地目

田	農耕地で用水を利用して耕作する土地
畑	農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
宅地	建物の敷地及びその維持もしくは効用を果たすために必要な土地
鉱泉地	鉱泉の湧出口及びその維持に必要な土地
池沼	かんがい用水でない水の貯溜池
山林	耕作の方法によらないで竹木が生育する土地
牧場	家畜を放牧する土地
原野	耕作の方法によらないで雑草、かん木類が生育する土地
雑種地	上記のいずれにも該当しない土地

□宅地の評価のしくみ（宅地比準の土地を含む）

（例）市街地の宅地の評価のながれ



基準年度ごとに評価額の見直しを行い、時点修正して価格を決定します。

令和3年度が基準年度にあたるので、令和4年度の宅地の価格（評価額）は、令和2年1月1日の地価公示価格などの7割で評価した価格に、令和2年1月1日から令和3年7月1日までの1年半の地価下落を反映した時点修正後の価格になります。

□その他の地目の評価のしくみ

売買実例や付近の土地の評価額に基づく方法などにより評価します。

ただし、市街化区域農地や転用許可を受けた農地、宅地に比準する雑種地などについては、宅地の評価方法に準じて評価します。

（参考）

◎公的评价のちがい

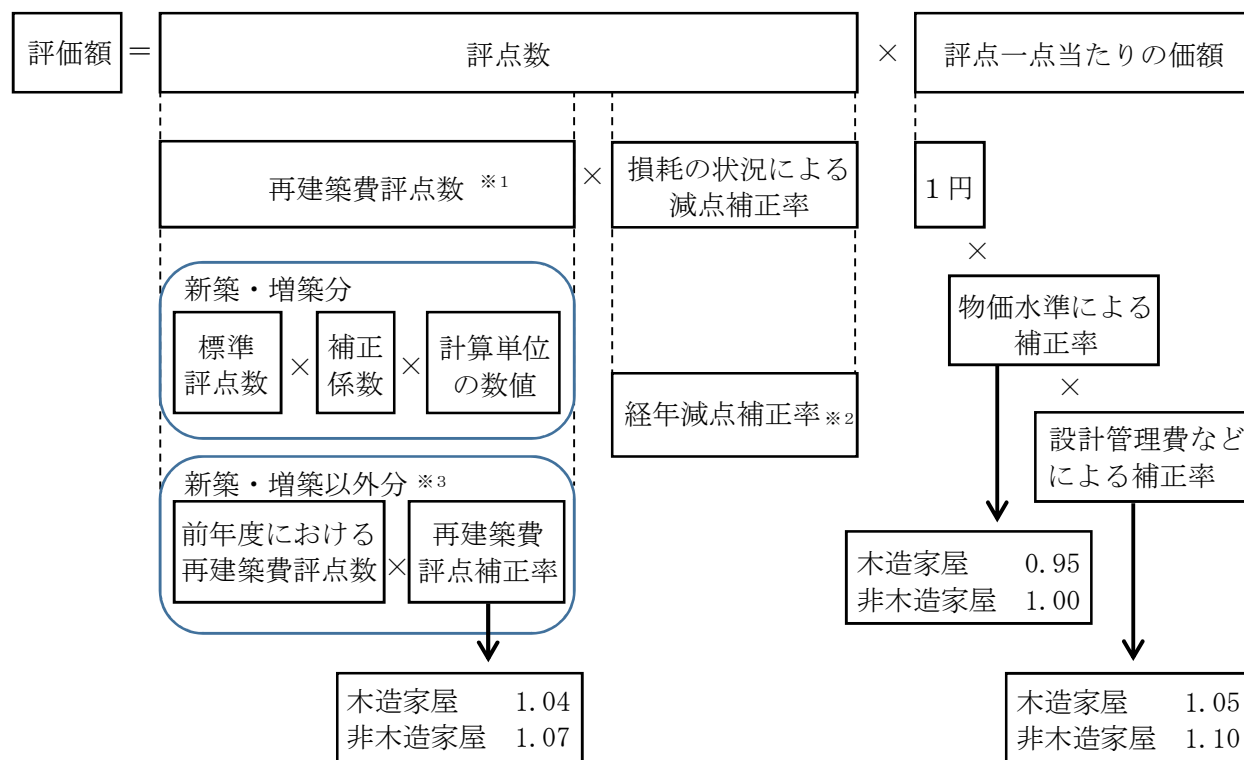
土地の価格は、公的価格として次の4つがあります。

区分	地価公示	都道府県地価調査	相続税評価	固定資産税評価
評価機関	国土交通省 土地鑑定委員会	都道府県知事	国税局長	市町村長
目的	適正な地価の形成	土地取引の規制	相続税・贈与税の課税	固定資産税の課税
地目	宅地、宅地見込地（山林など）	宅地、宅地見込地（山林など）	宅地、田、畑、山林、その他	宅地、田、畑、山林、その他
法令	地価公示法第2条第1項	国土利用計画法施行令第9条第1項	相続税法第22条	地方税法第34条第5号
価格時点	毎年1月1日	毎年7月1日	毎年1月1日	基準年度の前年の1月1日
価格水準	10割	10割	地価公示価格の8割	地価公示価格の7割を目途

家 屋

家屋の価格は、屋根、外壁、内壁、天井、床、建具、設備などにつき、それぞれに使用されている材料の種類や数量を実際に調査して評価します。

□家屋の評価のしくみ



(注) 各数値は令和3基準年度のものです。

※1 再建築費評点数は、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において新築する場合に必要な建築費をいいます。この再建築費は、業者の利潤などを含まないため、実際の建築費とは異なります。

※2 経年減点補正率は、家屋の建築後の年数の経過によって生ずる傷み具合による価値の減少を率であらわしたものです。

※3 新築・増築家屋以外の家屋（在来分家屋）で基準年度に計算し直した評価額が前年度より高い場合は、前年度の評価額に据え置きます。

償却資産

土地、家屋以外の事業用の資産（償却資産）は、取得価額を基に経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。

償却資産をお持ちの方は、その年の1月1日現在の資産状況（種類、名称、取得年月、取得価額、耐用年数など）を記載した償却資産申告書を、1月31日までに提出しなければなりません。

□償却資産の対象となるもの

資産の種類	資産の例
構築物	門、塀、舗装路面、鉄塔、広告塔など
機械、装置	加工・製造機械、建設機械、運搬機械、太陽光発電設備など
工具、器具、備品	医療機器、測定工具、冷暖房器具、机、いす、ロッカーなど
その他	船舶、貨車、客車、航空機など

□償却資産の対象とならないもの

- ①土地、建物
- ②無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権など）
- ③取得価額が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（少額償却資産）
- ④取得価額が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）
- ⑤自動車税又は軽自動車税の対象となるもの

□償却資産の評価のしくみ

前年中に取得された償却資産

評価額	=	取得価額 ※1	×	(1 - 減価率 ※2 ÷ 2)
-----	---	---------	---	--------------------

前年より前に取得した償却資産

評価額	=	前年度の評価額	×	(1 - 減価率)
-----	---	---------	---	-------------

※1 取得価額は、原則として法人税の取得価額と同額です。

※2 減価率は、原則として法定耐用年数（財務省令）に応じて決められた率です。計算した評価額が取得価額の5%を下回るときは、取得価額の5%を評価額とします。

●課税標準額とはどんなもの？

課税標準額は税額を算出するための基準となるもので、原則として固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）です。課税標準の特例に該当する場合は、評価額より減額します。

土地

土地は、評価額が急激に上昇した場合でも税負担はゆるやかに上昇するよう、課税標準を徐々に是正する負担調整措置がとられています。今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）に応じて今年度の課税標準額を算定します。

□住宅用地の特例

居住用の家屋の敷地（住宅用地）は、税負担を特に軽減するため、次のとおり課税標準の特例措置を適用します。

住宅用地のうち200㎡以下の部分（小規模住宅用地）	評価額×1／6
住宅用地のうち200㎡を超える部分（一般住宅用地）	評価額×1／3

住宅用地以外の宅地（非住宅用地）は、評価額の70％を上限とします。

また市街化区域農地は、課税標準額を評価額の1／3とします。

家屋及び償却資産

課税標準額は、原則として評価額と同額です。

●免税点について

市内に同一の方が所有している固定資産の課税標準額の合計額がそれぞれ次の金額（免税点）に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
----	------

家屋	20万円
----	------

償却資産	150万円
------	-------

●固定資産税の減免制度とはどんなもの？

生活保護法の規定による生活扶助を受けた場合や火災、風水害などで固定資産が滅失、甚大な被害を受けた場合は、申請により減免が受けられます。

●新築住宅に対する特例について

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で次にあてはまるものは、新築後の税額が減額になります。

□減額の要件

- ・居住割合 居住部分の床面積の割合が1棟の1／2以上のもの
- ・床面積 居住部分の床面積が1戸あたり50㎡（1戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下のもの

□減額となる税額

- ・ 居住部分（1戸あたり120㎡まで）に相当する固定資産税額の1／2の額

□軽減期間

- ①一般の住宅(2階建てまで)は、3年間
- ②一般の住宅(3階建て以上の耐火・準耐火構造)は、5年間
- ③認定長期優良住宅 ※¹ (2階建てまで)は、5年間
- ④認定長期優良住宅(3階建て以上の耐火・準耐火構造)は、7年間

※1 認定長期優良住宅とは、住宅を長期にわたり使用するための措置が構造及び設備に講じられた住宅です。



【都市計画税】

●都市計画税とはどんな税金？

都市計画税は、対象となる区域で道路や公園、下水道などを整備する都市計画事業または土地区画整理事業を計画的に行う財源に充てるための税金です。

●どの区域が課税になるの？

市街化区域、南山地区全域、天神西土地区画整理事業施行区域及び天神東袴鹿谷土地区画整理事業施行区域が課税対象区域です。

●誰に税金がかかるの？

その年の1月1日現在、課税対象区域内に土地、家屋を所有している方です。

●税額はどうやって決めるの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{課 税 標 準 額}} \times \boxed{\text{税 率 (0.2\%)}}$$

●課税標準額はどうやって決めるの？

土 地

都市計画税の課税標準額は、固定資産税に準じて計算します。

□住宅用地の特例

住宅用地には固定資産税と同じく、課税標準の特例措置があります。

住宅用地のうち200㎡以下の部分（小規模住宅用地）	評価額×1／3
住宅用地のうち200㎡を超える部分（一般住宅用地）	評価額×2／3

家 屋

原則として、固定資産税の課税標準額と同額です。

なお、新築住宅に対する税額の軽減措置は、都市計画税にはありません。

●免税点について

固定資産税が免税点未満となる場合は、都市計画税も課税されません。

●減免について

固定資産税が減免となる場合は、都市計画税も減免されます。

4 軽自動車税（環境性能割）・（種別割）

【軽自動車税（環境性能割）】

●軽自動車税（環境性能割）とはどんな税金？

軽自動車税（環境性能割）とは3輪・4輪以上の自動車で取得価格が50万円を超えるもの（新車、中古車問わず）を取得した人に対してかかる税金です。

環境性能割の税率については、軽自動車の取得価格に、下の表に示す税率を乗じた額が課税されます。

種類	排出ガス基準	燃費基準	税率	
			自家用	営業用
電気自動車	—	—	非課税	非課税
天然ガス自動車	平成30年度排出ガス基準適合又は 平成21年度排出ガス基準10%低減	—	非課税	非課税
乗用車	平成30年度排出ガス基準50%低減 又は 平成17年度排出ガス基準75%低減の ガソリン車・ハイブリッド車	令和12年度燃費基準 75%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
		令和12年度燃費基準 60%達成かつ 令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%
		令和12年度燃費基準 55%達成	2%	1%
	上記以外の軽自動車		2%	2%
貨物車	平成30年度排出ガス基準50%低減 又は 平成17年度排出ガス基準75%低減 かつ車両総重量2.5t以下の ガソリン車・ハイブリッド車	平成27年度燃費基準 +25%以上達成	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準 +20%達成	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準 +15%達成	2%	1%
	上記以外の軽自動車		2%	2%

【軽自動車税（種別割）】

●軽自動車税（種別割）とはどんな税金？

軽自動車税（種別割）は、軽自動車などを主として駐車する場所（主たる定置場）が市内にある原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車及び小型特殊自動車を所有している方に負担していただく税金です。

●軽自動車税（種別割）は誰に税金がかかるの？

その年の4月1日現在、軽自動車などを所有している方です。

4月1日に廃車された場合はその年度分の税金はかかりませんが、4月2日以降に廃車や売却などをされた場合は、その年度分の税金が課税されます（軽自動車税（種別割）には自動車税（道府県税）のような月割課税制度はありません。）。

●どこで手続きするの？

各車種の登録、廃車などの手続き場所は、次のとおりです。

新たに軽自動車などの所有者となった場合は、その日から15日以内に、廃車などにより所有者でなくなった場合は、30日以内に手続きが必要です。

原動機付自転車・小型特殊自動車	加東市役所総務財政部税務課（庁舎1階） ☎0795-43-0397
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会兵庫事務所 ☎050-3816-1847
二輪の軽自動車または二輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部 ☎050-5540-2066

※ 神戸ナンバーの車両は、加東自家用自動車協会でも手続きできます（別途手数料が必要）。

… 加東自家用自動車協会

☎0795-42-0159

●軽自動車税（種別割）の各車両の税率は？

車種別の税率は次のとおりです。

□原動機付自転車・二輪の軽自動車などの税率

車種		税率
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000 円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー（三輪以上で総排気量 50cc 以下）	3,700 円
軽自動車	二輪車（総排気量 125cc 超 250cc 以下）	3,600 円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクター・コンバインなど）	1,600 円
	特殊作業用（フォークリフトなど）	5,900 円
二輪の小型自動車（総排気量 250cc 超）		6,000 円

□三輪または四輪以上の軽自動車の税率

税率区分 車種			初度検査年月 ※1 が H27. 3. 31 までの車両	初度検査年月が H27. 4. 1 以降の車両	初度検査年月から 13 年経過した車両 （重課税率） ※2
三輪（総排気量 660cc 以下）			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪 （総排気量 660cc 以下）	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨 物 用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※1 自動車検査証に記載されている「初度検査年月」に応じて適用されます。

※2 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引車は重課税率の対象外です。

□重課税率の適用年度

初度検査年月	重課税率適用年度
平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月	令和 4 年度～
平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	令和 5 年度～
平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月	令和 6 年度～

●軽課税率とはどんなもの？

軽課税率は、適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合、翌年度分に限り適用されます。

□適用期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日の期間中に取得：令和４年度分のみ

令和４年４月１日から令和５年３月３１日の期間中に取得：令和５年度分のみ

□軽課税率

税率区分 車種			軽課税率		
			①75%軽減	②50%軽減	③25%軽減
三輪(総排気量 660cc 以下)			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪 (総排気量 660cc 以下)	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	—	—
	貨 物 用	営業用	1,000 円	—	—
		自家用	1,300 円	—	—

□車種別の軽減区分

令和３年４月１日から令和５年３月３１日までに取得された場合

軽減区分	乗用・営業用	乗用・自家用 貨物・自家用 貨物・営業用
①75%軽減	電気自動車・天然ガス自動車	電気自動車・天然ガス自動車
②50%軽減	令和 12 年度基準 90%達成車	—
③25%軽減	令和 12 年度基準 70%達成車	—

※ ①の天然ガス自動車は、平成 21 年天然ガス車基準値より 10%以上窒素酸化物の排出を低減させた車または平成 30 年天然ガス車基準に適合する車に限ります。

●軽自動車税（種別割）の減免制度とはどんなもの？

軽自動車税（種別割）には、次のような減免制度があります。

軽自動車税（種別割） 減免の種類	条件
障害者減免	次の①、②の条件の両方に当てはまる車両が対象です。 ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（以下「身体障害者など」といいます。）が所有するもの、またはその方と生計を同じくする方が所有するもの。 ②身体障害者など、その方と生計を同じくする方、またはその方を常時介護する方のいずれかが運転するもの。ただし、常時介護する方が運転する場合は、身体障害者などのみで構成されている世帯に限ります。 ※ 対象となる車両は、身体障害者など一人につき1台に限ります。 また、普通自動車で減免を受けられている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません。
構造減免	車両の構造が身体障害者などの利用のためのもの（車いす移動車・身体障害者輸送車または入浴車である特殊用途自動車として登録されたもの）が対象です。
公益減免	次の①、②のどちらかに当てはまる車両が対象です。 ①社会福祉法人が所有する車のうち、直接その本来の事業に使用されるもので、社会福祉法人が直接専用するもの。 ② ①のほか、公益の増進に寄与するものとして市長が認めるもの

5 国民健康保険税

●国民健康保険とはどんなもの？

国民健康保険は、保険に加入している方が病気やけがをしたときに、安心して医療を受けられるように保険税を出し合って支えあうための制度です。

●誰に税金がかかるの？

国民健康保険加入者の属する世帯の世帯主です。

※ 世帯主本人が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯に加入者がいる場合はその世帯主に課税されます。

●税額はどのように決まるの？

税額	=	所得割額 世帯の加入者の前年中の所得に応じて計算します。	+	均等割額 世帯の加入者数に応じて計算します。	+	平等割額 一世帯に対して一定の金額がかかります。
----	---	--	---	----------------------------------	---	------------------------------------

国民健康保険税の総額は、その年に予測される医療費から国民健康保険加入者が病院などで支払う一部負担金と国などからの補助金を除いた金額になります。そのため、保険税の税率を毎年見直しています。

□令和4年度の税率

	医療給付費分 (全加入者)	後期高齢者支援金等分 (全加入者)	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
所得割額	加入者全員の基準 総所得金額※1×6.82%	加入者全員の基準 総所得金額×2.67%	加入者全員の基準 総所得金額×2.63%
均等割額	加入者数×29,400円	加入者数×11,100円	加入者数×13,500円
平等割額	19,100円	7,200円	6,700円
賦課限度額	65万円	20万円	17万円

※1 基準総所得金額は、前年中の総所得金額から43万円を控除した金額をいいます。

□年度途中の加入または脱退

年度途中で国民健康保険に加入または脱退した場合の税額は、次のように計算します。

- ・年度途中で加入した場合 … 年間の税額÷12×加入した月から3月までの月数
- ・年度途中で脱退した場合 … 年間の税額÷12×4月から脱退した月の前月までの月数

●国民健康保険税の軽減制度とはどんなもの？

国民健康保険税には、主に次のような軽減制度があります。

◎平等割額の軽減（申請不要）

国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、国民健康保険加入者が1人になった世帯（以下「特定世帯」といいます。）は、国民健康保険税の平等割額（介護納付金分を除く。）を最大5年間、2分の1に減額します。

また、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯は、国民健康保険税の平等割額（介護納付金分を除く。）を最大3年間、4分の3に減額します。

◎低所得者に対する軽減（申請不要）

世帯主、国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者※₁の前年中の所得に応じて均等割額と平等割額を次のとおり軽減します。国民健康保険に加入されていない世帯主の所得も、軽減判定の対象となります。

7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等※ ₂ の数－1）以下の世帯
5割軽減	[43万円＋加入者数(特定同一世帯所属者も含む)×28.5万円] ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯
2割軽減	[43万円＋加入者数(特定同一世帯所属者も含む)×52万円] ＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

※₁ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後、継続して同一世帯に属する方をいいます。

※₂ 給与所得者等とは、世帯主（擬制世帯主を含む。）及び国保加入者全員と特定同一世帯所属者のうち、給与所得者及び公的年金に係る所得がある方をいいます。

◎未就学児に対する軽減（申請不要）

令和4年度から、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額が5割軽減されます。低所得世帯の軽減が適用されている場合、当該軽減適用後の未就学児の均等割額が5割軽減されます。

◎非自発的失業者に対する軽減（申請が必要）

倒産、解雇など勤務先の会社の都合により離職を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者または特定の理由による自己都合で離職された特定理由離職者の方について、国保税の計算並びに高額療養費等の所得区分判定において、給与所得を30／100に軽減して算定するものです（ただし、給与所得以外は100／100で算定）。この軽減を受けるためには加東市市民協働部保険医療課への申請が必要です。

□対 象 者

離職時に65歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当される国民健康保険加入者の方

□軽減額

前年中の給与所得を30／100として算定

□軽減期間

離職日の翌日から翌年度末まで

◎後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減（申請が必要）

社会保険などの加入者本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）の方が国民健康保険に加入された場合（旧被扶養者）、当分の間※¹ 減免が受けられます。この減免を受けるためには、加東市市民協働部保険医療課への申請が必要です。

①旧被扶養者に係る所得割額が課税されません。

②旧被扶養者に係る均等割額を1／2に減額します。※²

③旧被扶養者のみの国保世帯の場合は、平等割額を1／2に減額します。※²

※¹ 令和元年度分以後の減免期間について

所得割額…当分の間

均等割額・平等割額…資格取得日の属する月以後、2年を経過する月までの期間

※² 7割または5割軽減世帯に該当する場合は除きます。

●国民健康保険税はどのように納めるの？

普通徴収、特別徴収により納めていただきます。

◎普通徴収

市から送付する納付書または口座振替により1年分の税額を8回に分けて納付する方法です。

◎特別徴収

年金支払者が1年分の税額を6回に分けて年金から天引きし、市へ納入する方法です。

※ 年金受給者で次の条件全てに当てはまる方が対象です。

①世帯主が国民健康保険加入者である方

②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である方

③1年間に受け取る年金額が18万円以上である方

④介護保険料が特別徴収である方

⑤国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の1／2を超えていない方



6 市たばこ税・鉱産税・入湯税

【市たばこ税】

●市たばこ税とはどんな税金？

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者（以下「卸売販売業者など」といいます。）が、市内の小売販売業者に売り渡す製造たばこに対してかかる税金です。

●誰に税金がかかるの？

卸売販売業者などにかかります。

※ 市たばこ税は、国のたばこ税、県のたばこ税とあわせて販売代金に含まれていますので、実際に税金を負担するのはたばこを買った消費者です。

●税額はどうやって計算するの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{売り渡しの合計本数}} \times \boxed{\text{税 率}}$$

◎税 率（令和4年4月1日現在）

1, 0 0 0 本につき 6, 5 5 2 円（旧 3 級品の製造たばこを含む。）

※ 平成 3 0 年 1 0 月 1 日から製造たばこの税率が引き上げられていますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、段階的に税率が変わりました。旧 3 級品の製造たばこについては、令和元年 1 0 月 1 日の税率引き上げ以降、次のとおり製造たばこと同じ税率になっています。

□税率（1,000 本あたり）の推移

期 間	製造たばこ	旧 3 級品の製造たばこ
平成 3 0 年 4 月 1 日から	5, 262 円	4, 000 円
平成 3 0 年 1 0 月 1 日から	5, 692 円	
令和元年 1 0 月 1 日から		5, 692 円
令和 2 年 1 0 月 1 日から	6, 122 円	6, 122 円
令和 3 年 1 0 月 1 日以降	6, 552 円	6, 552 円

※ 旧 3 級品の製造たばことは、わかば・エコー・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの 6 銘柄を指します。

【加熱式たばこ】

加熱式たばこについては、製造たばこの本数に換算して上表の税率を適用します。

加熱式たばことは、たばこまたはたばこを含むものを燃焼せず、加熱して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいいます。

平成30年10月1日から加熱式たばこの換算方式が見直されました。重量及び小売定価をもとに、次のとおりの計算式で製造たばこの本数に換算します。

加熱式たばこ1箱の製造たばこの本数への換算値＝A＋B＋C

A＝加熱式たばこ1箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を含む）×0.4（※2）

B＝ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く）}}{0.4\text{g}}$ ×0.5×1.0（※3）

C＝ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{製造たばこ1本当りの平均小売価格（※1）}}$ ×0.5×1.0（※3）

※1 「製造たばこ1本当りの平均小売価格」とは、製造たばこ1本当りの国及び地方のたばこ税ならびにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいいます。

※2・3 加熱式たばこの製造たばこの本数への換算方法の見直しについては、平成30年10月1日から令和4年10月1日までにかけて、次のとおり段階的に行うこととされています。

期 間		※2の率	※3の率
経過措置	平成30年10月1日から	0.8	0.2
	令和元年10月1日から	0.6	0.4
	令和2年10月1日から	0.4	0.6
	令和3年10月1日から	0.2	0.8
	令和4年10月1日以降	—	1.0

●いつ納めるの？

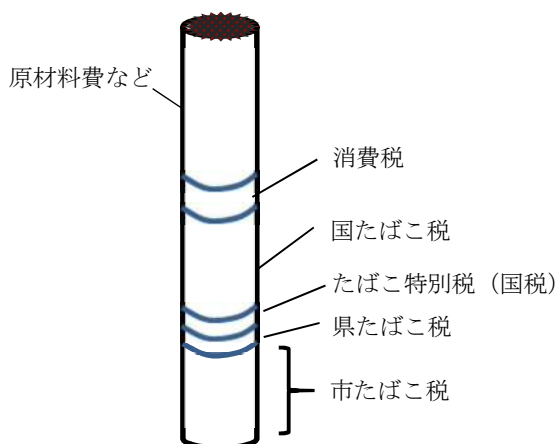
卸売販売業者などが、毎月の売り渡し分をまとめて翌月末日までに申告し、納付します。

●たばこにはどんな税金がかかっているの？

たばこ一箱（20本入り、580円）に含まれる税金は次のようになっています。

	内訳額	構成比
原材料費・利益など	222.39 円	38.3%
消費税	52.73 円	9.1%
国たばこ税	136.04 円	23.5%
たばこ特別税（国税）	16.40 円	2.8%
県たばこ税	21.40 円	3.7%
市たばこ税	131.04 円	22.6%
合 計	580 円	100.0%

（令和4年4月1日現在）



【鉱産税】

● 鉱産税とはどんな税金？

鉱産税は、鉱物を掘採する事業に対して、その鉱物の価格を課税標準額としてその事業者にかかる税金です。

● 誰に税金がかかるの？

鉱物の掘採事業を行う事業者にかかります。

● 税額はどうやって計算するの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{鉱物の価格}} \times \boxed{\text{税 率 (1\%)}}$$

1 か月に掘採した鉱物の価格が 2 0 0 万円以下の場合は、その期間に係る税率は 0 . 7 % になります。

● いつ納めるの？

事業者が当月分を翌月末日までに申告し、納付します。

【入湯税】

● 入湯税とはどんな税金？

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設などの整備や観光の振興のために、温泉などの鉱泉浴場における入湯行為に対してかかる税金です。

● 誰に税金がかかるの？

鉱泉浴場を利用する入湯客にかかります。

● 税額はどうやって計算するの？

$$\boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{入湯者数}} \times \boxed{\text{税 率 (1 5 0 円／日)}}$$

※ 1 泊 2 日は 1 日とみなします。

●入湯税の課税免除とはどんなもの？

入湯税には、次のような課税免除の要件があります。

◎対 象 者

- ①小学生以下の方
 - ②学校教育上の行事（修学旅行など）で入湯する方
 - ③共同浴場（寮や社宅に付設された浴場）または一般公衆浴場（銭湯など）に入湯する方
 - ④社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う施設（特別養護老人ホームや児童養護施設など）で、その事業の一環として入湯する方
 - ⑤1,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以下の利用料金で入湯する方
- ※ 日帰り、宿泊を問わず利用料金で判断します。

◎減 免 額

上記いずれかの要件に該当する場合は、全額免除します。

●いつ納めるの？

市が指定する鉱泉浴場を運営されている事業者（特別徴収義務者）が、入湯客の方々から税金を徴収し、当月分を翌月末日までに申告し、納付します。



7 市税の納付について

●市税はいつ納めるの？

市税の納期限は、納期月の末日（12月は25日）です。ただし、末日（12月は25日）が土曜日、日曜日、祝日にあたるときは、翌市役所開庁日が納期限となります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税(種別割)		全										
固定資産税・都市計画税		①		②		③		④				
個人市・県民税			①		②		③		④			
国民健康保険税				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	

●市税はどこで納めるの？

市役所会計課（庁舎1階）の窓口のほか、次の納付場所で納付いただけます。

□納付場所等

区 分	納 付 場 所
金融機関	みなと銀行 兵庫県信用組合 日新信用金庫 三井住友銀行 ゆうちょ銀行・郵便局（近畿2府4県） みのり農業協同組合 中兵庫信用金庫 姫路信用金庫
コンビニエンスストアなど	セブン-イレブン ファミリーマート ヤマザキデイリーストアー 生活彩家 くらしハウス スリーエイト MMK設置店 ヤマザキスペシャルパートナーショップ ニューヤマザキデイリーストア ローソン デイリーヤマザキ ミニストップ ポプラ セイコーマート ハマナスクラブ
スマートフォン決済サービス（アプリ）	Pay B決済サービス 楽天銀行コンビニ支払いサービス LINE Pay 請求払い Pay Pay 請求払い 銀行Pay（ゆうちょPay等） au PAY 請求書支払い d払い 請求書支払い Famipay 請求書支払い J-Coin 請求書支払い

●口座振替はどのように利用するの？

市・県民税（個人の普通徴収分に限りです）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税については口座振替を利用していただけます。便利な口座振替をご利用ください。

□取扱金融機関

みなと銀行、みのり農業協同組合、兵庫県信用組合、中兵庫信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行

※ 全国の本・支店でお取り扱いできます。

□申込から振替までの流れ

- ①口座振替納付依頼書を各金融機関の窓口へご提出ください。支店は問いません。
- ②提出して約1～2か月後から口座振替が開始されます。

※ 振替日は各納期となります。

□口座振替ができなかった場合

振替日に残高不足や口座廃止などのため振替ができなかった場合は、至急、税務課までご連絡ください。なお、納期限までに完納されなかった場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。



8 納期限までに納付しなかった場合について

●督促状はどんなときに送られてくるの？

納期限までに市税を完納されない場合は、納期限後 20 日以内に督促状を発送します。督促状 1 通につき、本来納付いただく税額とは別に、100 円の督促手数料を納付していただきます。

●延滞金とはどんなもの？

納期限までに市税が完納されない場合は、法律に基づく率で納期限の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金が加算されます。

□延滞金の率

令和 4 年 4 月 1 日現在

納付日	年率
納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで	2. 4 %
上記以後	8. 7 %

◎延滞金の計算方法

□平成 12 年から平成 25 年までの延滞金は次の①②を合算した金額です。

①納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間は、税額に各年の特例基準割合（前年の 1 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割合率に年 4 % の割合を加算した割合）で算出した金額。

②納期限後 1 か月以上経過した場合は、1 か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に年 14. 6 % で算出した金額。

□平成 26 年以降の延滞金は次の③④を合算した金額です。

③納期限の翌日から 1 か月を経過する日までの期間は、税額に各年の特例基準割合（各年の前々年 10 月から前年 9 月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均の割合に、年 1 % を加算した割合）に年 1 % を加算した割合で算出した金額。

④納期限後 1 か月以上経過した場合は、1 か月を経過する日の翌日から納付の日までの日数に応じた税額に、延滞金の割合（③の特例基準割合＋年 7. 3 %）で算出した金額。

9 滞納処分について

税の公平性を保つため差押えなどによる滞納処分を強化しています。

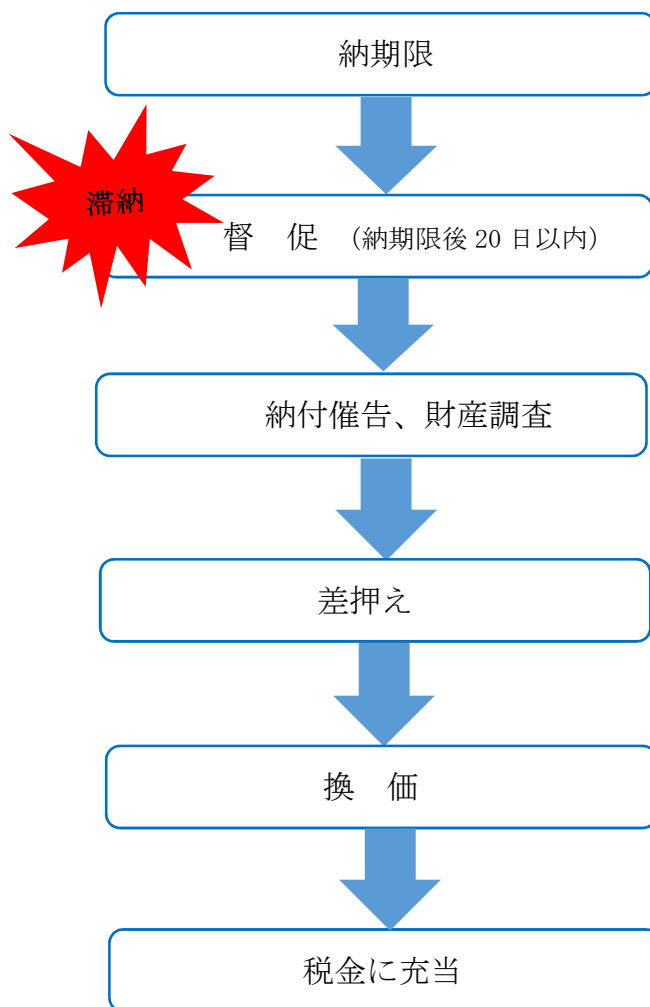
●滞納処分とはどういうことをするの？

滞納処分とは、滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の意思に関わりなく財産を差し押さえて換価し、滞納になっている税金に充当して完納させる一連の手続きをいいます。

ほとんどの方は納期限までに納付していただいています。市税が滞納となった場合は、それを徴収するための事務に多くの費用がかかります。

法律では、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえないと定められています。

◎滞納処分の流れ



●納付催告とはどんなもの？

法律では、滞納処分するまでに催告をしなければならないと定められていませんが、督促状を送付しても納付がない場合に、電話または文書による催告を実施します。

●財産調査とはどんな調査をするの？

滞納処分するために、国税徴収法の規定に基づき、金融機関、勤務先、取引先などへの照会により、預貯金、給料、売掛金などの財産を調査します。また、滞納者の住居、事務所などへの強制捜索により、金銭、有価証券、美術品、貴金属などの財産を調査します。

財産調査は、滞納者への事前了承を得ずに行うことができ、個人情報保護法も適用されません。

また、徴税吏員の質問に対して答弁をしない、もしくは偽りの陳述をした者、検査を拒否・妨害・忌避した者、または偽りの帳簿類を提示した者は、罰金刑に処せられます。

●差押えとはどんなもの？

督促、催告を行っても納付や相談がない場合は、財産を差し押さえることになります。

差押えは、滞納者の特定の財産について、滞納者の意思に関わりなく、公売その他の方法により金銭に換価可能な状態にするために行われる滞納処分の最初の手続き（強制処分）です。

◎差押えの対象となる財産

土地、建物、普通自動車、軽自動車、二輪車、船舶、飛行機、電気製品、家具、美術品、貴金属、建設機械、現金、有価証券、預貯金、給料、年金、売掛金、生命保険、出資金、ゴルフ会員権、特許権、著作権など

◎納期限内納付にご協力を

納税は、納期限内の自主納付が原則です。たとえ「うっかり」の納め忘れであっても滞納処分の対象となりますので十分にご注意ください。

◎納税に困ったときは、すぐにご相談を

事情により納期限までに納付することが困難な方は、納税相談を受け付けていますので、納期限が過ぎる前にご相談ください。

10 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について

【市・県民税関連】

●住宅借入金税額控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和3年12月末までに入居できなかった場合でも、一定の期日までに新築住宅の取得等の契約を行い、令和7年12月までに当該住宅に入居した時は、住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、市・県民税の税額から控除します。

【固定資産税・都市計画税関連】

●土地に係る固定資産税等の負担調整措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和4年度に限り、商業地等（負担水準60%未満の土地に限る）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行は5%）を加算した額（ただし、該当額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には、20%相当額とする）とします（都市計画税も同様）。

●償却資産及び事業用家屋にかかる固定資産税の特例措置の拡充（令和3年度以降課税分）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資をする中小事業者等を支援する観点から、生産性向上特別措置法に基づき認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得する特例対象（現行は、機械、設備等）に一定の事業用家屋及び構築物を加え、課税標準を3年間ゼロとします。

また、適用期限を令和4年度取得分まで延長します。

【国民健康保険税関連】

●国民健康保険税の減免

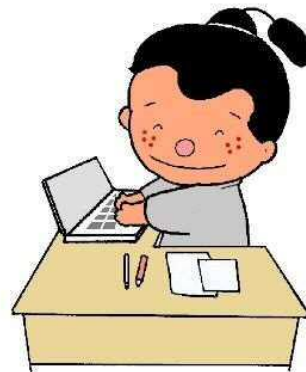
令和3年度及び令和4年度分で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が到来する国民健康保険税を適用対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減った場合など一定の基準を満たした場合は、国民健康保険税が減免になる場合があります。

1 1 市税の証明など手数料について

●市税の証明書交付の手続方法は？

証明書を請求される際に必要なものは、次のとおりです。

- ・ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・ 同一世帯以外の方が申請される場合は、委任状
- ・ 個人番号が確認できるもの (納税証明書交付時のみ)



◎証明書の種類と手数料

種 類	手数料	備 考
納税証明書	1枚につき 300 円	車検用の軽自動車税納税証明書は無料
市・県民税所得課税証明書	1枚につき 300 円	
固定資産税評価証明書・固定資産税公課証明書	1枚につき 300 円	固定資産税評価通知書は無料
住宅用家屋証明書	1件につき 1,300円	
土地台帳・家屋台帳などの閲覧	1時間につき 300 円	最初の30分は無料
地番図などの写し	1枚につき 10 円	
臨時運行許可書 ※1	1両につき 750 円	

※1 臨時運行許可書の申請には、次のものがが必要です。

- ・ 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
- ・ 自動車検査証 (原本)
- ・ 自賠責保険証明書 (原本)

市・県民税所得課税証明書 (本人の最新年度分のみ) については、証明書コンビニ交付サービスでも取得いただけます。

証明書コンビニ交付サービスを利用する際に必要なものなどは次のとおりです。

利用の際に必要なもの	マイナンバーカード (利用者証明用電子証明書の暗証番号 (4桁) を搭載したもの)
手 数 料	1枚につき 250 円
利 用 時 間	午前6時30分から午後11時まで (12月29日～1月3日及び臨時のメンテナンス期間を除く。)

□税務証明などの年度別推移

(単位：件、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市・県民税 所得課税 証明 (うちコンビニ交付)	件数	7,057 (31)	6,148 (80)	5,902 (123)	5,565 (232)	5,630 (395)
	金額	2,115,550 (7,750)	1,840,400 (20,000)	1,764,450 (30,750)	1,657,900 (58,000)	1,669,250 (98,750)
納税証明	件数	410	521	669	796	1,136
	金額	123,000	156,300	200,700	238,800	340,800
法人営業 証明	件数	2	5	4	1	3
	金額	600	1,500	1,200	300	900
公課証明	件数	510	511	485	497	536
	金額	153,000	153,300	145,500	149,100	160,800
評価証明	件数	947	894	840	780	816
	金額	284,100	268,200	252,000	234,000	244,800
評価通知	件数	862	880	1,105	914	968
	金額	—	—	—	—	—
台帳閲覧	件数	13	11	11	12	11
	金額	3,900	3,300	3,300	3,600	3,300
住宅用 家屋証明	件数	136	175	192	145	204
	金額	176,800	227,500	249,600	188,500	265,200
軽自動車税 納税証明	件数	3,867	3,493	3,531	3,789	3,601
	金額	—	—	—	—	—
軽自動車税の 減免を受けて いない証明	件数	134	111	100	85	93
	金額	40,200	33,300	30,000	25,500	27,900
臨時運 行許可	件数	328	314	340	391	350
	金額	246,000	235,500	255,000	293,250	262,500
その他証明	件数	134	278	208	193	290
	金額	40,200	83,400	62,400	57,900	87,000
合 計	件数	14,400	13,341	13,387	13,168	13,638
	金額	3,183,350	3,002,700	2,964,150	2,848,850	3,062,450

第3章 稅務統計

1 市 民 税

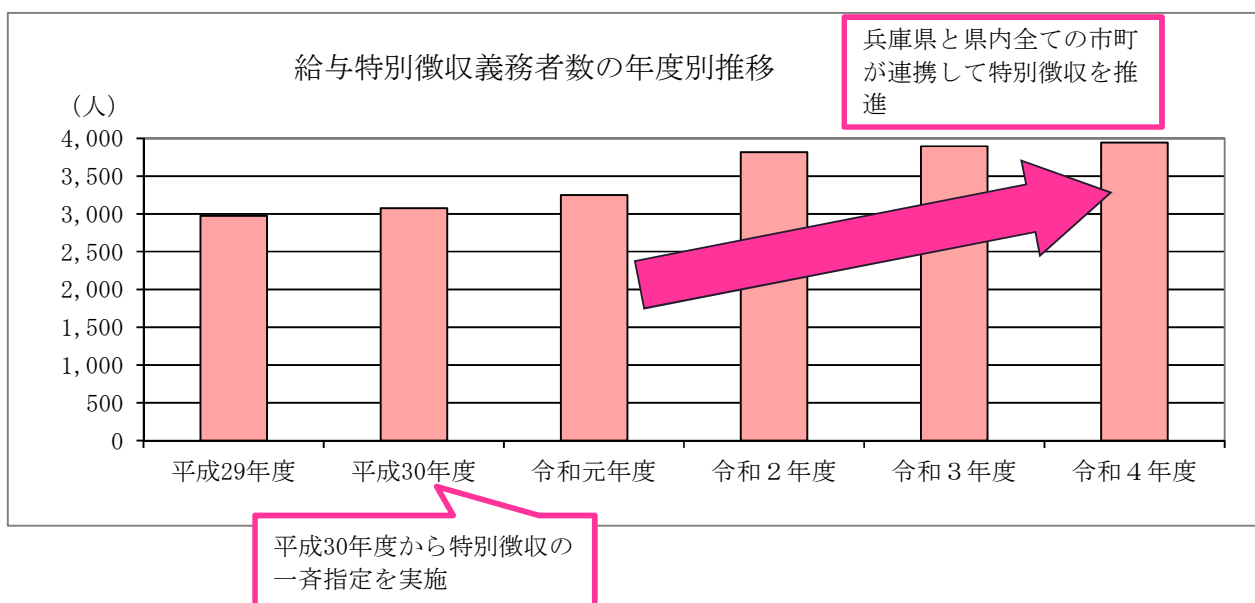
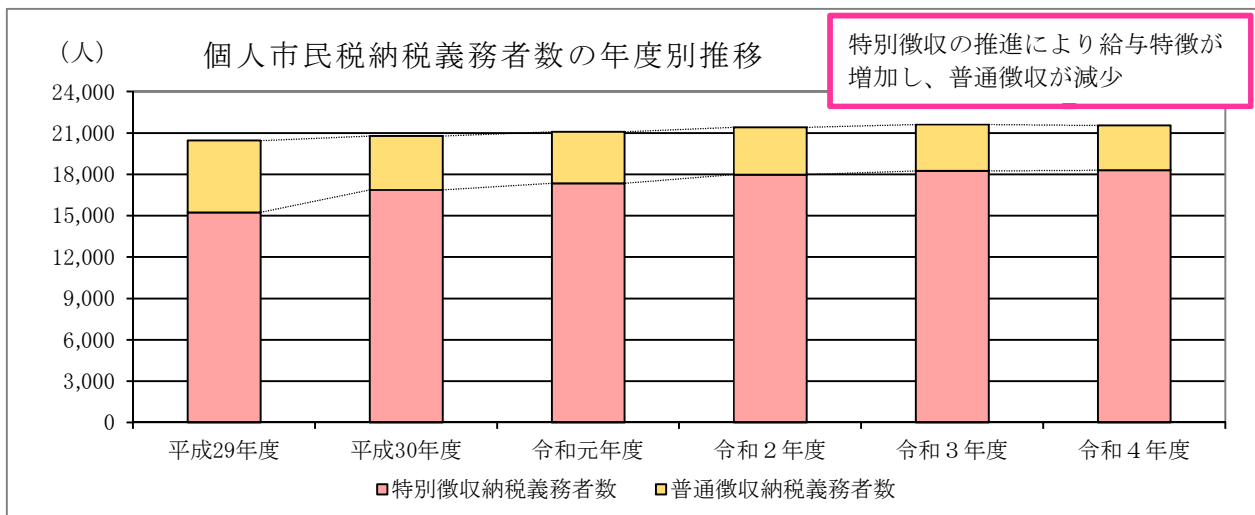
(1) 個人市民税納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総計	均等割のみ	2,612	2,616	2,688	2,806	2,910	2,742
	所得・均等割	17,824	18,149	18,397	18,596	18,696	18,805
	計	20,436	20,765	21,085	21,402	21,606	21,547
特別徴収	給与・均等割のみ	740	878	954	1,022	1,114	979
	所得・均等割	11,728	13,075	13,406	13,875	13,955	14,103
	計	12,468	13,953	14,360	14,897	15,069	15,082
	年金・均等割のみ	674	704	783	832	848	822
	所得・均等割	2,097	2,200	2,214	2,250	2,332	2,385
	計	2,771	2,904	2,997	3,082	3,180	3,207
	特別徴収 計	15,239	16,857	17,357	17,979	18,249	18,289
普通徴収	均等割のみ	1,198	1,034	951	952	948	941
	所得・均等割	3,999	2,874	2,777	2,471	2,409	2,317
	計	5,197	3,908	3,728	3,423	3,357	3,258
特別徴収義務者数		3,258	3,820	3,900	3,945	3,973	4,037

資料：市町村税課税状況等の調（第2表、第3表）

※ 特別徴収義務者とは、納税義務者が得る給与や公的年金を支払う事業者などのことをいいます。



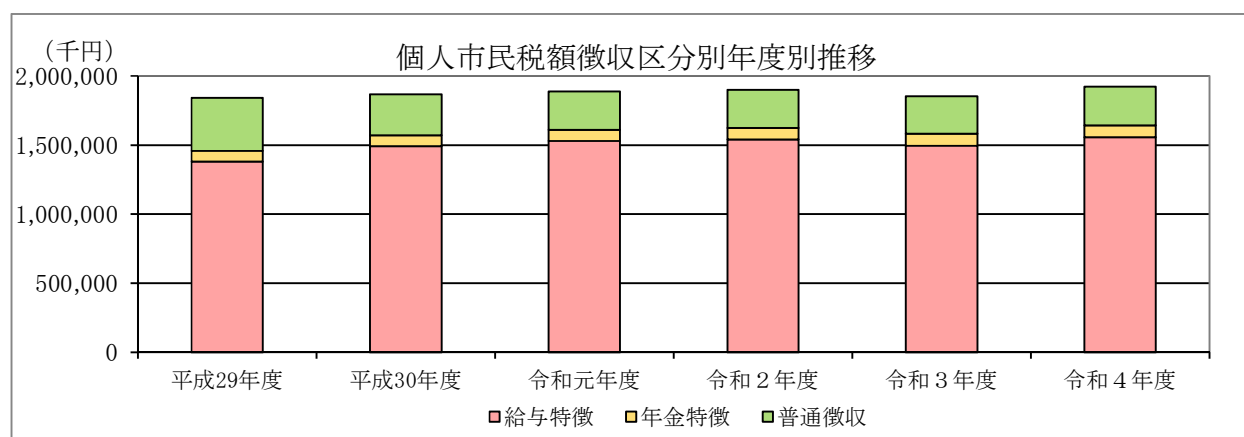
(2) 個人市民税額の年度別推移

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総計	均等割	71,526	72,678	73,798	74,907	75,621	75,415
	所得割	1,770,701	1,794,720	1,813,184	1,825,339	1,776,773	1,846,778
	計	1,842,227	1,867,398	1,886,982	1,900,246	1,852,394	1,922,193
特別徴収	給与特徴	均等割	43,638	48,832	50,225	52,140	52,738
	所得割	1,335,888	1,441,160	1,478,676	1,488,262	1,442,736	1,502,981
		計	1,379,526	1,489,992	1,540,402	1,495,474	1,555,768
	年金特徴	均等割	7,819	7,752	7,923	8,144	8,459
		所得割	71,486	73,626	72,963	74,640	77,455
		計	79,305	81,378	80,886	82,784	85,872
	特別徴収 計	1,458,831	1,571,370	1,609,787	1,623,186	1,581,346	1,642,825
普通徴収	均等割	20,069	16,094	15,650	14,623	14,466	14,169
	所得割	363,327	279,934	261,545	262,437	256,582	265,199
	計	383,396	296,028	277,195	277,060	271,048	279,368

資料：市町村税課税状況等の調（第2表、第3表）

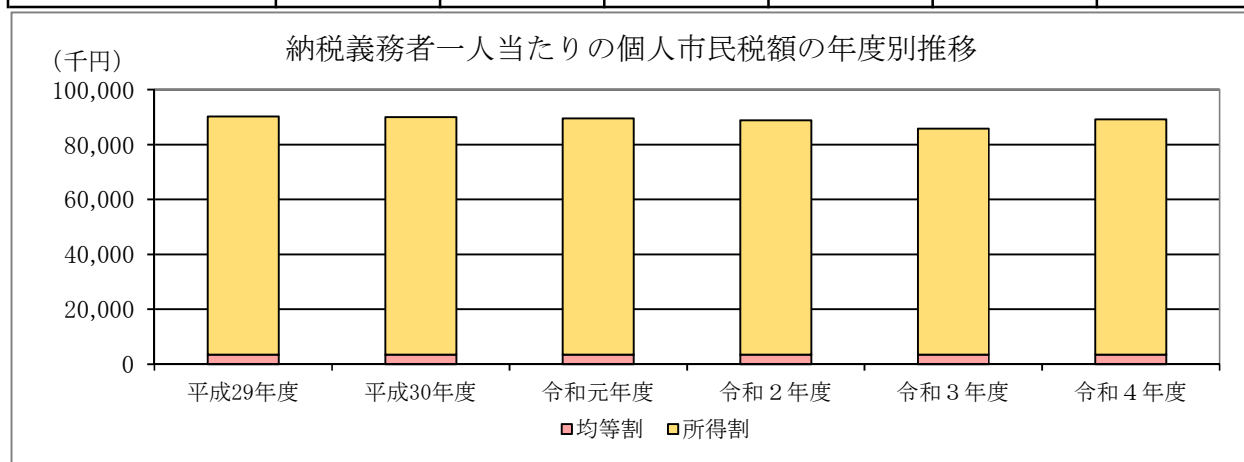
※ 平成28年度以降は、公的年金以外の所得がある方について、公的年金以外の所得から優先して所得控除を差し引く方法に変更しています。



(3) 納税義務者一人当たりの個人市民税額の年度別推移

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
税 額	均等割	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	所得割	86,646	86,430	85,994	85,288	82,235	85,709
	計	90,146	89,930	89,494	88,788	85,735	89,209



(4) 退職所得の分離課税に係る所得割額など

(単位：件、千円、%)

年 度	件 数	税 額		合 計	前年比
		市民税	県民税		
平成29年度	85	23,291	15,610	38,901	—
平成30年度	101	12,958	8,637	21,595	55.5
令和元年度	108	22,068	14,711	36,779	170.3
令和2年度	122	17,917	11,943	29,860	81.2
令和3年度	56	6,699	4,466	11,165	37.4

資料：市町村税課税状況等の調（第20表）

(5) 個人市民税所得者区分別所得割額などの内訳

(単位：人、千円)

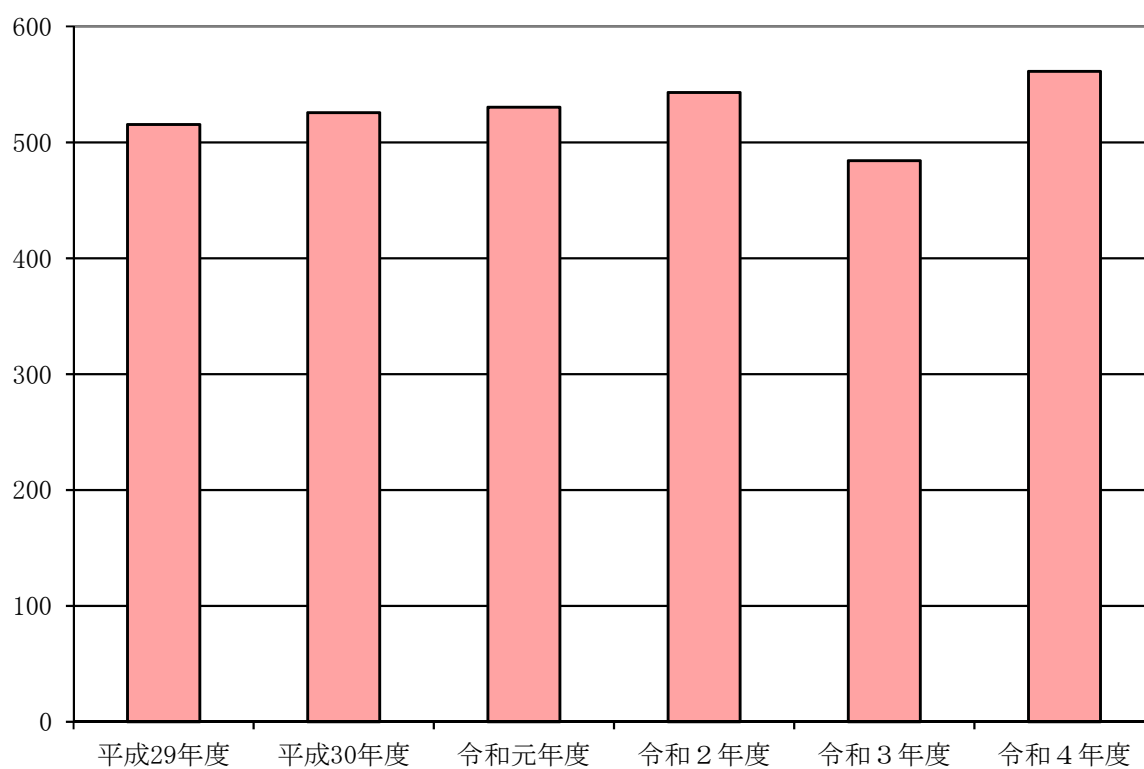
所得者区分	年 度	納税義務者数	総所得金額等	課税標準額 ※3	算出税額	所得割額
給 与	平成29年度	14,691	43,385,246	26,534,615	1,591,474	1,518,203
	平成30年度	15,031	44,356,074	27,075,864	1,623,947	1,539,810
	令和元年度	15,293	45,465,253	27,688,092	1,660,661	1,565,852
	令和2年度	15,505	45,904,582	27,813,368	1,668,161	1,566,976
	令和3年度	15,536	46,777,408	27,159,482	1,628,927	1,512,796
	令和4年度	15,696	48,422,735	28,512,978	1,710,115	1,577,219
営業等	平成29年度	609	2,093,349	1,338,256	80,270	76,704
	平成30年度	587	1,927,135	1,211,357	72,657	68,633
	令和元年度	603	1,954,087	1,226,908	73,589	68,940
	令和2年度	583	1,893,419	1,186,728	71,180	66,678
	令和3年度	612	2,043,287	1,243,842	74,605	69,715
	令和4年度	619	2,243,503	1,446,797	86,782	82,111
農 業	平成29年度	85	206,695	101,560	6,091	5,783
	平成30年度	82	216,119	118,000	7,077	6,796
	令和元年度	68	156,537	77,837	4,667	4,424
	令和2年度	63	150,073	74,410	4,461	4,187
	令和3年度	58	140,733	70,266	4,214	4,024
	令和4年度	36	99,764	58,885	3,531	3,425
その他の 総合課税分 ※1	平成29年度	2,290	4,156,468	2,141,505	128,398	120,949
	平成30年度	2,272	4,145,571	2,144,887	128,600	119,817
	令和元年度	2,265	4,142,088	2,100,558	125,942	117,589
	令和2年度	2,258	4,065,151	2,040,739	122,352	114,650
	令和3年度	2,268	4,428,191	2,212,947	132,685	124,382
	令和4年度	2,253	4,411,189	2,196,206	131,679	121,911
分離課税分 ※2	平成29年度	149	657,283	1,272,888	52,569	49,062
	平成30年度	177	891,010	1,557,044	66,372	59,664
	令和元年度	168	843,932	1,361,258	60,676	56,379
	令和2年度	187	1,005,923	1,846,635	78,920	72,848
	令和3年度	222	924,507	1,739,504	71,750	65,856
	令和4年度	201	938,804	1,808,415	75,239	62,112
合 計	平成29年度	18,149	51,535,909	32,107,152	1,898,653	1,794,720
	平成30年度	18,397	52,561,897	32,454,653	1,925,535	1,813,184
	令和元年度	18,596	53,019,148	32,961,880	1,945,074	1,825,339
	令和2年度	18,696	54,314,126	32,426,041	1,912,181	1,776,773
	令和3年度	15,696	48,422,735	28,512,978	1,710,115	1,577,219
	令和4年度	18,805	56,115,995	34,023,281	2,007,346	1,846,778

資料：市町村税課税状況等の調（第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表）

- ※1 総合課税は、所得割額を計算する場合、前年の所得金額について、原則として全ての所得を合計して計算することをいいます。
- ※2 分離課税は、土地・建物などの譲渡所得や退職所得について、他の所得と区別して税額を計算することをいいます。
- ※3 課税標準額は、収入金額から必要経費や給与所得控除額などを差し引いた所得金額から所得控除を差し引いた金額をいいます。

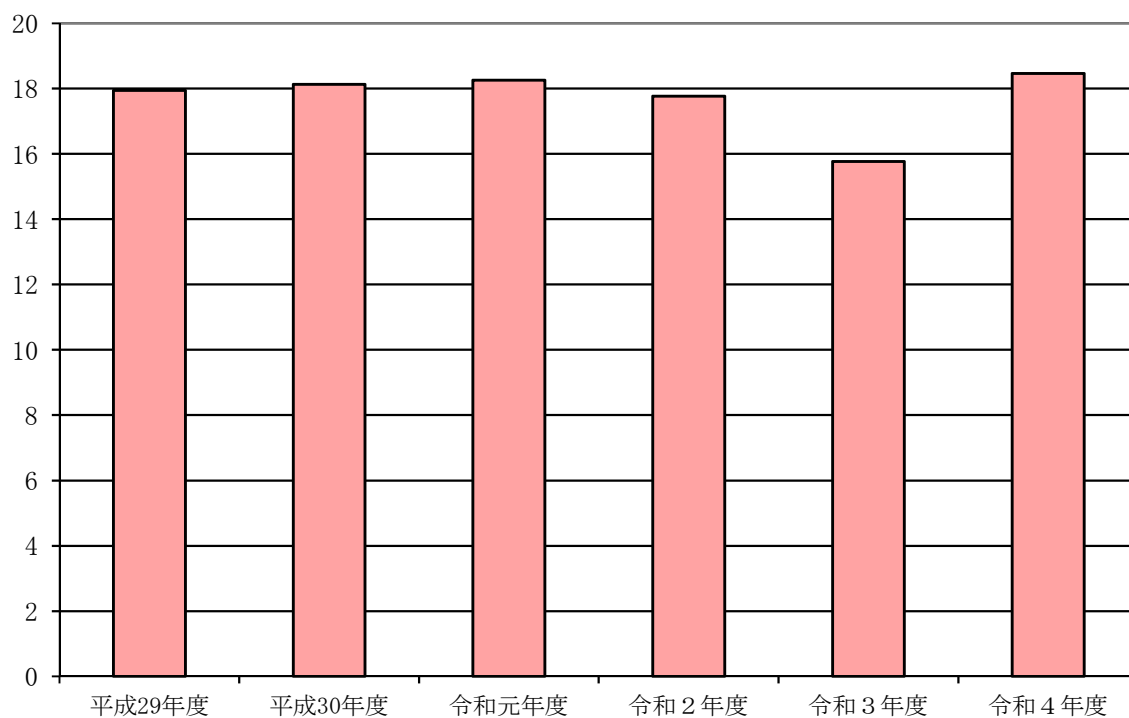
(億円)

総所得金額等（合計）の年度別推移



(億円)

所得割額（合計）の年度別推移

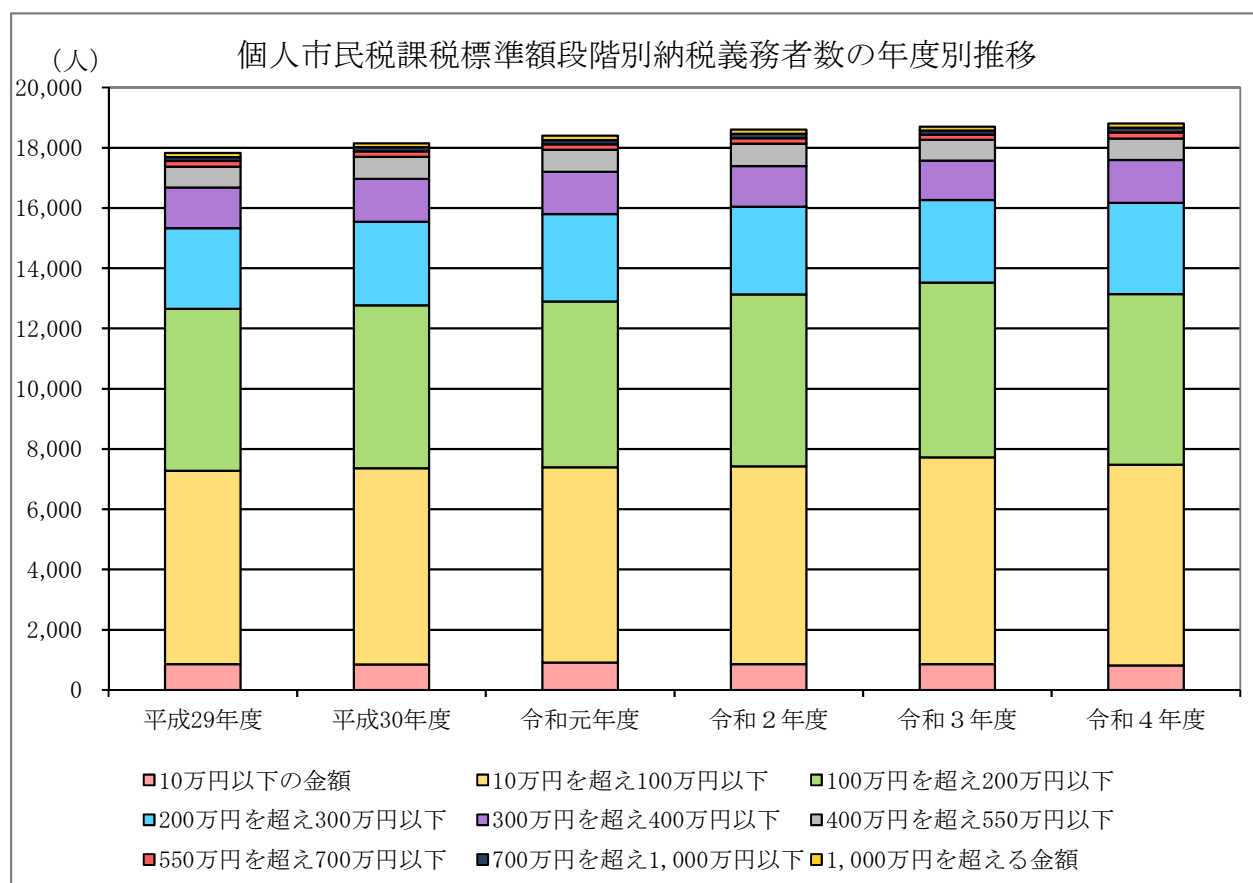


(6) 個人市民税課税標準額段階別納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

課税標準額の段階	納税義務者数					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10万円以下の金額	858	846	906	856	858	819
10万円を超え100万円以下	6,418	6,519	6,485	6,571	6,868	6,661
100万円を超え200万円以下	5,378	5,406	5,505	5,698	5,798	5,663
200万円を超え300万円以下	2,678	2,766	2,903	2,912	2,736	3,020
300万円を超え400万円以下	1,343	1,433	1,400	1,355	1,315	1,424
400万円を超え550万円以下	695	729	729	742	683	712
550万円を超え700万円以下	189	179	189	183	176	204
700万円を超え1,000万円以下	127	138	135	145	132	161
1,000万円を超える金額	138	133	145	134	130	141
合 計	17,824	18,149	18,397	18,596	18,696	18,805

資料：市町村税課税状況等の調（第12表）

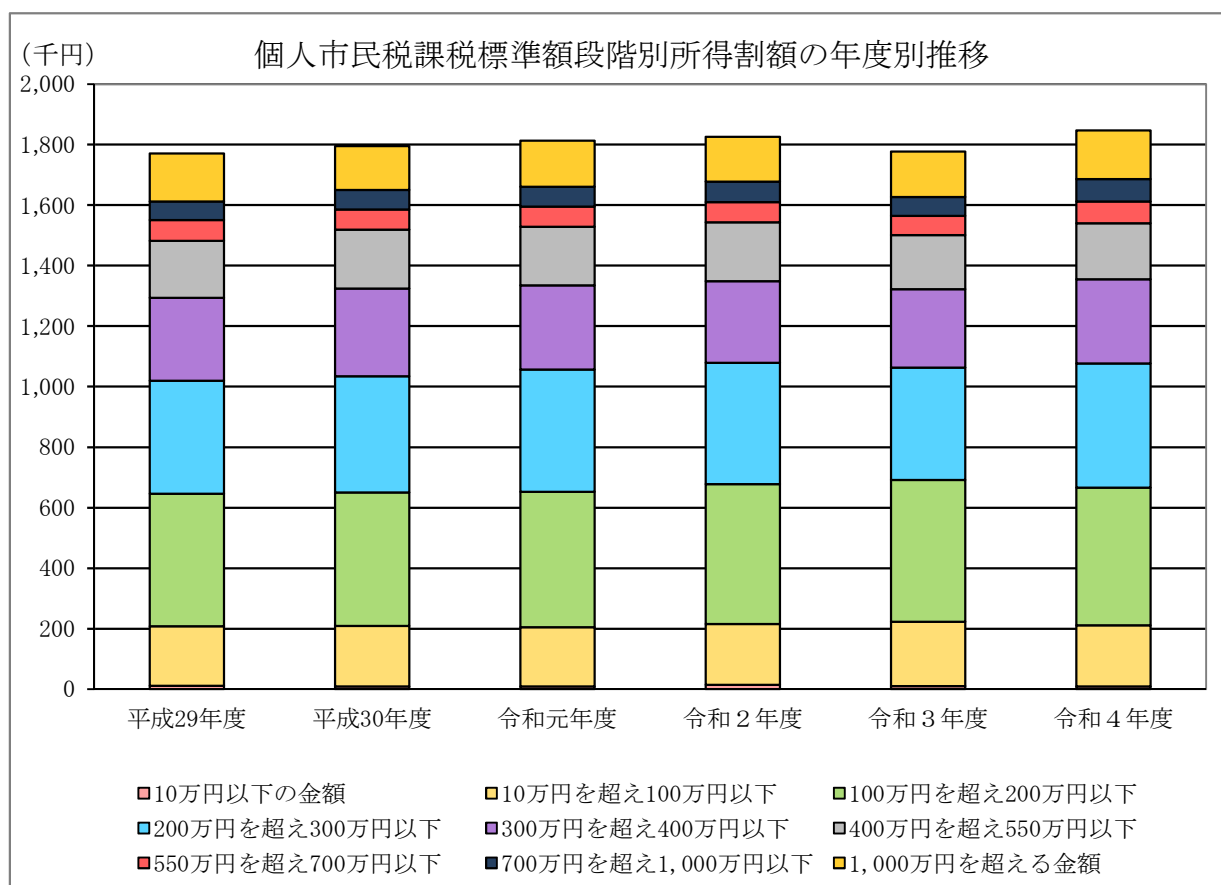


(7) 個人市民税課税標準額段階別所得割額の年度別推移

(単位：千円)

課税標準額の段階	所得割額					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
10万円以下の金額	11,553	8,926	9,674	14,298	9,826	9,400
10万円を超え100万円以下	196,347	200,365	195,518	201,342	213,446	202,138
100万円を超え200万円以下	438,295	441,149	447,227	462,328	468,662	454,737
200万円を超え300万円以下	373,656	384,352	403,822	400,733	371,395	409,882
300万円を超え400万円以下	273,789	289,455	278,404	269,380	259,253	278,239
400万円を超え550万円以下	188,255	195,025	193,765	195,505	178,767	185,804
550万円を超え700万円以下	69,077	66,088	66,732	66,780	63,358	71,696
700万円を超え1,000万円以下	61,068	65,006	64,983	67,149	62,380	74,246
1,000万円を超える金額	158,661	144,354	153,059	147,824	149,686	160,636
合 計	1,770,701	1,794,720	1,813,184	1,825,339	1,776,773	1,846,778

資料：市町村税課税状況等の調（第12表）

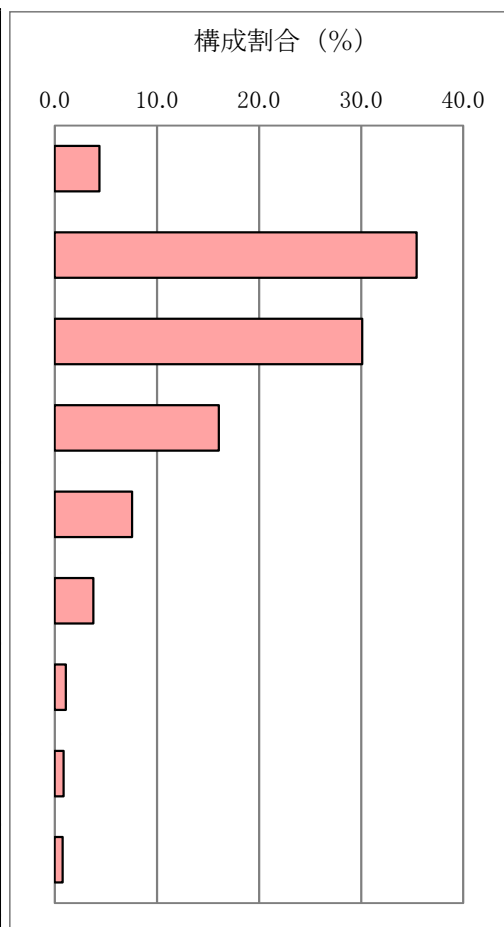


（８）令和４年度個人市民税課税標準額段階別構成比

所得割納税義務者数

(単位：人、%)

課税標準額の段階	納税義務者数	構成割合
10万円以下の金額	819	4.4
10万円を超え100万円以下	6,661	35.4
100万円を超え200万円以下	5,663	30.1
200万円を超え300万円以下	3,020	16.1
300万円を超え400万円以下	1,424	7.6
400万円を超え550万円以下	712	3.8
550万円を超え700万円以下	204	1.1
700万円を超え1,000万円以下	161	0.9
1,000万円を超える金額	141	0.7
合 計	18,805	100.0



資料：市町村税課税状況等の調（第12表）

例えば・・・

【会社員Aさんの場合】

家族：妻、17歳と20歳の子ども（いずれも無収入）

収入：令和3年中の給与収入 5,000,000円
 社会保険料支払額 397,000円
 生命保険料支払額 一般生命保険 新契約 120,000円

◎所得金額（給与収入金額－給与所得控除額）

$$5,000,000円 \div 4 \times 3.2 - 440,000円 = 3,560,000円 \dots \textcircled{1}$$

◎所得控除額

社会保険料	397,000円
生命保険料控除	28,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除	330,000円
特定扶養控除	450,000円
基礎控除	430,000円
合 計	1,965,000円

一般生命保険は新契約で56,000円を超えるので、28,000円(限度額)

所得税と人的控除額の差額
330,000円

…②

○課税標準額（合計課税所得金額）

$$3,560,000円 \textcircled{1} - 1,965,000円 \textcircled{2} = 1,595,000円$$

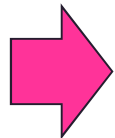
所得割額

(単位：千円、%)

課税標準額の段階	所得割額	構成割合	構成割合 (%)	
10万円以下の金額	9,400	0.5	0.0	10.0
10万円を超え100万円以下	202,138	10.9	10.0	20.0
100万円を超え200万円以下	454,737	24.6	20.0	30.0
200万円を超え300万円以下	409,882	22.2		
300万円を超え400万円以下	278,239	15.1		
400万円を超え550万円以下	185,804	10.1		
550万円を超え700万円以下	71,696	3.9		
700万円を超え1,000万円以下	74,246	4.0		
1,000万円を超える金額	160,636	8.7		
合 計	1,846,778	100.0		

※ 構成割合については、小数点第一位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

税額計算



	市民税	県民税
課税標準額×税率	1,595,000円×6%=95,700円	1,595,000円×4%=63,800円
調整控除額	<合計課税所得金額が200万円以下の場合> 人的控除額の差の合計額または合計所得金額の いずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%)	
	330,000円×3%=9,900円	330,000円×2%=6,600円
所得割額 (③)	95,700円－9,900円＝85,800円	63,800円－6,600円＝57,200円
均等割額 (④)	3,500円	2,300円
合 計 (③+④)	89,300円	59,500円
個人市・県民税 合計	148,800円	

（９）加東市へのふるさと納税額と寄附金税額控除額の内訳

（単位：千円、人）

	加東市への前年度 ふるさと納税額	寄附金税額控除 （地方公共団体への寄附金に係る分）	
		人 数	市民税控除額
平成29年度	11,152	537	18,609
平成30年度	29,665	755	26,431
令和元年度	31,369	1,015	32,605
令和２年度	104,756	1,037	36,013
令和３年度	802,964	1,468	48,183
令和４年度	1,071,320	2,005	63,582

資料：市町村税課税状況等の調（第４２表）

（１０）住宅借入金等特別税額控除の年度別推移

（単位：人、千円）

	人 数	住宅借入金等特別税額控除額
平成29年度	700	27,850
平成30年度	774	31,149
令和元年度	898	35,433
令和２年度	938	39,757
令和３年度	991	43,239
令和４年度	1,049	46,018

資料：市町村税課税状況等の調（第１２表、第１９表）

※ 住宅借入金等特別税額控除とは、金融機関などから返済期間１０年以上の住宅ローンを受けて、住宅の新築、取得または増改築を行うなど一定の要件を満たした場合に、１０年または１３年間各年末の住宅ローン残高の１％（令和４年１月以降に要件を満たした場合は０．７％）を所得税額から控除する制度で、所得税から控除しきれなかった額は、翌年度の市・県民税から控除することができます。

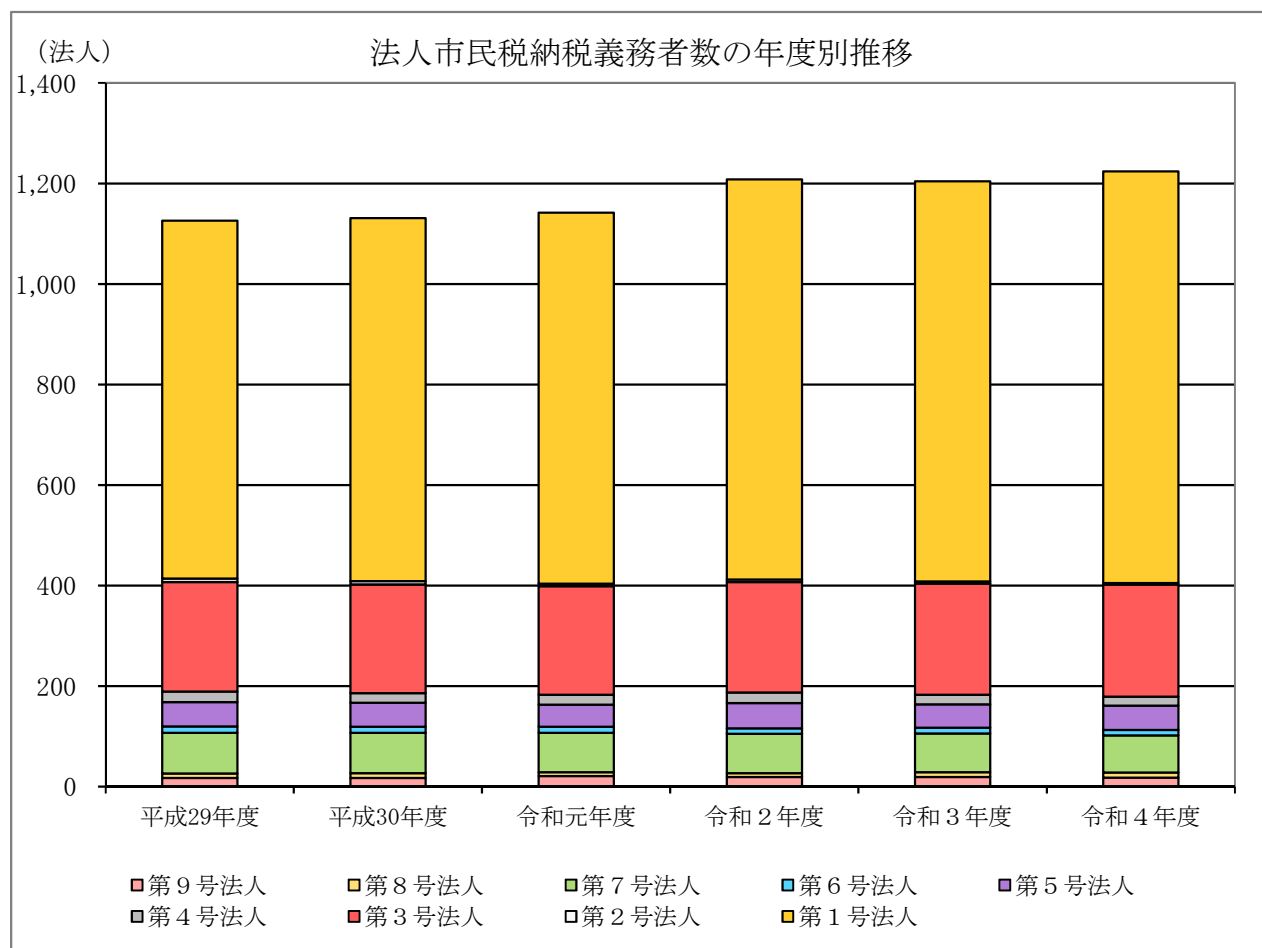
（１１）法人市民税納税義務者数の年度別推移

令和４年７月１日現在（単位：法人）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
均等割	第９号法人	17	17	21	19	19	18
	第８号法人	9	10	8	8	10	10
	第７号法人	81	80	78	78	77	74
	第６号法人	13	12	12	11	11	11
	第５号法人	48	48	44	50	47	48
	第４号法人	21	19	20	21	19	18
	第３号法人	218	216	216	220	221	223
	第２号法人	7	7	5	5	4	3
	第１号法人	712	722	738	796	796	819
均等割納税義務者数合計		1,126	1,131	1,142	1,208	1,204	1,224
前年比（％）		—	100.4	101.0	105.8	99.7	101.7
上記のうち法人税割納税者数		518	527	538	546	505	536
前年比（％）		—	101.7	102.1	101.5	92.5	106.1

資料：市町村税課税状況等の調（第１表）

※ 上記の法人は地方税法第３１２条第１項で定める法人です。（区分は１４ページを参照。）



(1 2) 法人市民税調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

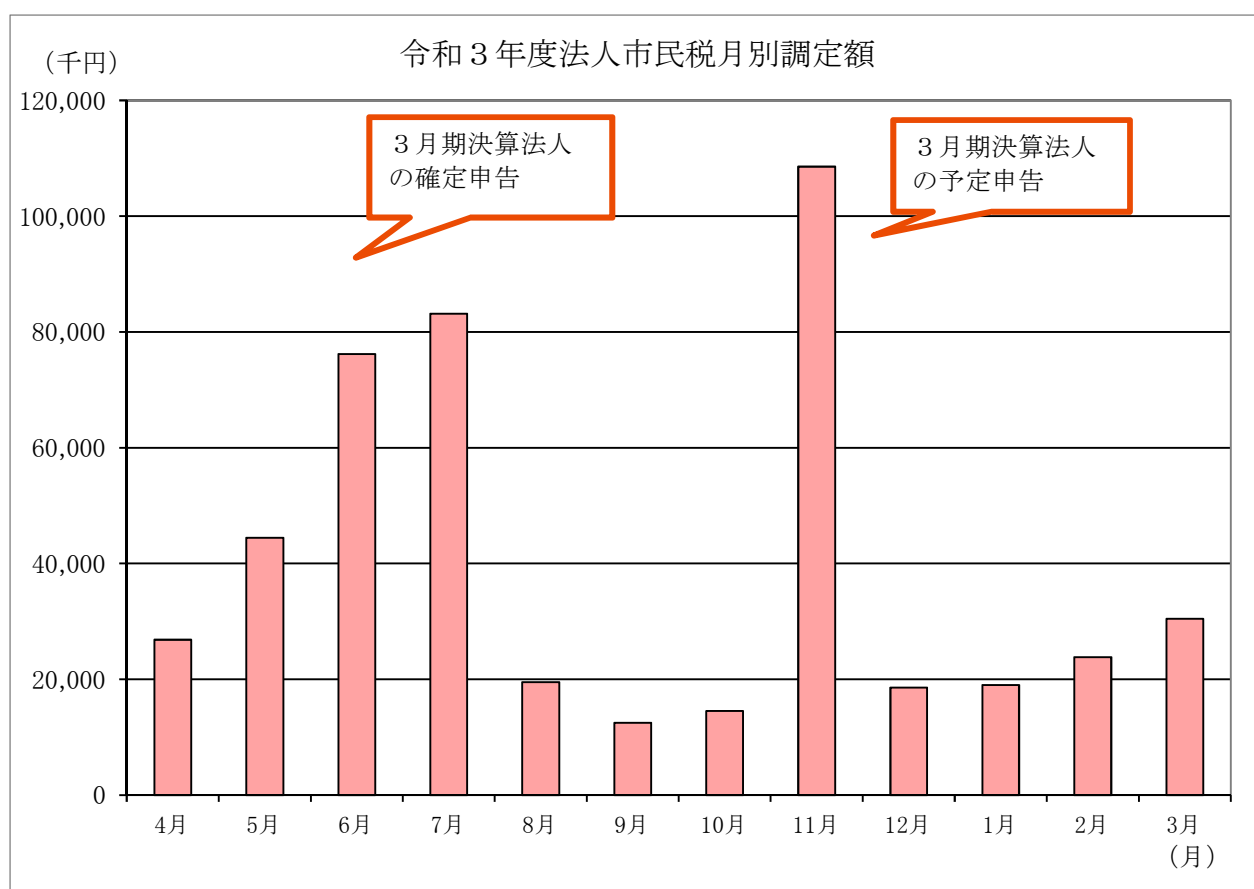
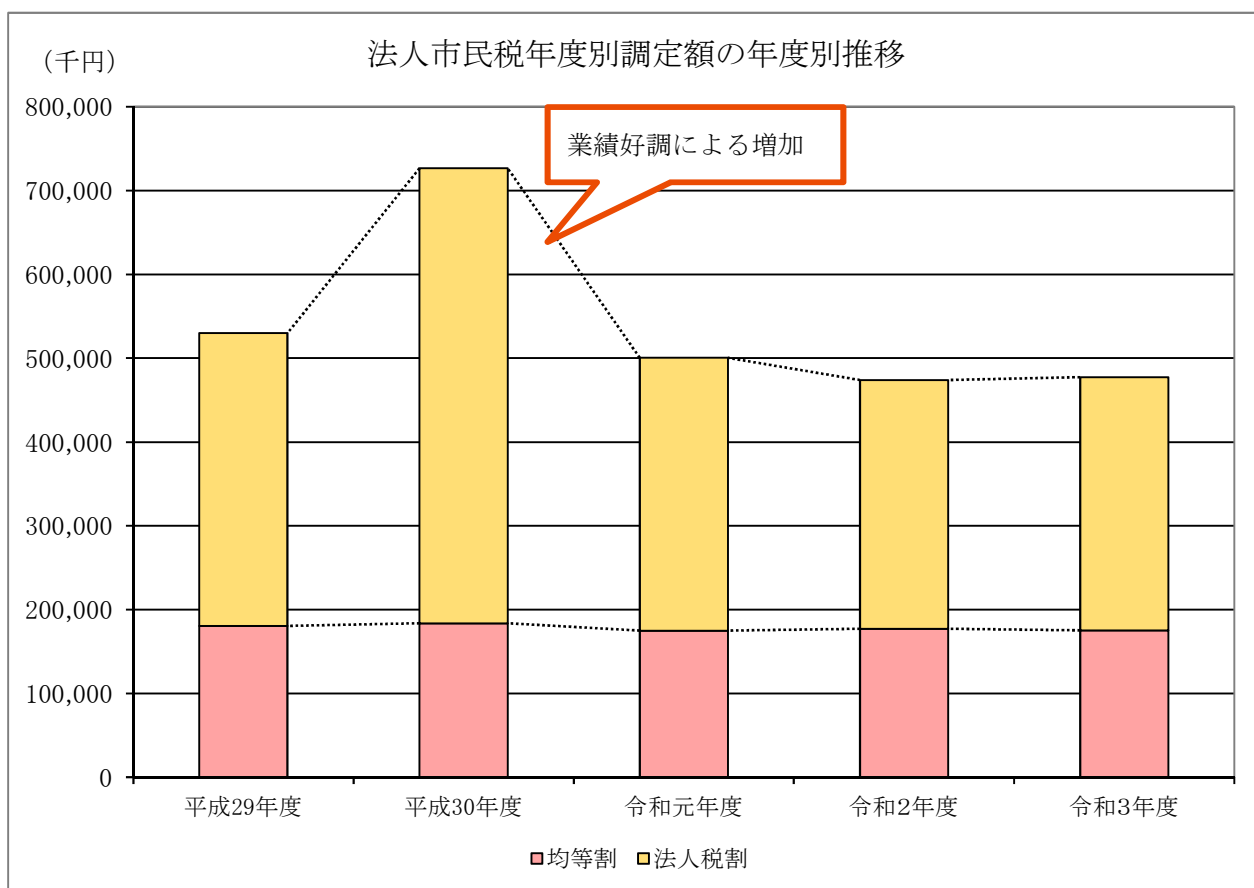
	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
均等割	180,621	—	183,721	101.7	174,932	95.2	177,123	101.3	175,360	99.0
法人税割	349,446	—	543,056	155.4	325,656	60.0	296,830	91.1	302,087	101.8
計	530,067	—	726,777	137.1	500,588	68.9	473,953	94.7	477,447	100.7

(1 3) 法人市民税月別調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
4月	23,284	4.4	25,774	3.5	27,160	5.4	27,109	5.7	26,805	5.6
5月	46,008	8.7	66,620	9.2	57,715	11.5	56,820	12.0	44,437	9.3
6月	93,849	17.7	91,598	12.6	95,648	19.1	74,570	15.7	76,200	16.0
7月	107,850	20.3	216,959	29.9	76,839	15.3	92,566	19.5	83,166	17.4
8月	19,043	3.6	23,844	3.3	14,053	2.8	22,796	4.8	19,494	4.1
9月	13,732	2.6	14,874	2.0	15,681	3.1	19,822	4.2	12,500	2.6
10月	17,600	3.3	17,307	2.4	17,539	3.5	14,208	3.0	14,523	3.0
11月	116,121	21.9	175,998	24.2	98,271	19.6	95,964	20.2	108,535	22.7
12月	14,829	2.8	15,671	2.2	16,749	3.3	14,795	3.1	18,556	3.9
1月	21,300	4.0	11,536	1.6	15,662	3.1	20,028	4.2	19,007	4.0
2月	35,951	6.8	51,323	7.1	44,397	8.9	19,905	4.2	23,812	5.0
3月	20,500	3.9	15,273	2.1	20,874	4.2	15,370	3.2	30,412	6.4
計	530,067	100.0	726,777	100.0	500,588	100.0	473,953	100.0	477,447	100.0

※ 小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

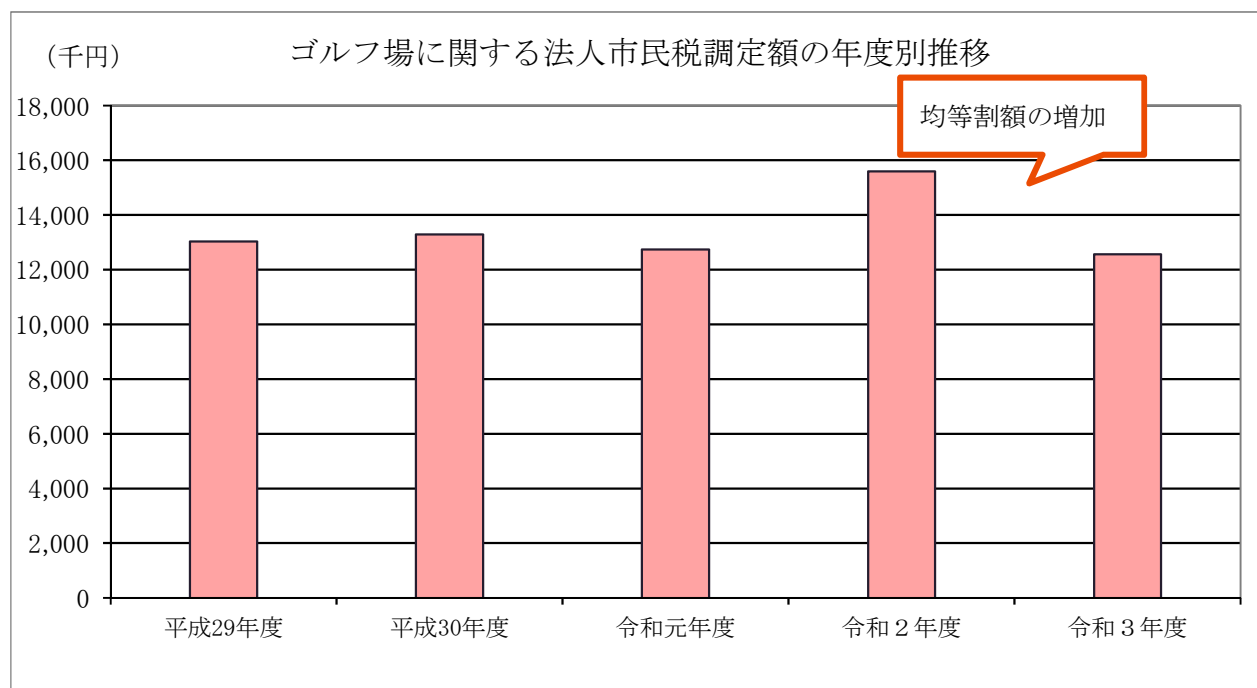


※ 3月期決算の法人が多いため、5月～7月確定申告と11月予定申告が増加することにより5月～7月及び11月全体の調定額が増加します。

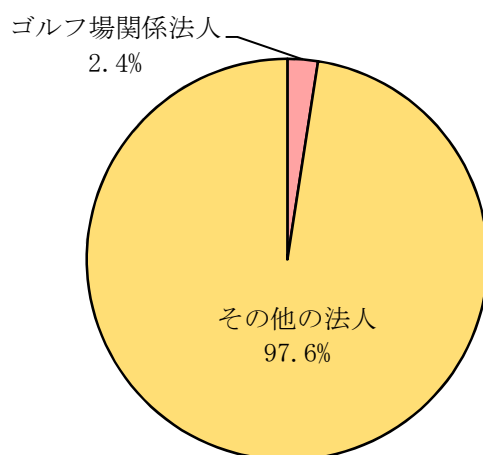
(1 4) ゴルフ場に関する法人市民税調定額の年度別推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
調定額	13,027	13,289	12,736	15,595	12,559



令和 3 年度法人市民税調定額におけるゴルフ場関係法人の割合



2 固定資産税 都市計画税

(1) 固定資産税納税義務者数の年度別推移

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	13,118	13,210	13,237	13,316	13,407	13,479
家屋	13,526	13,570	13,648	13,762	13,770	13,930
償却資産	948	1,016	1,075	1,094	1,013	1,114
合計	27,592	27,796	27,960	28,172	28,190	28,523
実数	18,237	18,327	18,335	18,418	18,423	18,498

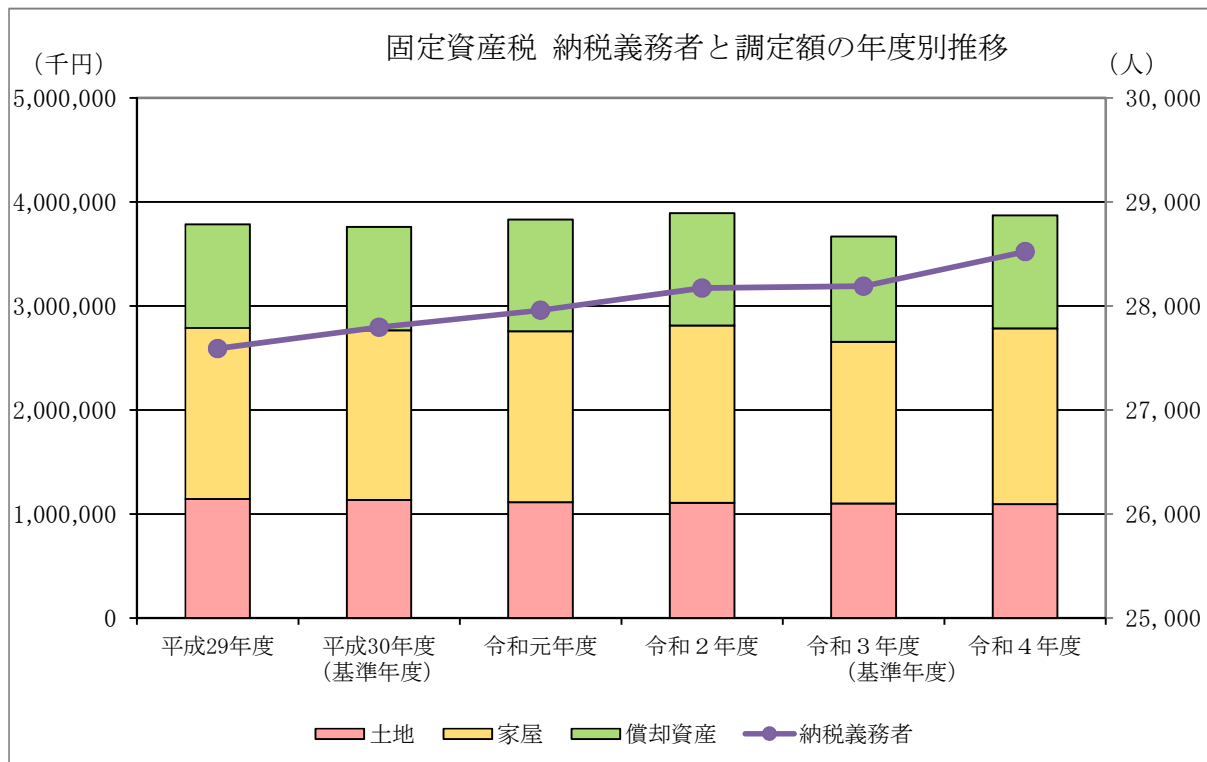
※ 当初調定による。

(2) 固定資産税調定額の年度別推移

(単位:千円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	1,143,798	1,135,294	1,115,068	1,109,185	1,104,298	1,098,767
家屋	1,644,912	1,632,821	1,643,654	1,703,954	1,551,641	1,684,271
償却資産	998,552	991,212	1,073,022	1,079,322	1,015,386	1,087,144
合計	3,787,262	3,759,327	3,831,744	3,892,461	3,671,325	3,870,182
前年比	-	99.3	101.9	101.6	94.3	105.4

※ 当初調定による。



(3) 土地について

①地目別面積の年度別推移

(単位：㎡、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農地	29,199,590	29,127,345	29,081,320	29,008,715	28,949,381	28,864,240
宅地	10,090,471	10,099,511	10,117,260	10,142,910	10,205,814	10,268,682
鉱泉地	59	59	59	59	59	59
山林	34,302,812	33,801,748	33,612,490	33,572,392	33,487,405	33,514,927
牧場	46,924	46,924	46,924	46,924	46,924	46,924
原野	1,369,478	1,353,172	1,356,856	1,358,281	1,325,470	1,334,773
雑種地(ゴルフ場用地)	13,063,082	12,817,340	12,817,340	12,817,340	12,817,340	12,806,140
雑種地(上記以外)	4,882,375	5,124,845	5,331,844	5,406,963	5,487,505	5,469,178
合計	92,954,791	92,370,944	92,364,093	92,353,584	92,319,898	92,304,923
前年比	—	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 非課税地は含まない。

資料：固定資産概要調書（第2表）

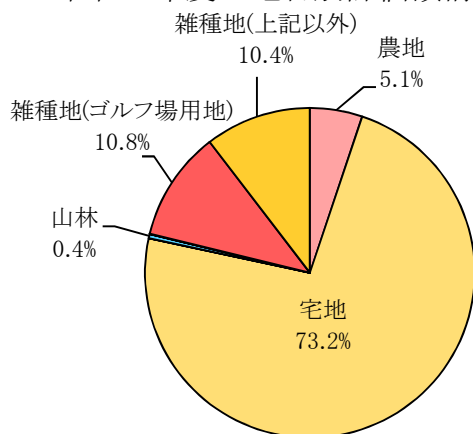
②地目別評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

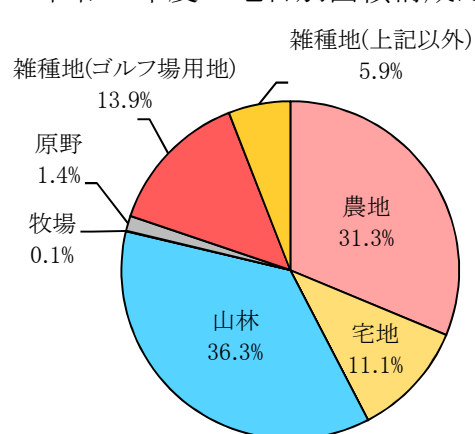
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農地	9,860,957	9,350,629	9,065,241	8,723,503	8,222,510	8,048,873
宅地	114,886,610	113,650,371	113,183,436	113,039,080	114,623,440	114,834,121
鉱泉地	36	34	34	34	33	32
山林	783,097	675,603	671,643	669,341	658,607	658,972
牧場	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408	1,408
原野	38,575	41,913	36,511	36,474	35,621	33,818
雑種地(ゴルフ場用地)	19,294,927	17,096,055	17,096,055	17,096,055	16,915,555	16,902,339
雑種地(上記以外)	15,204,186	16,304,889	16,807,817	16,868,874	16,902,338	16,308,671
合計	160,069,796	157,120,902	156,862,145	156,434,769	157,359,512	156,788,234
前年比	—	98.2	99.8	99.7	100.6	99.6

資料：固定資産概要調書（第2表）

令和4年度 地目別評価額構成比



令和4年度 地目別面積構成比

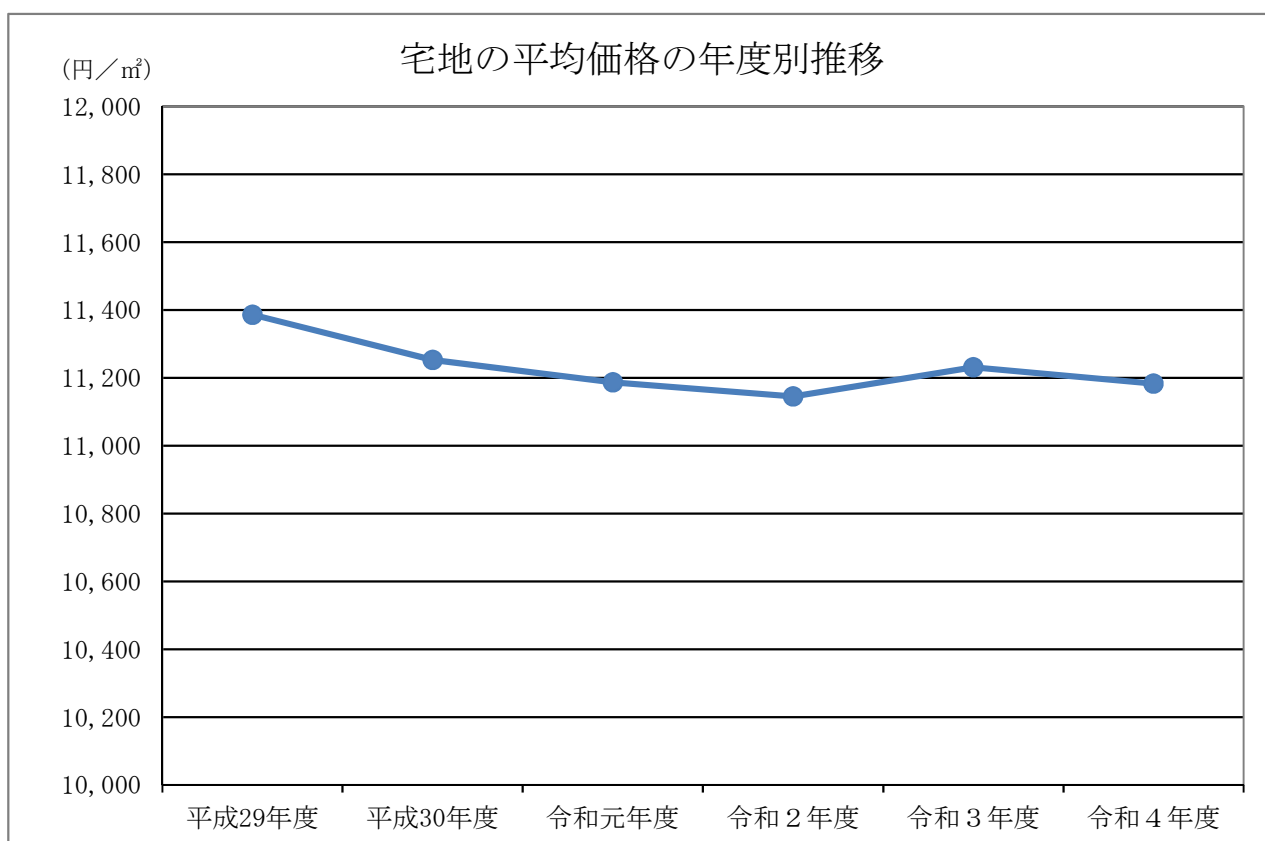


③ 1㎡当たり地目別平均価格の年度別推移

(単位：円／㎡、％)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
農地	338	321	312	301	284	279
宅地	11,386	11,253	11,187	11,145	11,231	11,183
鉱泉地	610	576	576	576	559	542
山林	23	20	20	20	20	20
牧場	30	30	30	30	30	30
原野	28	31	27	27	27	25
雑種地(ゴルフ場用地)	1,477	1,334	1,334	1,334	1,320	1,320
雑種地(上記以外)	3,114	3,182	3,152	3,120	3,080	2,982
全平均	1,722	1,701	1,698	1,694	1,705	1,699
前年比	—	98.8	99.8	99.8	100.6	99.6

資料：固定資産概要調書（第2表）



(4) 令和 4 年度 土地に関する概要調書

		納 税 義 務 者 数 (法 定 免 税 点 以 上)			地 積 (m ²)			
		総 数	個 人	法 人	非課税地積	評価総地積	法定免税点 未 満	法定免税点 以 上
田	一 般 田	4,541	4,517	24	144,299	26,683,199	674,995	26,008,204
	勸 告 遊 休 田	13	13	0	0	22,891	873	22,018
	市街化区域田	328	328	0	4,116	326,923	790	326,133
	小 計	4,882	4,858	24	148,415	27,033,013	676,658	26,356,355
畑	一 般 畑	1,937	1,925	12	9,173	1,782,671	265,791	1,516,880
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0	0
	市街化区域畑	143	141	2	5,352	48,556	699	47,857
	小 計	2,080	2,066	14	14,525	1,831,227	266,490	1,564,737
宅 地	小 規 模 住 宅 用 地	10,412	10,191	221	0	2,822,663	199,146	2,623,517
	一般住宅用地	8,145	8,032	113	0	2,686,478	54,046	2,632,432
	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	3,350	2,810	540	0	4,759,541	13,915	4,745,626
	小 計	21,907	21,033	874	402,424	10,268,682	267,107	10,001,575
鉱 泉 地		1	0	1	0	59	0	59
山 林	一 般 山 林	2,272	2,107	165	2,361,852	33,465,498	3,567,832	29,897,666
	市街化区域 山 林	37	36	1	8,321	49,429	678	48,751
	小 計	2,309	2,143	166	2,370,173	33,514,927	3,568,510	29,946,417
牧 場		1	1	0	0	46,924	0	46,924
原 野		683	637	46	1,075,678	1,334,773	248,599	1,086,174
雑 種 地	ゴルフ場用地	292	235	57	0	12,806,140	20,772	12,785,368
	遊園地等用地	7	5	2	0	68,034	0	68,034
	鉄 軌 道 用 地	1	0	1	6,297	56,888	0	56,888
	そ の 他 の 雑 種 地	2,530	2,098	432	710,067	5,344,256	1,888,534	3,455,722
	小 計	2,830	2,338	492	716,364	18,275,318	1,909,306	16,366,012
そ の 他		0	0	0	60,517,498	0	0	0
合 計		34,693	33,076	1,617	65,245,077	92,304,923	6,936,670	85,368,253

決 定 価 格 （ 千 円 ）				筆 数 （ 筆 ）				単位当たり 価格(円)	
総 額	法定免税 点 未 満	法定免税点 以 上	課税標準額 (免税点以上)	非課税 地筆数	評 価 総筆数	法定免税 点未満	法定免税 点以上	平 均 価 格	最 高 価 格
3,806,200	88,562	3,717,638	3,710,138	475	26,927	1,317	25,610	143	183
6,008	265	5,743	5,743	0	22	2	20	262	304
3,602,102	13,132	3,588,970	1,169,494	13	731	8	723	11,018	28,916
7,414,310	101,959	7,312,351	4,885,375	488	27,680	1,327	26,353	274	28,916
76,663	11,218	65,445	65,445	67	4,257	551	3,706	43	73
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
557,900	2,827	555,073	182,173	27	207	8	199	11,490	29,731
634,563	14,045	620,518	247,618	94	4,464	559	3,905	347	29,731
38,351,517	938,973	37,412,544	6,209,494		19,226	1,453	17,773	13,587	43,100
24,087,369	173,620	23,913,749	7,958,311		15,817	830	14,987	8,966	43,100
52,395,235	30,307	52,364,928	35,966,958		7,075	138	6,937	11,008	44,004
114,834,121	1,142,900	113,691,221	50,134,763	695	42,118	2,421	39,697	11,183	44,004
32	0	32	32	0	1	0	1	542	540
605,172	63,375	541,797	541,797	591	14,792	5,114	9,678	18	22
53,800	1,198	52,602	35,614	9	53	6	47	1,088	10,080
658,972	64,573	594,399	577,411	600	14,845	5,120	9,725	20	10,080
1,408	0	1,408	1,408	0	1	0	1	30	30
33,818	3,998	29,820	26,444	181	1,988	531	1,457	25	12,252
16,902,339	1,353	16,900,986	11,831,094	0	3,290	11	3,279	1,320	2,064
301,391	0	301,391	210,235	0	82	0	82	4,430	4,430
285,022	0	285,022	197,833	107	5	0	5	5,010	9,600
15,722,258	718,969	15,003,289	10,404,485	987	12,221	6,491	5,730	2,942	42,782
33,211,010	720,322	32,490,688	22,643,647	1,094	15,598	6,502	9,096	1,817	42,782
0	0	0	0	55,446	0	0	0	0	0
156,788,234	2,047,797	154,740,437	78,516,698	58,598	106,695	16,460	90,235	1,699	—

資料：固定資産概要調書（第2表、第3表）

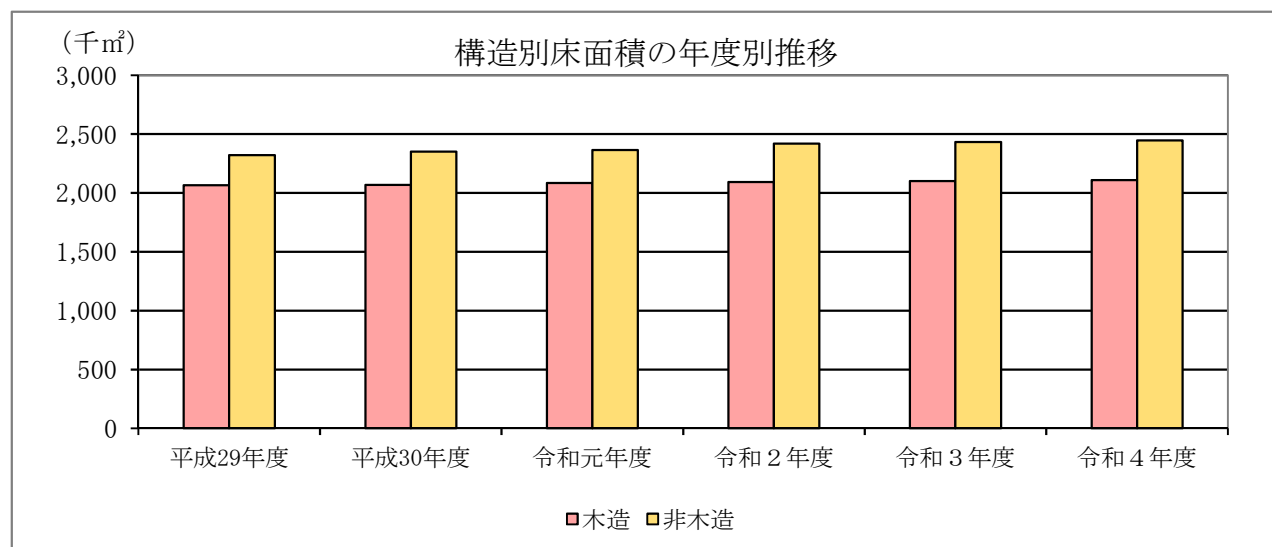
(5) 家屋について

①構造別床面積の年度別推移

(単位：㎡、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
木造	2,064,581	2,068,914	2,083,508	2,094,121	2,101,765	2,109,909
非木造	2,321,653	2,350,715	2,365,278	2,418,865	2,432,530	2,445,281
合計	4,386,234	4,419,629	4,448,786	4,512,986	4,534,295	4,555,190
増減	—	33,395	29,157	64,200	21,309	20,895
前年比	—	100.8	100.7	101.4	100.5	100.5

資料：固定資産概要調書（第22表）

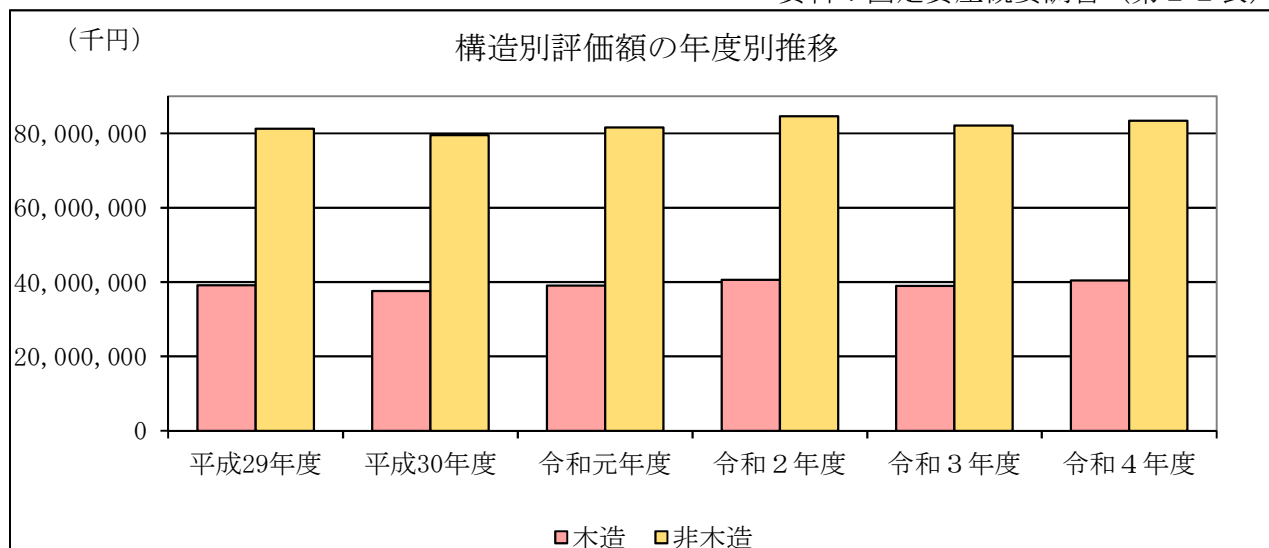


②構造別評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
木造	39,148,330	37,631,639	39,046,059	40,661,531	39,026,537	40,461,986
非木造	81,298,376	79,546,586	81,619,743	84,628,337	82,114,282	83,449,461
合計	120,446,706	117,178,225	120,665,802	125,289,868	121,140,819	123,911,447
増減	—	▲ 3,268,481	3,487,577	4,624,066	▲ 4,149,049	2,770,628
前年比	—	97.3	103.0	103.8	96.7	102.3

資料：固定資産概要調書（第22表）

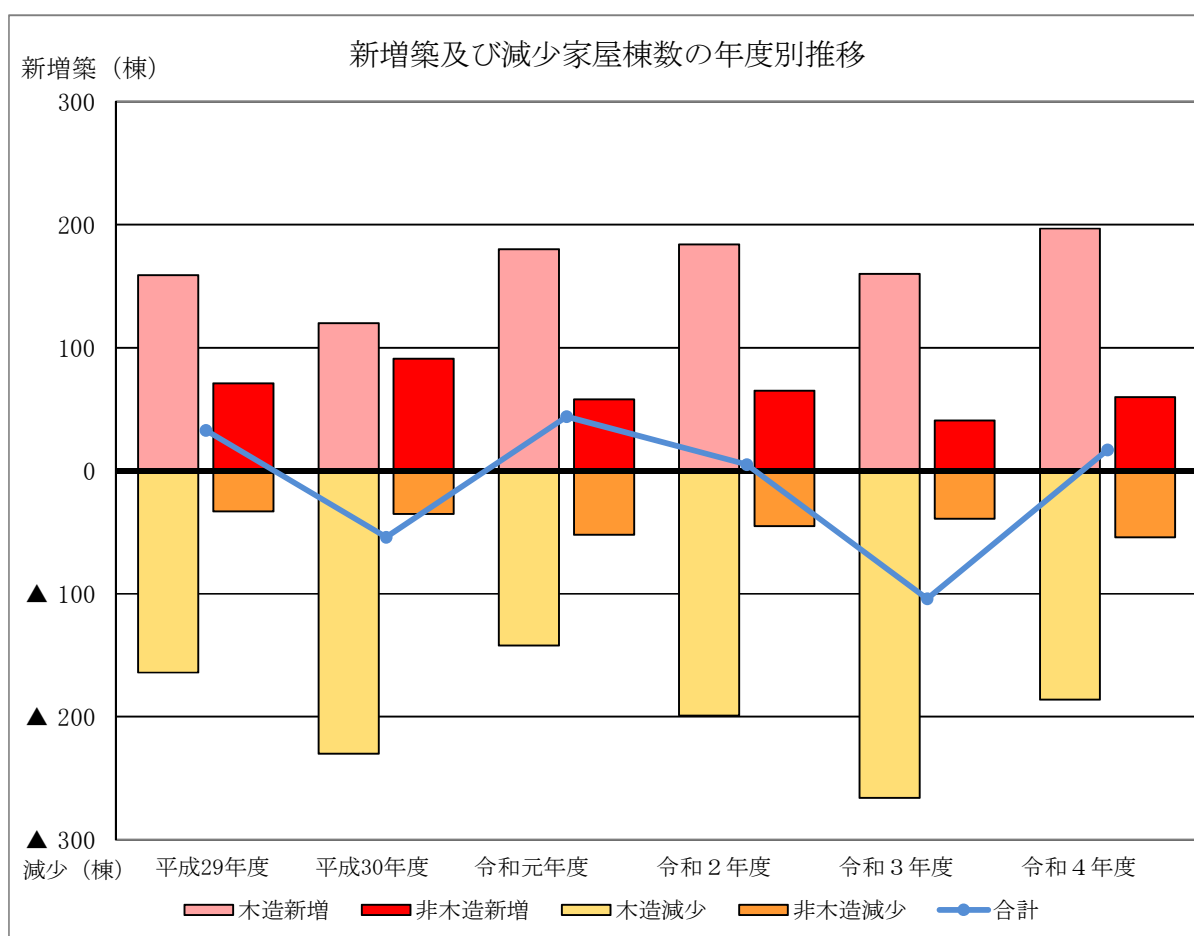


③ 新增築及び減少家屋棟数の年度別推移

(単位：棟)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
木造	新 増	159	120	180	184	160	197
	減 少	164	230	142	199	266	186
	差 引	▲ 5	▲ 110	38	▲ 15	▲ 106	11
非木造	新 増	71	91	58	65	41	60
	減 少	33	35	52	45	39	54
	差 引	38	56	6	20	2	6
合 計	新 増	230	211	238	249	201	257
	減 少	197	265	194	244	305	240
	差 引	33	▲ 54	44	5	▲ 104	17

資料：固定資産概要調書（第31～34表）



(6) 令和4年度 家屋に関する概要調書

			棟 数			床面積 (㎡)	
			総 数 (イ)	免税点未満 (ロ)	免税点以上 (ハ)	総 数 (ニ)	免税点未満 (ホ)
用途別	木造	専用住宅	15,160	498	14,662	1,558,283	23,971
		共同住宅・寄宿舍	250	1	249	75,838	77
		併用住宅	853	19	834	95,271	1,097
		旅館・料亭・ホテル	3	0	3	737	0
		事務所・銀行・店舗	375	13	362	27,892	386
		劇場・病院	16	0	16	2,120	0
		工場・倉庫	1,108	46	1,062	76,939	1,648
		土 蔵	1,180	85	1,095	38,032	2,675
		附属家	5,406	440	4,966	234,797	13,175
		小 計	24,351	1,102	23,249	2,109,909	43,029
	非木造	事務所・百貨店・店舗	1,209	15	1,194	374,055	681
		住宅・アパート	3,320	33	3,287	573,165	883
		病院・ホテル	230	0	230	57,301	0
		工場・倉庫・市場	5,081	98	4,983	1,426,616	3,741
		その他	77	2	75	14,144	95
		小 計	9,917	148	9,769	2,445,281	5,400
構造別	木 造		24,351	1,102	23,249	2,109,909	43,029
	鉄骨鉄筋コンクリート造		192	0	192	55,483	0
	鉄筋コンクリート造		845	1	844	380,768	28
	鉄骨造		4,645	29	4,616	1,596,225	1,745
	軽量鉄骨造		3,343	85	3,258	383,459	2,743
	れんが造・コンクリートブロック造		889	33	856	29,169	884
	その他		3	0	3	177	0
	小 計		34,268	1,250	33,018	4,555,190	48,429

	決定価格（千円）			単位当たり価格（円／㎡）		
免税点以上 （へ）	総 額 （ト）	免税点未満 （チ）	免税点以上 （リ）	（ト） / （ニ）	（チ） / （ホ）	（リ） / （へ）
1,534,312	33,924,912	35,224	33,889,688	21,771	1,469	22,088
75,761	3,153,744	86	3,153,658	41,585	1,117	41,626
94,174	1,259,641	2,157	1,257,484	13,222	1,966	13,353
737	9,262	0	9,262	12,567	0	12,567
27,506	677,399	861	676,538	24,286	2,231	24,596
2,120	68,911	0	68,911	32,505	0	32,505
75,291	442,683	2,815	439,868	5,754	1,708	5,842
35,357	63,182	2,587	60,595	1,661	967	1,714
221,622	862,252	13,392	848,860	3,672	1,016	3,804
2,066,880	40,461,986	57,122	40,404,864	19,177	1,328	19,549
373,374	21,869,445	1,060	21,868,385	58,466	1,557	58,570
572,282	21,027,600	3,146	21,024,454	36,687	3,563	36,738
57,301	3,831,860	0	3,831,860	66,872	0	66,872
1,422,875	36,316,260	9,493	36,306,767	25,456	2,538	25,516
14,049	404,296	157	404,139	28,584	1,653	28,766
2,439,881	83,449,461	13,856	83,435,605	34,127	2,566	34,197
2,066,880	40,461,986	57,122	40,404,864	19,177	1,328	19,549
55,483	4,611,491	0	4,611,491	83,115	0	83,115
380,740	22,271,428	67	22,271,361	58,491	2,393	58,495
1,594,480	44,599,636	3,149	44,596,487	27,941	1,805	27,969
380,716	11,722,672	8,558	11,714,114	30,571	3,120	30,769
28,285	240,648	2,082	238,566	8,250	2,355	8,434
177	3,586	0	3,586	20,260	0	20,260
4,506,761	123,911,447	70,978	123,840,469	27,202	1,466	27,479

資料：固定資産概要調書（第24～第30表）

(7) 償却資産について

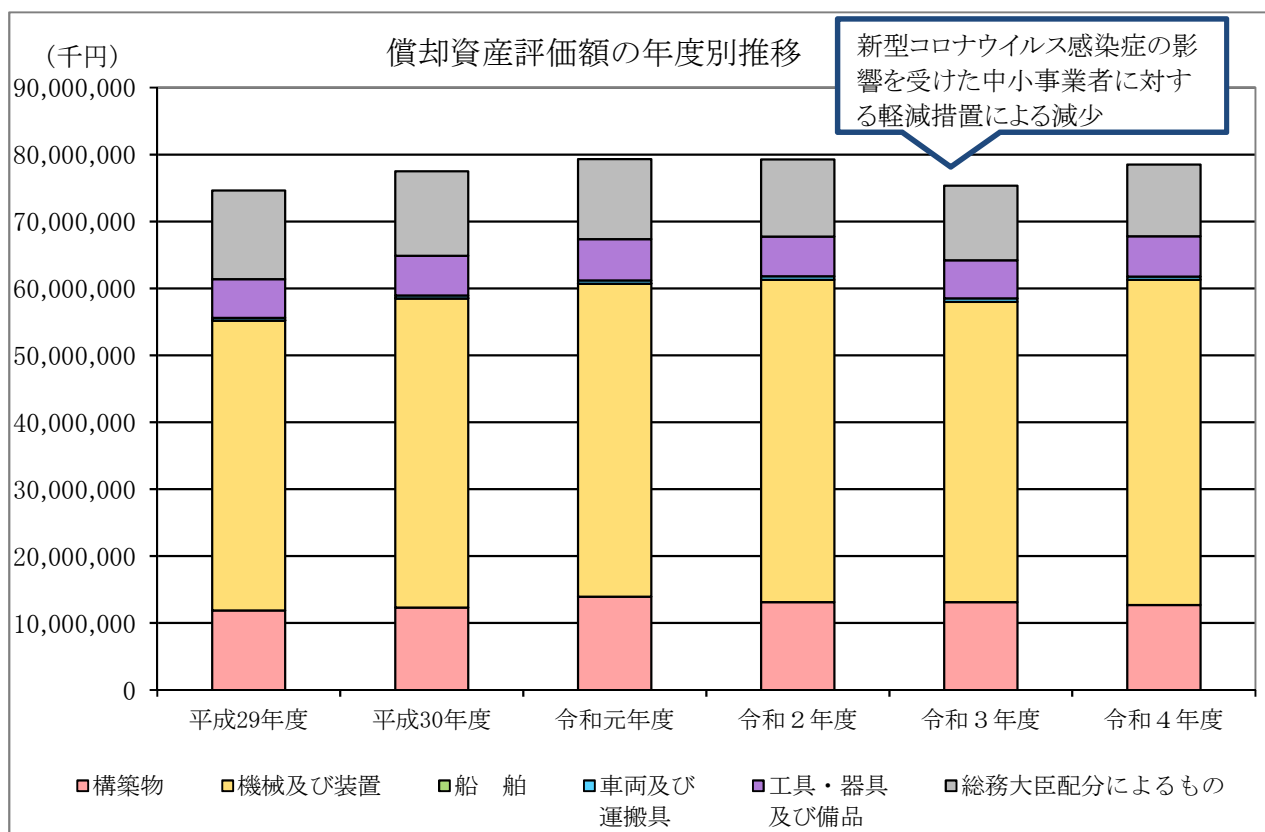
償却資産評価額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
構築物	11,865,738	12,322,678	13,951,617	13,108,200	13,113,907	12,685,543
機械及び装置	43,350,437	46,180,799	46,784,610	48,158,865	44,889,585	48,590,213
船 舶	326	206	130	82	52	33
車両及び 運搬具	392,109	421,085	452,678	568,864	516,078	470,642
工具・器具 及び備品	5,768,552	5,947,702	6,162,403	5,908,352	5,702,757	6,023,817
小 計	61,377,162	64,872,470	67,351,438	67,744,363	64,222,379	67,770,248
総務大臣配分 によるもの※1	13,257,795	12,630,738	11,954,644	11,541,089	11,139,940	10,723,411
県知事配分に によるもの※1	0	0	0	0	0	0
小 計	13,257,795	12,630,738	11,954,644	11,541,089	11,139,940	10,723,411
合 計	74,634,957	77,503,208	79,306,082	79,285,452	75,362,319	78,493,659
前 年 比	—	103.8	102.3	100.0	95.1	104.2

資料：固定資産概要調書(第70表)

※1 鉄軌道や発送電施設など2つ以上の市町村にわたる固定資産で全体を一つの固定資産として評価すべきものについては、総務大臣又は都道府県知事はその価格などを決定して関係する市町村に配分します。



(8) 都市計画税について

① 納税義務者数の年度別推移

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	5,167	5,275	5,380	5,485	5,573	5,689
家屋	4,903	5,008	5,119	5,256	5,338	5,493
合計	10,070	10,283	10,499	10,741	10,911	11,182
実数	6,406	6,526	6,622	6,743	6,817	6,917

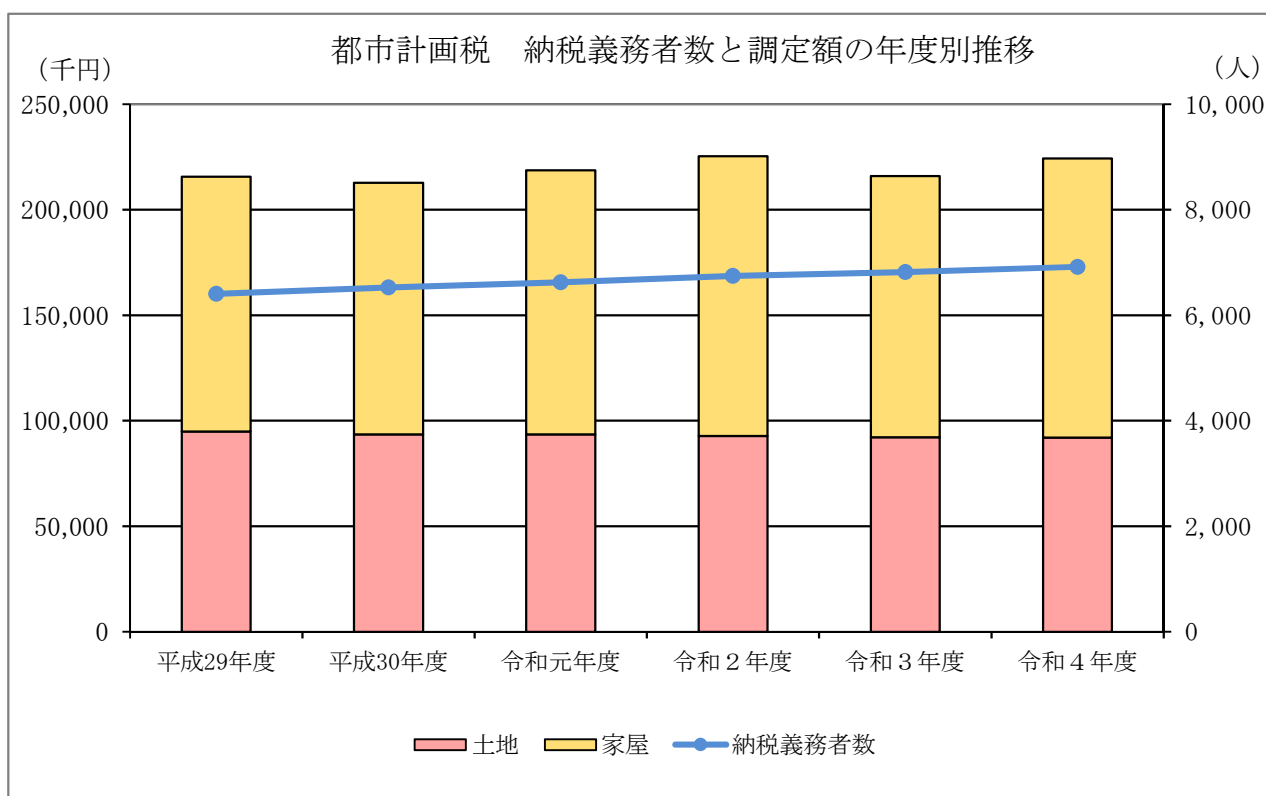
※ 当初調定による。

② 調定額の年度別推移

(単位：千円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土地	94,876	93,595	93,477	92,833	92,120	92,012
家屋	120,813	119,185	125,241	132,554	123,791	132,211
合計	215,689	212,780	218,718	225,387	215,911	224,223
前年比	—	98.7	102.8	103.0	95.8	103.8

※ 当初調定による。



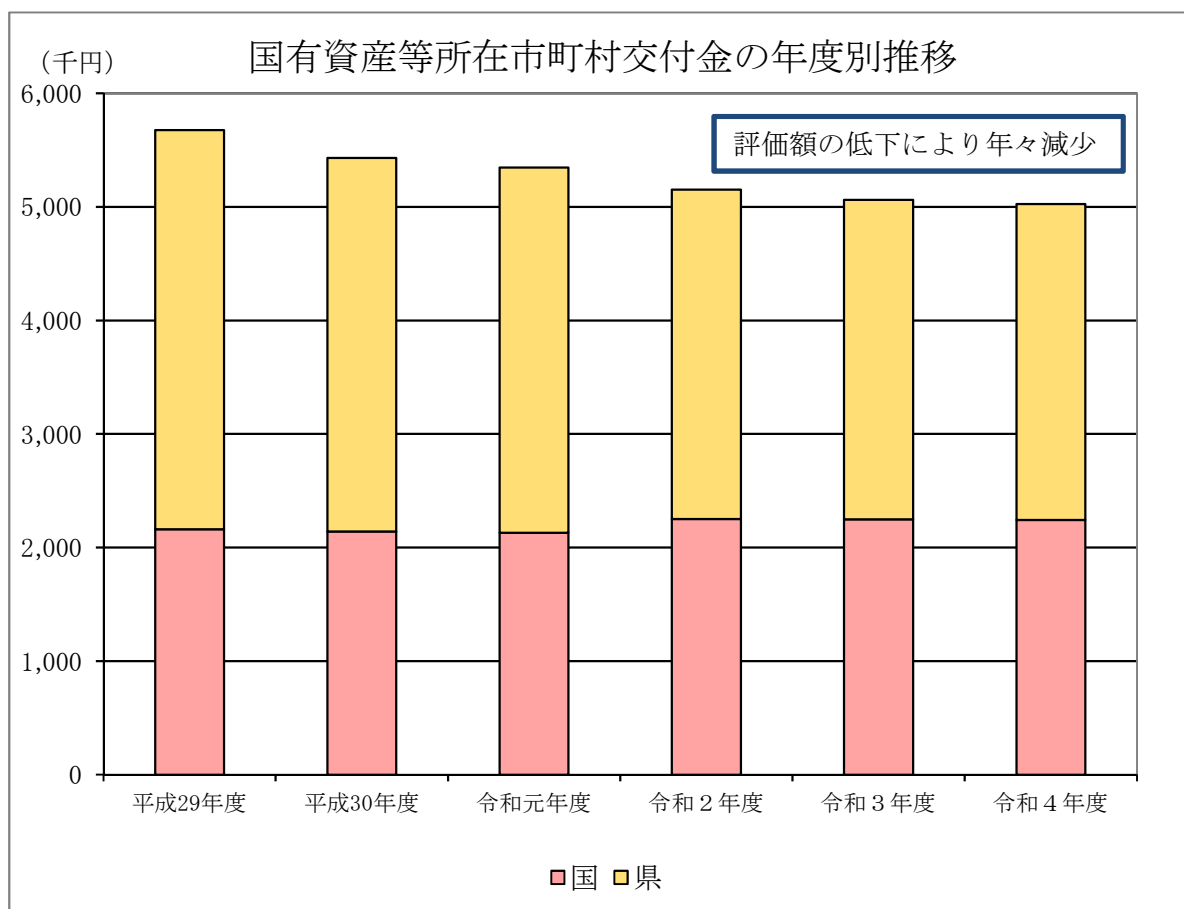
（９）国有資産等所在市町村交付金の年度別推移

国有資産等所在市町村交付金は、国や地方公共団体が所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているもの（県営住宅や官舎など）について、その固定資産が所在する市町村に対して、固定資産税の代わりに交付される交付金です。

（単位：千円、％）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
国	2,160	2,142	2,131	2,252	2,248	2,244
県	3,517	3,288	3,215	2,901	2,813	2,782
合 計	5,677	5,430	5,346	5,153	5,061	5,026
前 年 比	—	95.6	98.5	96.4	98.2	99.3

資料：固定資産概要調書（第８９表）



3 諸 税

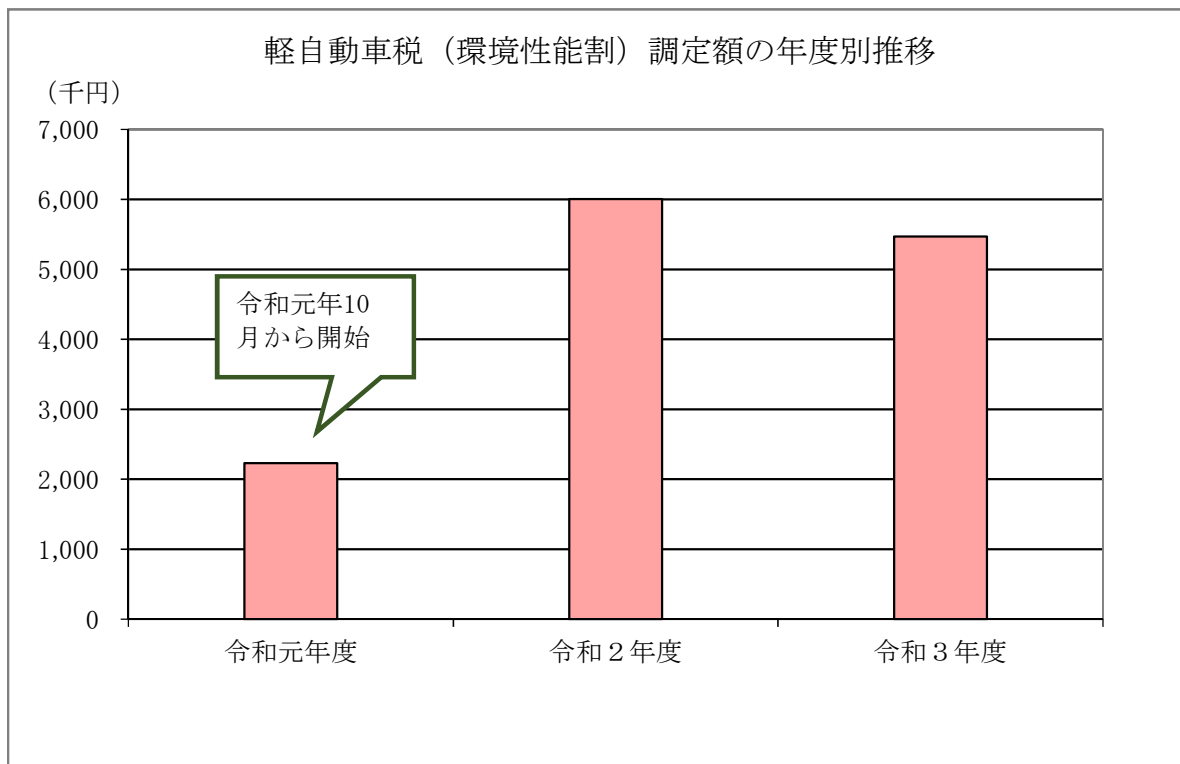
- (1) 軽自動車税（環境性能割）
- (2) 軽自動車税（種別割）
- (3) 国民健康保険税
- (4) 市たばこ税
- (5) 鉱産税

(1) 軽自動車税（環境性能割）

①軽自動車税（環境性能割）調定額の年度別推移

（単位：千円）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
調定額	2,228	6,003	5,469



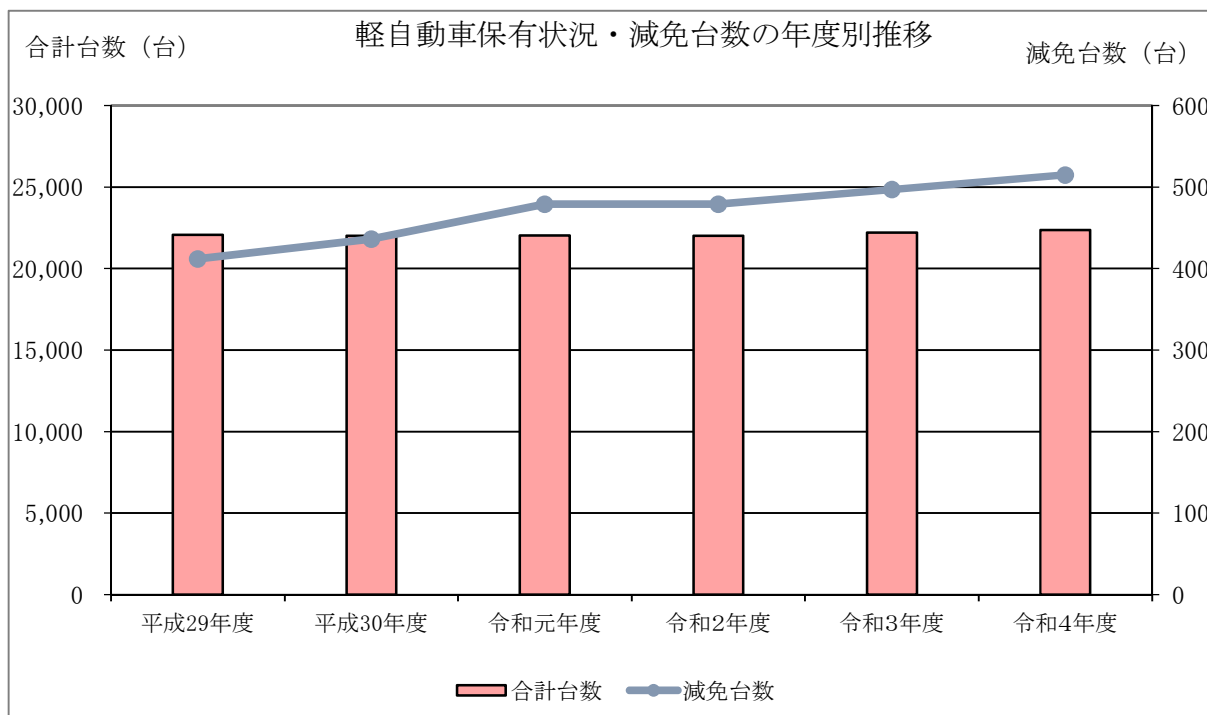
(2) 軽自動車税(種別割)

①軽自動車種別保有状況の年度別推移

(単位：台)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
原動機付自転車	50cc以下	1,771	1,687	1,651	1,599	1,621	1,601
	50cc超90cc以下	152	147	146	141	142	145
	90cc超125cc以下	247	259	274	296	362	417
	ミニカー	33	32	26	22	21	22
軽自動車	二輪車	465	449	454	443	476	511
	三輪車	2	2	2	2	2	2
	四輪乗用(営業用)	1	1	0	2	2	2
	四輪乗用(自家用)	10,720	10,867	11,019	11,156	11,242	11,367
	四輪貨物用(営業用)	65	62	56	60	59	61
	四輪貨物用(自家用)	4,971	4,903	4,861	4,816	4,789	4,772
小型特殊自動車	農耕作業用	3,072	3,018	2,951	2,903	2,902	2,852
	特殊作業用	84	81	81	81	87	86
二輪の小型自動車		489	502	508	488	503	534
合計台数(A)		22,072	22,010	22,029	22,009	22,208	22,372
(A)のうち減免台数(B)		412	436	479	479	497	515
(A)のうち非課税台数(C)		115	116	115	118	117	117
総課税台数(A-B-C)		21,545	21,458	21,435	21,412	21,594	21,740

資料：市町村税課税状況等の調(第33表)

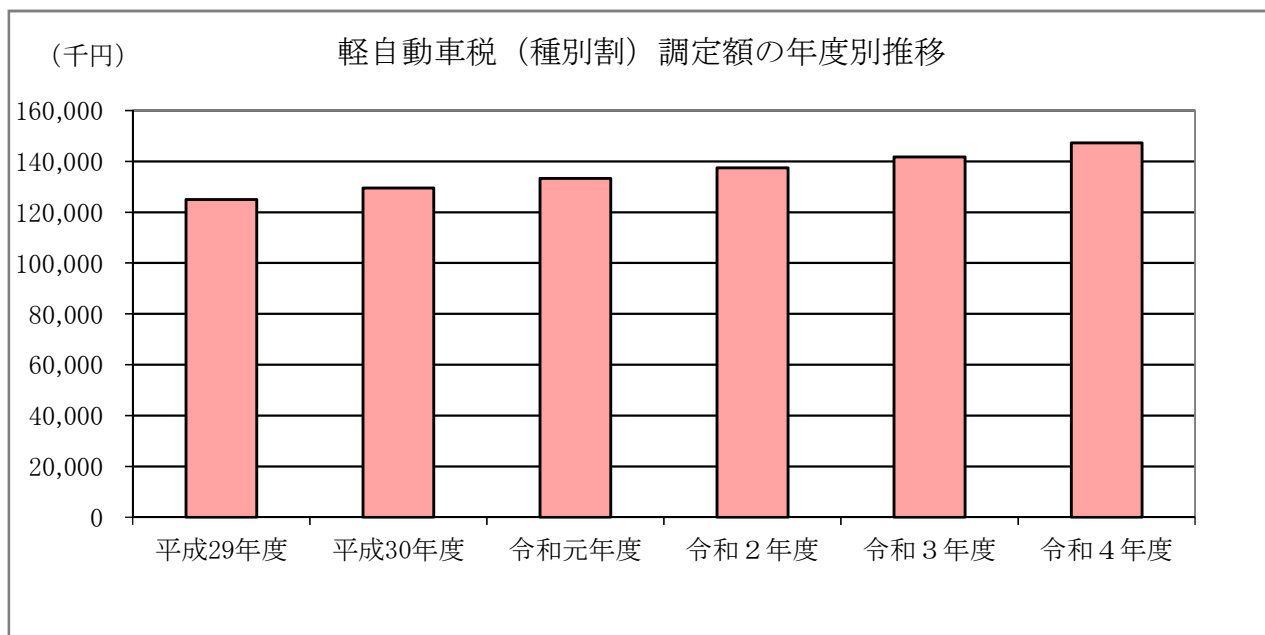


②軽自動車税（種別割）調定額の年度別推移

（単位：千円）

車 種		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
原動機付自転車	50cc以下	3,516	3,352	3,278	3,174	3,218	3,178
	50cc超90cc以下	302	294	292	280	282	288
	90cc超125cc以下	578	605	641	694	852	984
	ミニカー	122	118	96	81	78	81
軽自動車	二輪車	1,674	1,616	1,634	1,595	1,714	1,840
	三輪車	9	9	9	9	9	9
	四輪乗用(営業用)	6	6	0	13	13	13
	四輪乗用(自家用)	86,939	91,629	95,395	99,804	103,448	108,378
	四輪貨物用(営業用)	220	209	198	215	215	225
	四輪貨物用(自家用)	23,307	23,374	23,544	23,639	23,849	24,109
小型特殊自動車	農耕作業用	4,894	4,808	4,701	4,622	4,621	4,541
	特殊作業用	472	454	454	454	490	484
二輪の小型自動車		2,928	3,006	3,036	2,922	3,012	3,198
合 計		124,967	129,480	133,278	137,502	141,801	147,328

資料：市町村税課税状況等の調(第33表)



(3) 国民健康保険税

①令和4年度国民健康保険特別会計歳入・歳出予算額

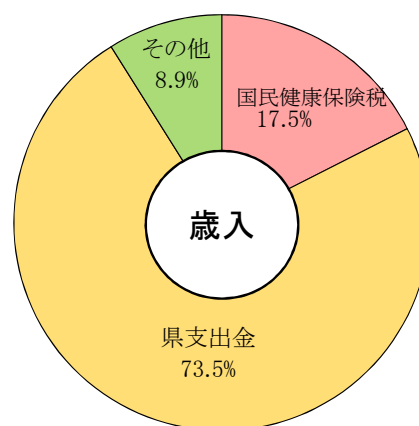
令和4年度国民健康保険特別会計予算歳入内訳

(単位：千円、%)

	予算額	構成比
国民健康保険税	715,663	17.5
一部負担金	4	0.0
使用料及び手数料	500	0.0
県支出金	3,000,812	73.5
財産収入	80	0.0
繰入金	349,230	8.6
繰越金	1	0.0
諸収入	14,802	0.4
歳入合計	4,081,092	100.0

資料：令和4年度加東市予算書

国民健康保険特別会計歳入内訳



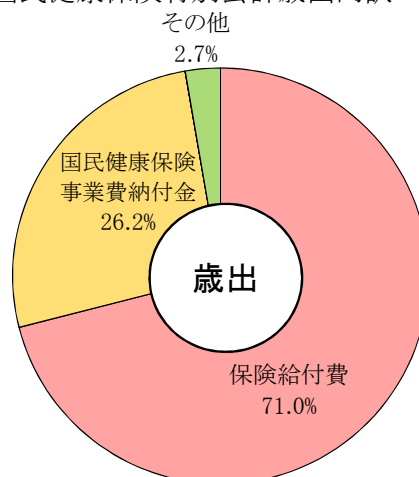
令和4年度国民健康保険特別会計予算歳出内訳

(単位：千円、%)

	予算額	構成比
総務費	67,718	1.7
保険給付費	2,898,628	71.0
国民健康保険事業費納付金	1,071,206	26.2
保健事業費	33,666	0.8
基金積立金	80	0.0
公債費	300	0.0
諸支出金	8,494	0.2
予備費	1,000	0.0
歳出合計	4,081,092	100.0

資料：令和4年度加東市予算書

国民健康保険特別会計歳出内訳



※ 構成比については、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

②国民健康保険加入者数の年度別推移

各年度6月末日現在（単位：世帯、人、％）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
世帯数	総世帯数	16,324	16,465	16,782	17,259	17,361	17,277
	加入世帯数	4,964	4,841	4,752	4,739	4,768	4,661
	加入率	30.4	29.4	28.3	27.5	27.5	27.0
人口	総人口	40,356	40,093	40,171	40,304	40,004	39,708
	加入者数	8,319	7,934	7,711	7,639	7,561	7,276
	加入率	20.6	19.8	19.2	19.0	18.9	18.3
	介護保険第2号被保険者数	2,701	2,464	2,353	2,322	2,250	2,205

資料：国民健康保険毎月事業状況報告書（事業月報）
加東市人口統計（地区別人口世帯数統計表）

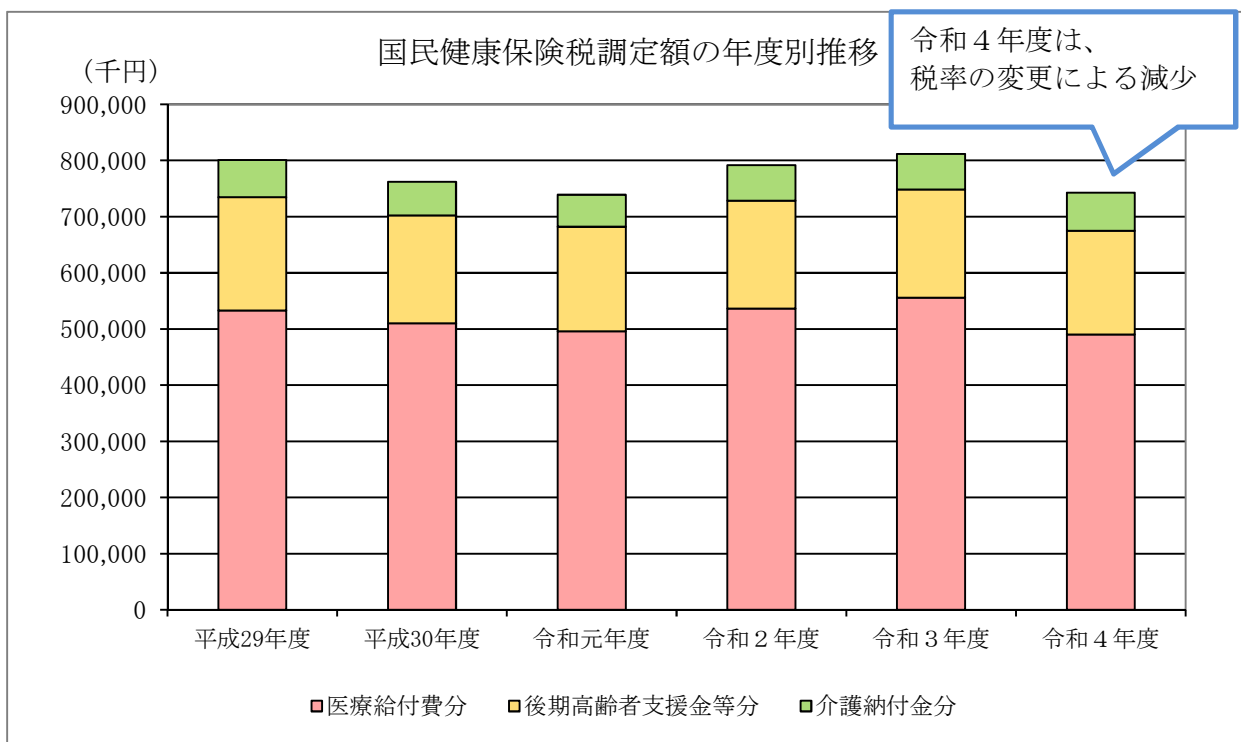
③国民健康保険税調定額の年度別推移

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療給付費分	532,985	510,042	495,825	536,320	555,811	490,042
後期高齢者支援金等分	201,484	191,979	185,999	191,914	192,262	184,551
介護納付金分	66,275	59,591	57,248	62,809	63,482	67,914
合 計	800,745	761,611	739,073	791,042	811,556	742,507

※ 当初調定による。

※ 千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。



④加入者一人当たりの国民健康保険税額

(単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療給付費分 一人当たり税額	64,068	64,286	64,301	70,208	73,510	67,351
後期高齢者支援金等分 一人当たり税額	24,220	24,197	24,121	25,123	25,428	25,364
介護納付金分 一人当たり税額	24,537	24,185	24,330	27,050	28,215	30,801
一世帯当たり税額	161,310	157,325	155,529	166,922	170,209	159,302

※ 各年度の当初調定額と6月末日現在の国民健康保険加入者数等から算出しています。

⑤算定額

(単位：千円)

	区 分	算定額		
		所得割	均等割	平等割
平成29年度	医療給付費分	343,196	222,696	100,448
	後期高齢者支援金等分	135,418	82,882	35,507
	介護納付金分	44,516	27,907	13,548
平成30年度	医療給付費分	320,307	214,928	98,471
	後期高齢者支援金等分	126,386	79,993	34,808
	介護納付金分	40,459	26,143	12,690
令和元年度	医療給付費分	313,064	206,842	96,536
	後期高齢者支援金等分	123,528	76,982	34,124
	介護納付金分	37,534	24,133	11,922
令和2年度	医療給付費分	341,765	227,059	95,871
	後期高齢者支援金等分	126,615	80,870	33,577
	介護納付金分	41,671	26,380	11,883
令和3年度	医療給付費分	362,792	246,048	99,242
	後期高齢者支援金等分	128,733	85,348	34,284
	介護納付金分	43,907	28,892	12,403

資料：国民健康保険事業状況報告書（事業年報）

※ 算定額は、基準総所得金額の総合計や総加入者数、総世帯数に税率をかけた金額です。

⑥税率

	区 分	所得割額 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	限度額 (円)
平成29年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	540,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
	介護納付金分	2.10	10,200	6,000	160,000
平成30年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	580,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
	介護納付金分	2.10	10,200	6,000	160,000
令和元年度	医療給付費分	6.64	26,600	A、B以外の世帯 21,500	610,000
				A. 特定世帯 10,750	
				B. 特定継続世帯 16,125	
	後期高齢者 支援金等分	2.62	9,900	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
	介護納付金分	2.10	10,200	6,000	160,000
令和2年度	医療給付費分	7.18	29,200	A、B以外の世帯 21,700	630,000
				A. 特定世帯 10,850	
				B. 特定継続世帯 16,275	
	後期高齢者 支援金等分	2.66	10,400	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
	介護納付金分	2.26	11,400	6,100	170,000
令和3年度	医療給付費分	7.75	32,000	A、B以外の世帯 22,000	630,000
				A. 特定世帯 11,000	
				B. 特定継続世帯 16,500	
	後期高齢者 支援金等分	2.75	11,100	A、B以外の世帯 7,600	190,000
				A. 特定世帯 3,800	
				B. 特定継続世帯 5,700	
	介護納付金分	2.48	12,600	6,400	170,000
令和4年度	医療給付費分	6.82	29,400	A、B以外の世帯 19,100	650,000
				A. 特定世帯 9,550	
				B. 特定継続世帯 14,325	
	後期高齢者 支援金等分	2.67	11,100	A、B以外の世帯 7,200	200,000
				A. 特定世帯 3,600	
				B. 特定継続世帯 5,400	
	介護納付金分	2.63	13,500	6,700	170,000

※ 「特定世帯」とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、国民健康保険加入者が一人になった世帯をいいます。

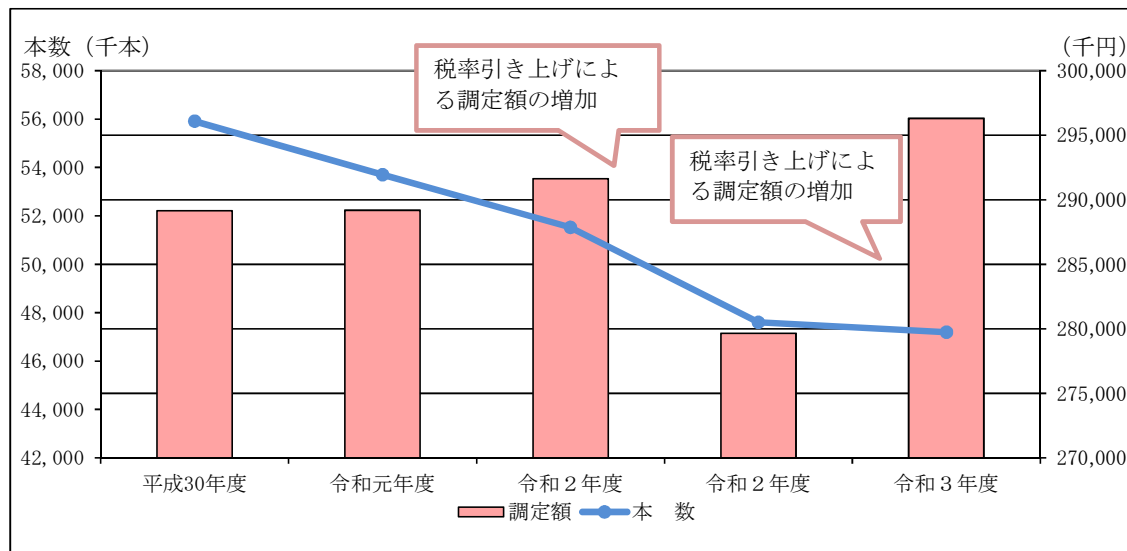
「特定継続世帯」とは、特定世帯に該当して5年経過後8年を超えない世帯をいいます。

（４）市たばこ税

調定額、本数の年度別推移

(単位：千円、千本)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度	令和3年度
調定額	289,145	289,195	291,627	279,644	296,299
本数	55,911	53,704	51,519	47,606	47,195



市たばこ税率の変遷

平成28年 4月1日改正 (旧3級品のみの) たばこ1,000本当たり2,925円
 平成29年 4月1日改正 (旧3級品のみの) たばこ1,000本当たり3,355円
 平成30年 4月1日改正 (旧3級品のみの) たばこ1,000本当たり4,000円
 平成30年10月1日改正 たばこ1,000本当たり5,692円 (旧3級品は4,000円)
 令和元年10月1日改正 たばこ1,000本当たり5,692円 (旧3級品)
 令和2年10月1日改正 たばこ1,000本当たり6,122円
 令和3年10月1日改正 たばこ1,000本当たり6,552円

※ 平成30年10月1日から製造たばこの税率が引き上げられていますが、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、段階的に税率が変わりました。旧3級品の製造たばこについては、令和元年10月1日の税率引き上げ以降、次のとおり製造たばこと同じ税率になっています。

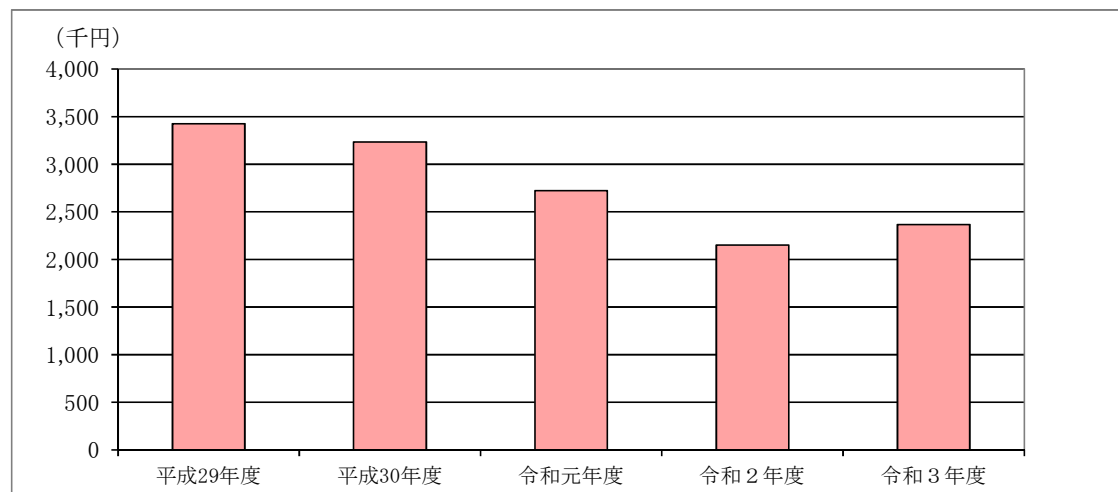
※ 旧3級品の製造たばことは、わかば・エコ・しんせい・ゴールデンバット・ウルマ・バイオレットの6銘柄を指します。

（５）鉱産税

調定額の年度別推移

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
調定額	3,426	3,234	2,721	2,151	2,366



4 徵 収

(1) 税目別収納状況 (現年度課税分)

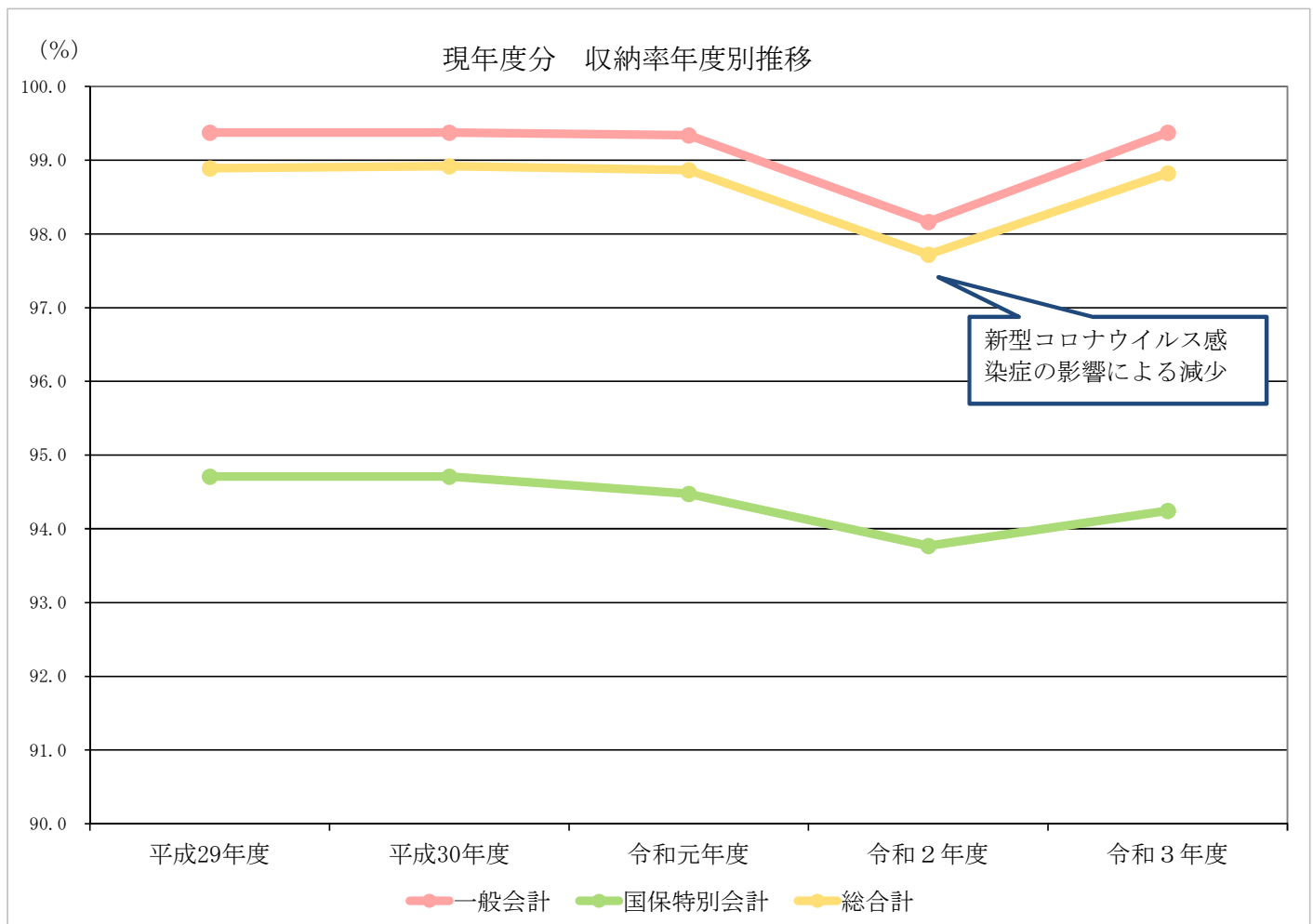
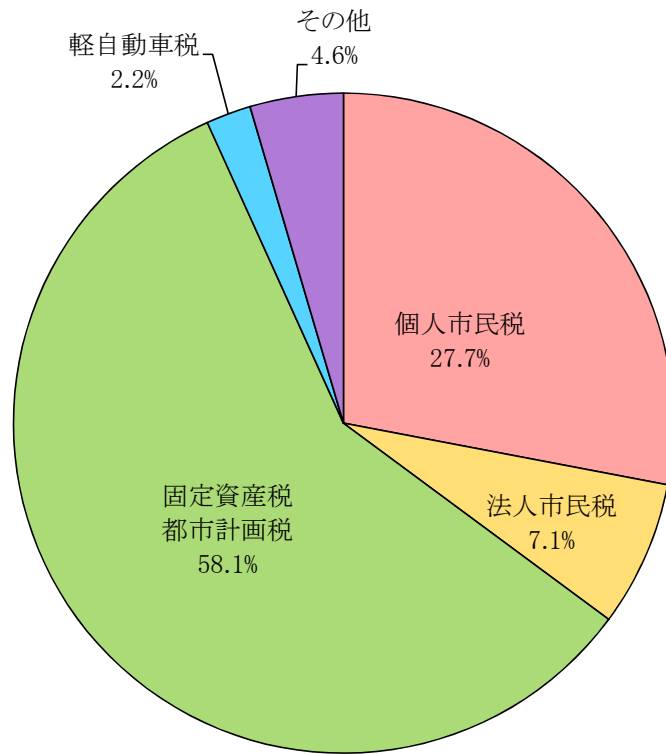
(単位 : 千円、 %)

会計区分	税目	区分	調定額	収入済額	収納率
一 般 会 計	個人市民税	平成29年度	1,869,583	1,848,754	98.9
		平成30年度	1,867,422	1,845,112	98.8
		令和元年度	1,908,422	1,886,559	98.9
		令和2年度	1,926,205	1,900,469	98.7
		令和3年度	1,871,483	1,852,172	99.0
	法人市民税	平成29年度	530,067	529,224	99.8
		平成30年度	726,778	725,767	99.9
		令和元年度	500,588	499,252	99.7
		令和2年度	473,952	472,684	99.7
		令和3年度	477,447	477,045	99.9
	固定資産税 都市計画税	平成29年度	3,993,289	3,974,445	99.5
		平成30年度	3,976,597	3,958,605	99.5
		令和元年度	4,050,988	4,030,780	99.5
		令和2年度	4,125,904	4,027,124	97.6
		令和3年度	3,883,647	3,863,802	99.5
	固有資産等所在 市町村交付金	平成29年度	5,677	5,677	100.0
		平成30年度	5,430	5,430	100.0
		令和元年度	5,345	5,345	100.0
		令和2年度	5,153	5,153	100.0
		令和3年度	5,061	5,061	100.0
	軽自動車税	平成29年度	124,974	122,924	98.4
		平成30年度	129,527	127,275	98.3
		令和元年度	135,519	133,391	98.4
		令和2年度	143,469	141,614	98.7
		令和3年度	147,234	145,076	98.5
	市たばこ税	平成29年度	289,145	289,145	100.0
		平成30年度	289,195	289,195	100.0
		令和元年度	291,627	291,627	100.0
		令和2年度	279,644	279,644	100.0
		令和3年度	297,668	297,668	100.0
	鉱産税	平成29年度	3,426	3,426	100.0
		平成30年度	3,234	3,234	100.0
		令和元年度	2,721	2,721	100.0
		令和2年度	2,151	2,151	100.0
		令和3年度	2,366	2,366	100.0
	一般会計 合計	平成29年度	6,816,161	6,773,595	99.4
		平成30年度	6,998,183	6,954,617	99.4
		令和元年度	6,895,208	6,849,674	99.3
		令和2年度	6,956,478	6,828,838	98.2
		令和3年度	6,684,906	6,643,190	99.4
国 保 特 別 会 計	国民健康保険税	平成29年度	790,496	748,672	94.7
		平成30年度	758,993	718,830	94.7
		令和元年度	740,213	699,316	94.5
		令和2年度	781,312	732,630	93.8
		令和3年度	803,915	757,663	94.2
	総合計	平成29年度	7,606,657	7,522,266	98.9
		平成30年度	7,757,175	7,673,447	98.9
		令和元年度	7,635,422	7,548,991	98.9
		令和2年度	7,737,790	7,561,468	97.7
		令和3年度	7,488,821	7,400,853	98.8

※ 金額については千円未満、収納率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

※ 令和元年度以降の軽自動車税については環境性能割額及び種別割額の合計を記載しています。

令和3年度 現年度 一般会計調定額内訳



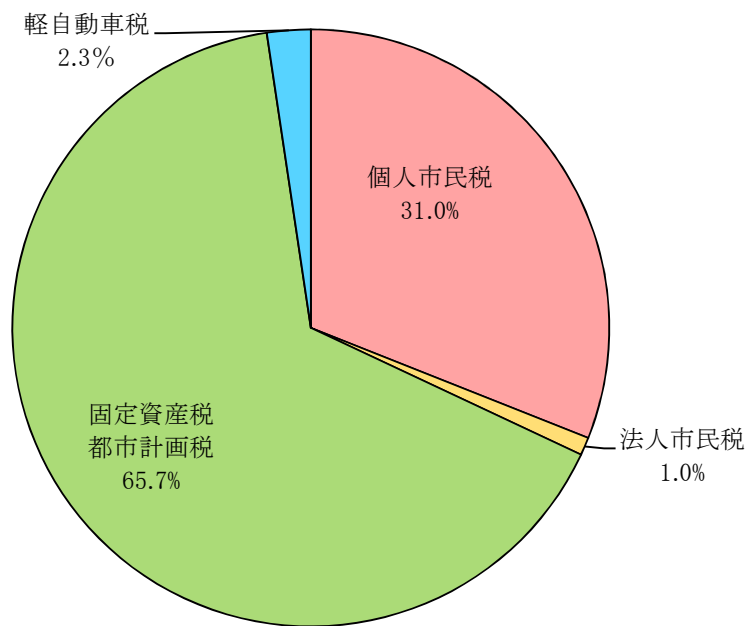
(2) 税目別収納状況（滞納繰越分）

(単位：千円、%)

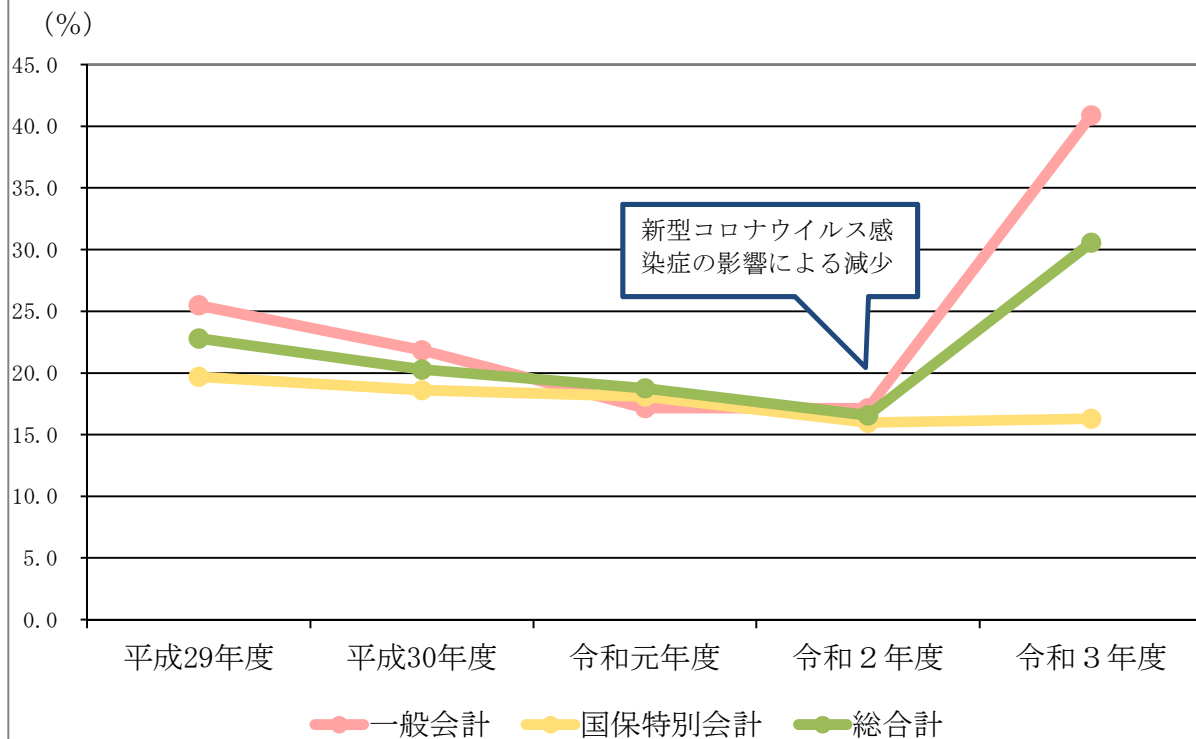
会計区分	税目	区分	調定額	収入済額	収納率
一般会計	個人市民税	平成29年度	97,958	26,058	26.6
		平成30年度	89,394	19,972	22.3
		令和元年度	88,425	18,043	20.4
		令和2年度	81,544	15,442	18.9
		令和3年度	87,669	18,772	21.4
	法人市民税	平成29年度	4,166	1,064	25.5
		平成30年度	3,744	470	12.6
		令和元年度	3,231	878	12.5
		令和2年度	2,886	813	27.2
		令和3年度	2,737	1,166	42.6
	固定資産税 都市計画税	平成29年度	196,572	48,887	24.9
		平成30年度	158,113	34,273	21.7
		令和元年度	133,222	24,438	18.3
		令和2年度	116,059	17,843	15.4
		令和3年度	185,606	94,268	50.8
	軽自動車税	平成29年度	5,458	1,549	28.4
		平成30年度	5,648	1,402	24.8
		令和元年度	6,356	1,565	24.6
		令和2年度	6,776	1,438	21.2
		令和3年度	6,688	1,399	20.9
	一般会計 合計	平成29年度	304,153	77,559	25.5
		平成30年度	256,899	56,117	21.8
		令和元年度	207,265	35,536	17.1
		令和2年度	207,265	35,536	17.1
		令和3年度	282,700	115,605	40.9
国保特別会計	国民健康保険税	平成29年度	263,195	51,826	19.7
		平成30年度	239,089	44,490	18.6
		令和元年度	223,164	40,357	18.1
		令和2年度	209,000	33,394	16.0
		令和3年度	204,695	33,350	16.3
総合計		平成29年度	567,349	129,385	22.8
		平成30年度	495,989	100,607	20.3
		令和元年度	454,399	85,280	18.8
		令和2年度	416,264	68,930	16.6
		令和3年度	487,395	148,954	30.6

※ 金額については千円未満、収納率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

令和3年度 滞納繰越分 一般会計調定額内訳



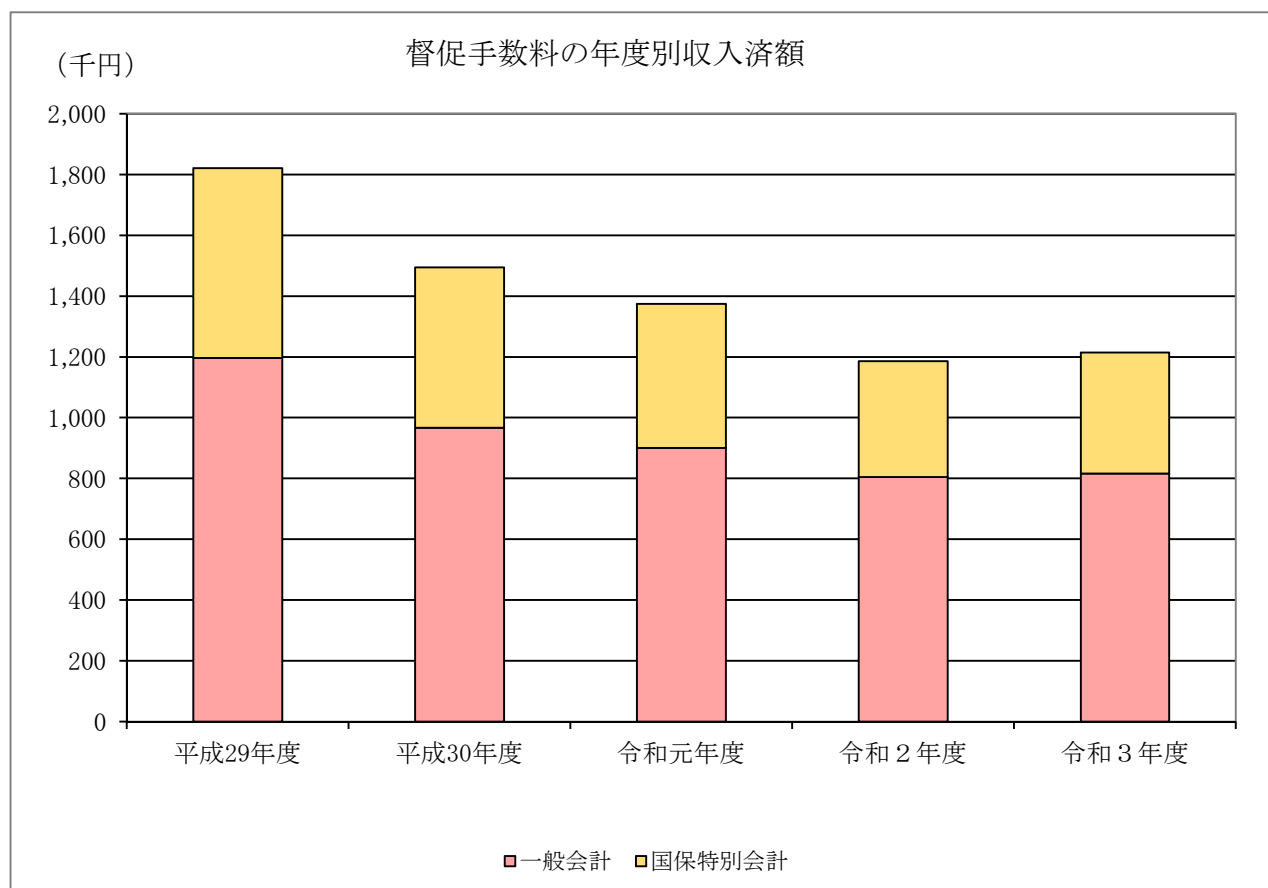
滞納繰越分 収納率年度別推移



(3) 督促手数料の年度別収入済額

(単位：千円)

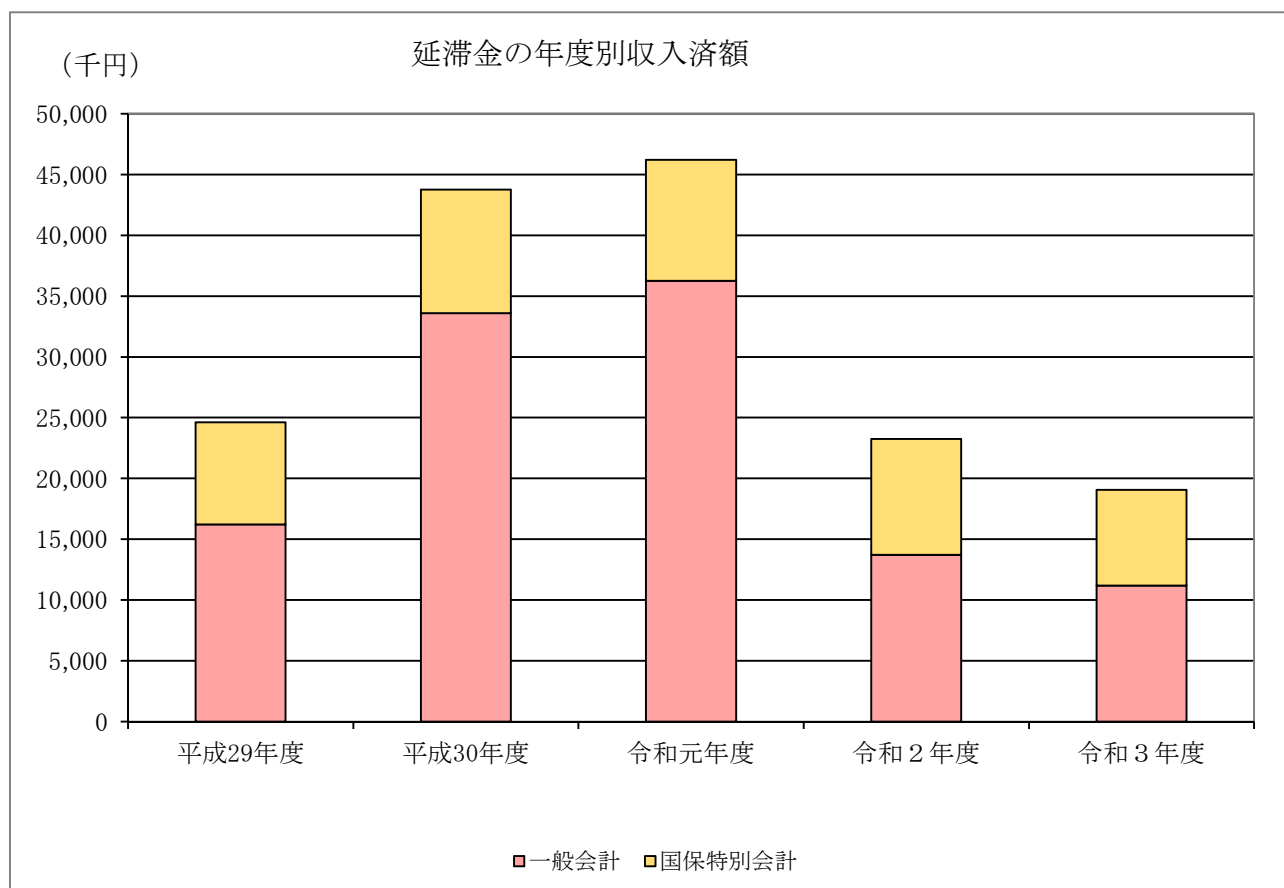
会計区分	区分		収入済額
	税目		
一般会計	市 税	平成29年度	1, 197
		平成30年度	967
		令和元年度	900
		令和 2 年度	804
		令和 3 年度	816
国保特別会計	国民健康保険税	平成29年度	624
		平成30年度	528
		令和元年度	475
		令和 2 年度	381
		令和 3 年度	399
総合計		平成29年度	1, 821
		平成30年度	1, 495
		令和元年度	1, 375
		令和 2 年度	1, 185
		令和 3 年度	1, 215



(4) 延滞金の年度別収入済額

(単位：千円)

区会 分計	区分		収入済額
	税目		
一般 会計	市 税	平成29年度	16, 213
		平成30年度	33, 600
		令和元年度	36, 255
		令和 2 年度	13, 703
		令和 3 年度	11, 179
国保 特別 会計	国民健康保険税	平成29年度	8, 386
		平成30年度	10, 159
		令和元年度	9, 974
		令和 2 年度	9, 528
		令和 3 年度	7, 900
総合計		平成29年度	24, 599
		平成30年度	43, 759
		令和元年度	46, 229
		令和 2 年度	23, 231
		令和 3 年度	19, 079



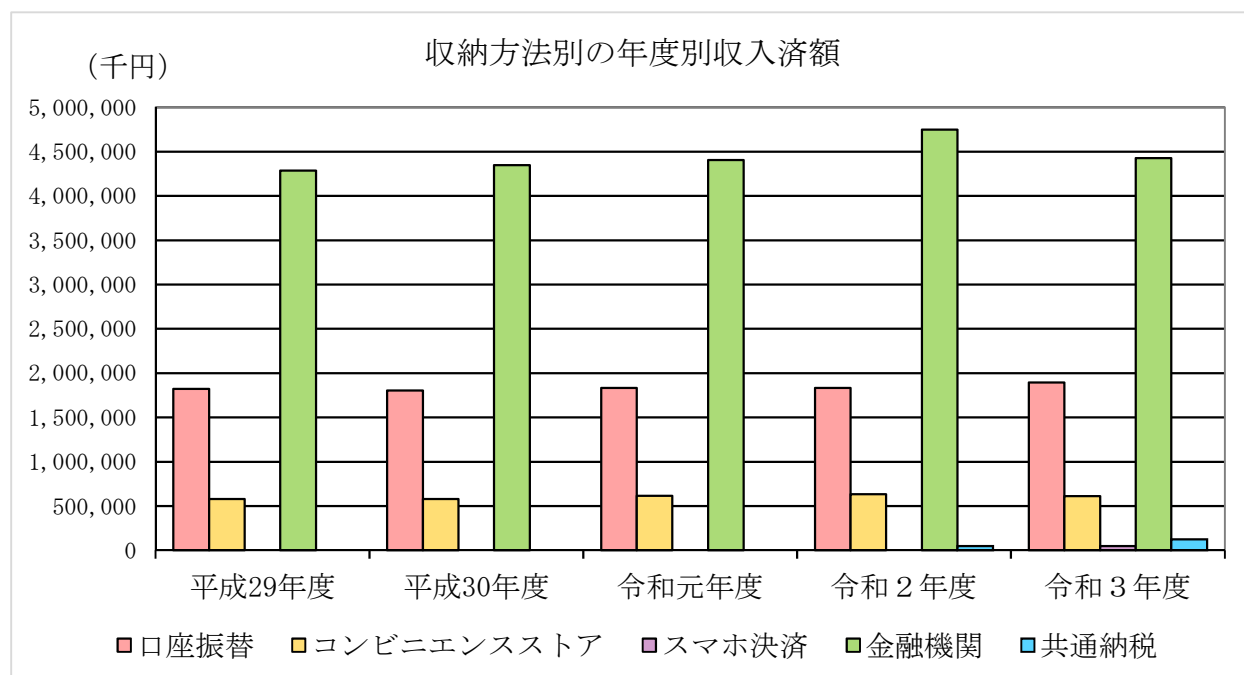
(5) 収納方法別の年度別収入済額

(単位：千円)

区分		口座振替	コンビニ エンスストア	スマホ決済	共通納税	金融機関
個人市・県民税	平成29年度	257,160	186,926	-	-	1,430,726
	平成30年度	178,580	162,233	-	-	1,524,271
	令和元年度	168,002	168,635	-	8,662	1,559,303
	令和2年度	174,432	158,255	1,572	64,926	1,516,726
	令和3年度	166,072	153,676	23,941	114,976	1,412,279
法人市民税	平成29年度	-	-	-	-	530,288
	平成30年度	-	-	-	-	726,237
	令和元年度	-	-	-	9,345	490,785
	令和2年度	-	-	-	59,891	413,606
	令和3年度	-	-	-	101,672	376,539
固定資産税 都市計画税	平成29年度	1,188,539	235,262	-	-	2,599,531
	平成30年度	1,163,750	245,528	-	-	2,583,600
	令和元年度	1,171,062	269,734	-	-	2,614,422
	令和2年度	1,175,335	287,233	1,609	-	2,580,790
	令和3年度	1,237,126	267,178	48,020	-	2,405,745
軽自動車税	平成29年度	43,775	41,574	-	-	39,124
	平成30年度	44,141	45,847	-	-	38,689
	令和元年度	44,707	50,545	-	-	39,704
	令和2年度	45,031	54,275	101	-	43,645
	令和3年度	45,706	52,931	6,040	-	41,798
国民健康保険税	平成29年度	456,481	127,484	-	-	216,533
	平成30年度	435,313	125,416	-	-	202,591
	令和元年度	419,181	127,519	-	-	192,973
	令和2年度	437,272	132,820	1,952	-	193,980
	令和3年度	445,664	139,313	16,307	-	189,728
総合計	平成29年度	1,821,784	579,024	-	-	4,285,914
	平成30年度	1,802,952	579,024	-	-	4,349,151
	令和元年度	1,832,070	616,432	-	18,007	4,406,403
	令和2年度	1,832,070	632,583	5,234	124,817	4,748,747
	令和3年度	1,894,568	613,098	94,309	216,648	4,426,089

※ 金額については千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

※ スマホ決済について令和2年9月から運用開始。



(6) 不納欠損

(単位：件、千円)

会計区分	区分 税		執行停止 3年経過		即時消滅		執行停止中 時効		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般会計	個人市・ 県民税	平成29年度	39	1,189	44	2,088	154	2,095	237	5,372
		平成30年度	63	2,287	62	1,369	67	2,137	192	5,793
		令和元年度	116	14,224	20	465	110	3,058	246	17,747
		令和2年度	136	2,883	7	294	260	4,202	403	7,379
		令和3年度	273	7,750	13	289	183	4,018	469	12,057
	法人市民税	平成29年度	1	171	1	30	0	0	2	201
		平成30年度	0	0	1	30	8	1,027	9	1,057
		令和元年度	0	0	4	520	4	280	8	800
		令和2年度	4	120	0	0	6	461	10	581
		令和3年度	0	0	2	47	5	233	7	279
	固定資産税 都市計画税	平成29年度	158	949	708	3,023	424	4,306	1,290	8,278
		平成30年度	57	502	459	5,656	399	2,676	915	8,834
		令和元年度	312	7,753	270	2,172	223	3,237	805	13,161
		令和2年度	374	5,726	390	2,146	414	3,576	1,178	11,448
		令和3年度	459	4,953	265	2,038	271	19,277	995	26,269
	軽自動車税	平成29年度	25	109	13	42	46	180	84	331
		平成30年度	15	37	3	19	25	99	43	155
		令和元年度	5	23	6	47	39	113	50	183
		令和2年度	37	219	5	54	74	238	116	511
		令和3年度	21	144	6	48	40	196	67	387
	一般会計 合計	平成29年度	223	9,777	766	5,183	624	6,581	1,613	15,801
		平成30年度	135	2,417	525	5,184	499	6,581	1,159	14,181
		令和元年度	433	22,000	300	3,204	376	6,688	1,109	31,892
		令和2年度	551	8,948	402	2,494	754	8,477	1,707	19,919
		令和3年度	753	12,847	286	2,422	499	23,724	1,538	38,993
国保特別会計	国民健康 保険税	平成29年度	169	1,916	94	2,975	570	7,805	833	12,696
		平成30年度	89	2,381	61	1,945	282	5,127	432	12,695
		令和元年度	190	6,603	7	73	364	6,241	561	12,917
		令和2年度	310	7,271	91	1,760	560	8,070	961	17,101
		令和3年度	455	11,898	32	590	520	9,255	1,007	21,742
総合計		平成29年度	392	11,693	860	8,158	1,194	14,386	2,446	34,237
		平成30年度	224	4,798	586	7,129	781	14,385	1,591	26,876
		令和元年度	623	28,603	307	3,277	740	12,929	1,670	25,291
		令和2年度	861	16,219	493	4,254	1,314	16,547	2,668	37,020
		令和3年度	1,208	24,745	318	3,012	1,019	32,979	2,545	60,735

※ 金額については千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

(7) 執行停止

(単位：件、千円)

会計区分	区分 税目		差押財産なし		生活困窮		所在・財産不明		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般会計	個人市・県民税	平成29年度	15	2,088	102	5,699	30	1,495	147	16,181
		平成30年度	19	1,369	94	9,075	99	4,761	212	9,282
		令和元年度	10	472	96	4,992	97	6,054	203	15,204
		令和2年度	6	294	84	6,351	83	2,548	173	11,518
		令和3年度	8	399	49	3,526	41	1,722	98	5,647
	法人市民税	平成29年度	2	33	4	207	2	230	8	31
		平成30年度	1	30	6	1,326	0	0	7	471
		令和元年度	8	828	0	0	1	50	9	1,356
		令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	878
		令和3年度	2	47	0	0	2	220	4	267
	固定資産税 都市計画税	平成29年度	179	3,086	201	11,010	73	938	453	11,152
		平成30年度	111	5,656	152	10,432	27	774	290	15,034
		令和元年度	90	6,690	67	8,188	59	2,239	216	16,862
		令和2年度	109	6,940	67	3,173	49	808	225	17,117
		令和3年度	85	8,319	48	1,817	20	144	153	10,280
	軽自動車税	平成29年度	10	44	75	367	23	87	108	246
		平成30年度	4	26	45	271	13	52	62	498
		令和元年度	6	47	98	461	39	177	143	348
		令和2年度	30	82	51	327	10	51	91	685
		令和3年度	7	60	30	206	1	13	38	278
	一般会計 合計	平成29年度	206	5,251	382	17,283	128	2,750	716	25,284
		平成30年度	135	7,081	297	21,104	139	5,587	571	33,772
		令和元年度	114	8,037	261	13,641	196	8,520	571	30,197
		令和2年度	145	7,316	202	9,851	142	3,407	489	20,574
		令和3年度	102	8,825	127	5,549	64	2,099	293	16,472
国保特別会計	国民健康 保険税	平成29年度	18	2,975	196	16,330	53	3,032	267	11,701
		平成30年度	13	1,945	140	17,207	64	4,797	217	22,337
		令和元年度	3	73	207	15,051	99	8,300	309	23,949
		令和2年度	16	1,760	118	12,452	24	778	158	23,425
		令和3年度	12	590	65	3,772	28	672	105	5,034
総合計		平成29年度	224	8,226	578	33,613	181	5,782	983	39,310
		平成30年度	148	8,227	437	33,614	203	5,781	788	47,662
		令和元年度	117	8,110	468	38,310	295	16,820	880	57,719
		令和2年度	161	9,076	320	22,303	166	4,185	647	43,999
		令和3年度	114	9,415	192	9,321	92	2,771	398	21,506

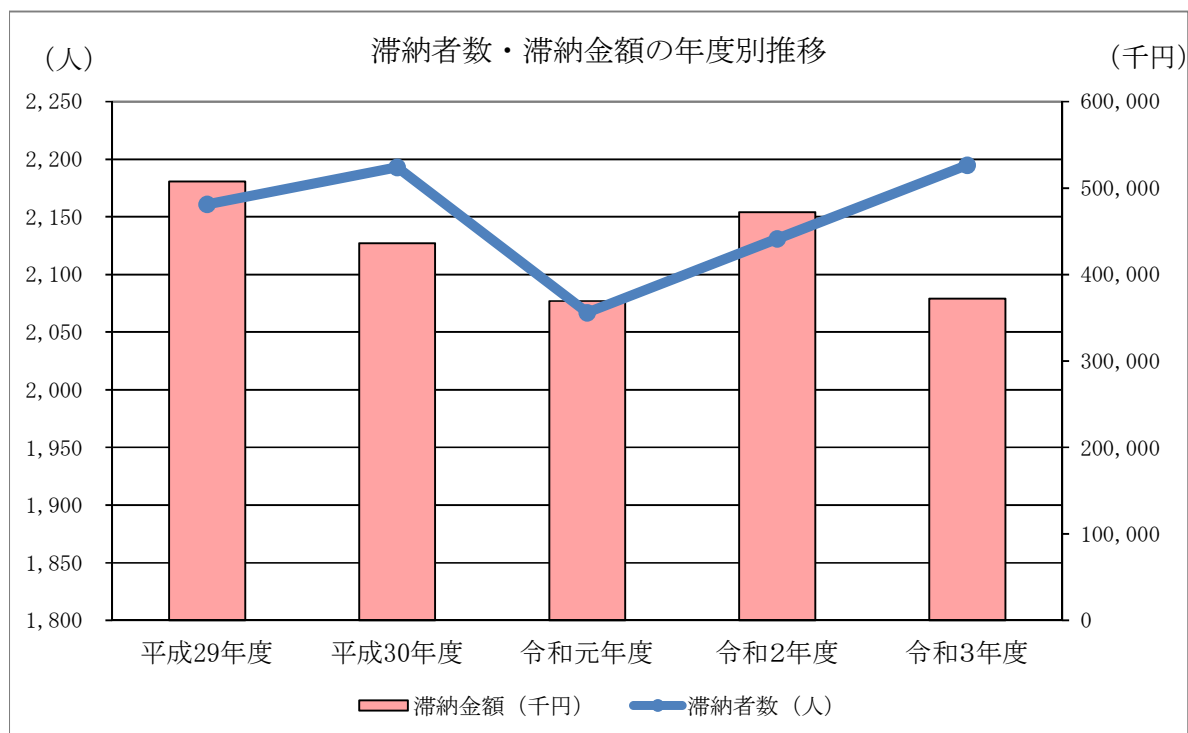
※ 金額については千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

(8) 滞 納 者 数 ・ 滞 納 金 額 の 年 度 別 推 移

各年 3 月 3 1 日 現 在 (単 位 : 人 、 千 円)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
滞 納 者 数 (人)	2,161	2,193	2,067	2,131	2,195
滞 納 金 額 (千 円)	507,518	436,132	369,317	472,173	372,259

※ 滞 納 者 数 に は 法 人 を 含 む ま す 。

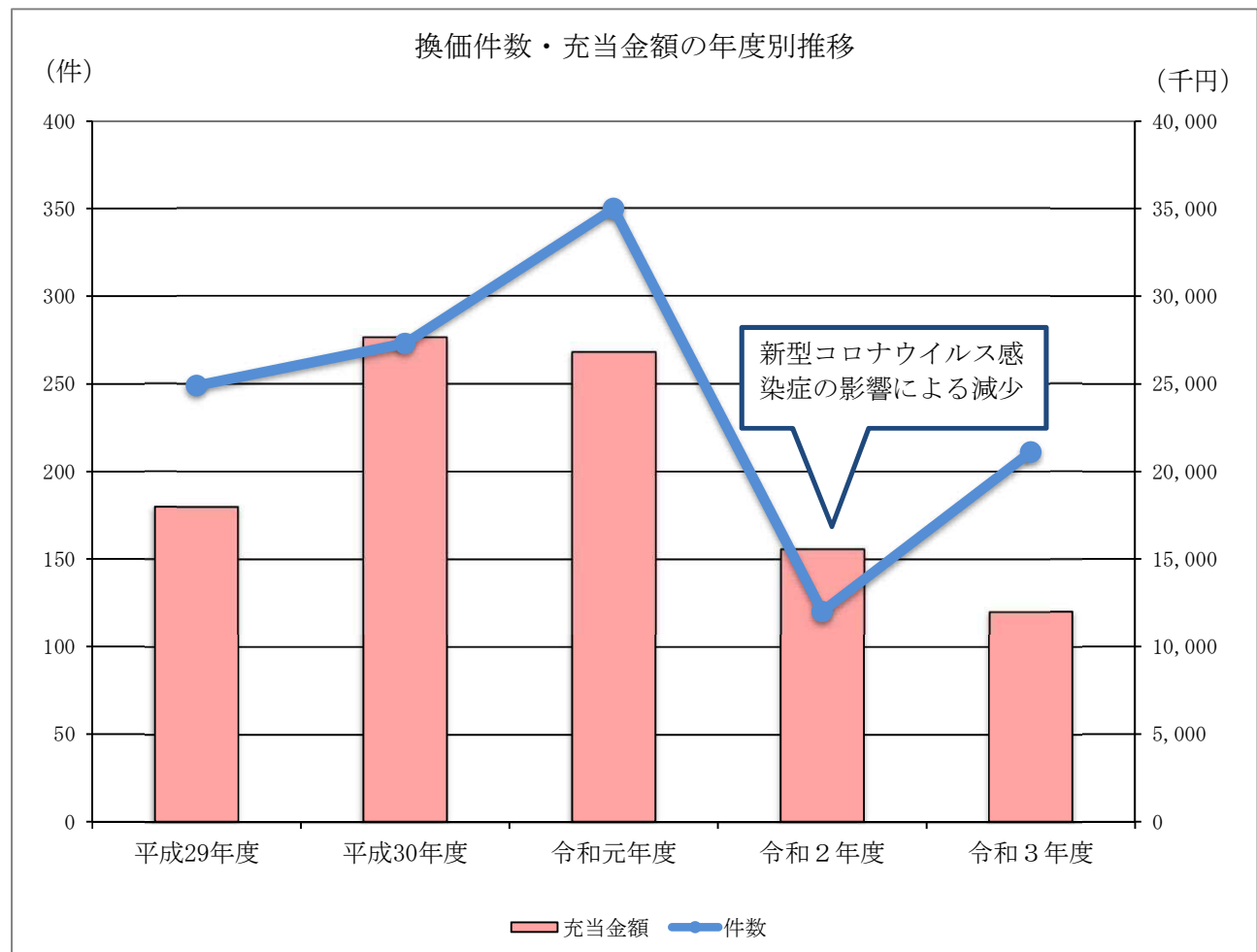
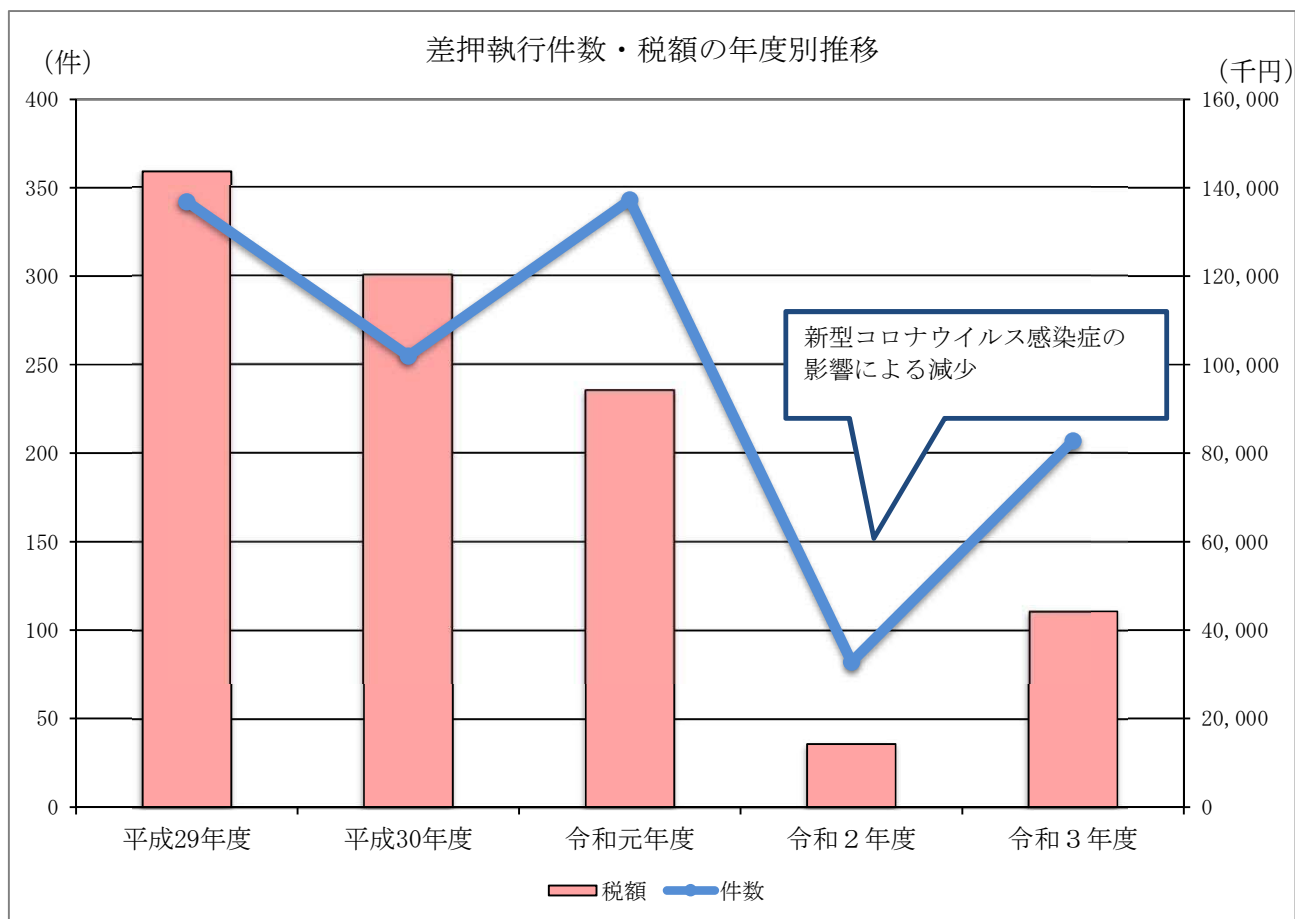


(9) 滞納処分 (差押え、換価) 状況

(単位 : 件、千円)

種別	区分	差押執行		換価	
		件数	税額	件数	充当金額
預貯金	平成29年度	211	78,220	184	6,959
	平成30年度	190	63,372	172	7,560
	令和元年度	278	49,067	255	11,989
	令和2年度	42	3,326	39	1,747
	令和3年度	134	19,848	127	6,718
継続債権	平成29年度	68	20,620	43	8,568
	平成30年度	52	35,742	87	13,630
	令和元年度	43	22,895	80	11,845
	令和2年度	32	9,368	74	13,727
	令和3年度	51	12,254	94	11,647
不動産	平成29年度	37	22,717	0	0
	平成30年度	3	8,726	0	0
	令和元年度	11	14,518	1	1,843
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	6	6,354	0	0
動産	平成29年度	4	3,767	6	211
	平成30年度	4	9,151	3	91
	令和元年度	2	1,641	5	390
	令和2年度	1	409	2	37
	令和3年度	2	1,078	1	2
自動車	平成29年度	3	3,319	4	525
	平成30年度	0	0	1	4,789
	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	1	385	0	0
	令和3年度	2	960	0	0
国税還付金	平成29年度	7	1,116	7	401
	平成30年度	4	675	6	128
	令和元年度	4	954	6	153
	令和2年度	2	500	2	19
	令和3年度	6	1,817	7	266
生命保険	平成29年度	7	8,743	3	529
	平成30年度	2	2,534	3	713
	令和元年度	1	84	1	261
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	4	1,356	2	98
その他	平成29年度	5	5,165	2	794
	平成30年度	0	0	1	736
	令和元年度	4	4,996	2	320
	令和2年度	4	226	3	48
	令和3年度	2	593	2	336
合計	平成29年度	342	143,667	249	17,987
	平成30年度	255	120,200	273	27,647
	令和元年度	343	94,154	350	26,801
	令和2年度	82	14,214	120	15,578
	令和3年度	207	44,259	211	12,001

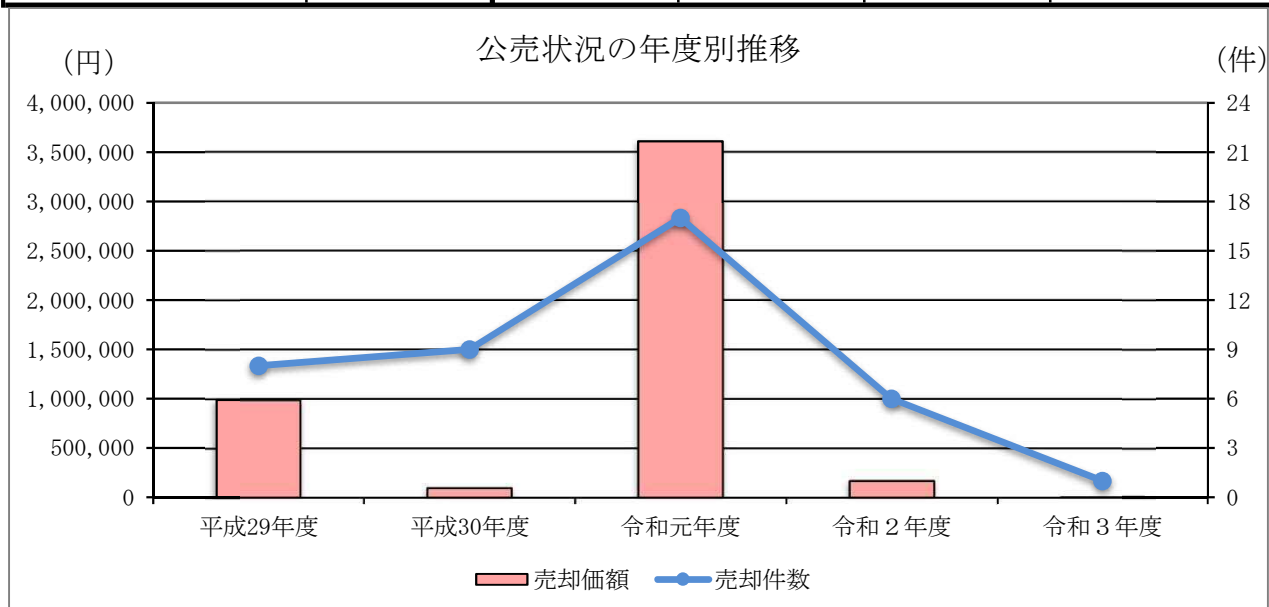
※ 税額・充当金額は、本税のみの金額を記載しています。



(10) 公売状況

(単位：件、円)

種別 \ 区分		実施回数	物件数	売却件数	売却価額
不動産	平成29年度	1	1	0	0
	平成30年度	0	0	0	0
	令和元年度	1	1	1	3,163,000
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
動産	平成29年度	2	5	5	201,100
	平成30年度	2	11	9	98,620
	令和元年度	6	16	16	448,168
	令和2年度	4	22	6	168,700
	令和3年度	2	6	1	2,000
自動車	平成29年度	1	3	3	785,800
	平成30年度	0	0	0	0
	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
	令和3年度	0	0	0	0
合計	平成29年度	4	9	8	986,900
	平成30年度	2	11	9	98,620
	令和元年度	7	17	17	3,611,168
	令和2年度	4	22	6	168,700
	令和3年度	2	6	1	2,000





令和4年度 市 税 の 概 要

発 行 者／加東市総務財政部税務課

兵庫県加東市社50番地

電 話 0795-42-3301（代表）

FAX 0795-42-5282

URL <http://www.city.kato.lg.jp/>

発行年月／令和4年12月